平成26年度化学物質安全対策 (情報伝達の標準化と国際展開に関する調査)

調査報告書

平成27年3月 みずほ情報総研株式会社

目次

1.	調査	その目	的	6
	1.1.	背景		e
	1.2.	目的	J	7
2.	新ス	くキー	·ムのデータフォーマット、データ作成支援ツール等の検討と試作	8
	2.1.	新ス	キーム参加可能性のある製品業界に関する調査・調整	8
	2.1.	1.	方法	8
	2.1.	2.	結果	(
	2.2.	物質	「リストの検討	16
	2.2.	1.	方法	16
	2.2.	2.	検討結果	26
	2.2.	3.	エリア (遵法判断情報の設定) に関する検討結果	33
	2.3.	デー	- タフォーマットの検討	36
	2.3.	1.	概要	36
	2.3.	2.	方法	36
	2.3.	3.	検討結果	36
	2.4.	デー	- タ作成支援ツールの試作	40
	2.4.	1.	概要	40
	2.4.	2.	手順	41
	2.4.	3.	結果	43
	2.5.	デー	- タ作成支援ツール試作版の評価及び課題整理	52
	2.5.	1.	概要	52
	2.5.	2.	検証の概要	52
	2.5.	3.	検証の結果	56
	2.6.	運用	ルールの検討	112
	2.6.	1.	方法	112
	2.6.	2.	検討結果	112
3.	IT S	ンスラ	テムの基本的な検討	125
	3.1.	概要	<u></u>	125
	3.2.			
	3.3.		/ステムの必要性に関する検討	
	3.4.		/ステムの機能に関する検討	
	3.4.		検討手順	

	3.4.2.	IT システムに関する機能の洗い出しと機能リストの作成【手順 i)~iii)】	130
	3.4.3.	IT システムに関する中小企業向けアンケート調査【 手順 iv)】	133
	3.4.4.	IT システムの実装イメージの検討【 手順 v)】	139
9	3.5. ま	ミとめ	141
4.	新スキ	ームの運用体制、新スキームへの移行ステップ・スケジュールの検討	142
4	4.1. 梢	討方法	142
4	4.2.	fスキームの経営基盤に関する検討結果	142
	4.2.1.	収入に関する試算	142
	4.2.2.	支出に関する試算	147
	4.2.3.	新スキームの運営体制に関する検討結果	154
	4.2.4.	新スキームへの移行ステップ・スケジュールに関する検討結果	159
5.	ワーキ	·ンググループの開催	161
別深	資料		

1. 調査の目的

1.1. 背景

製品含有化学物質規制の高まり

2000 年に入ってから、化学物質に関する規制や自主的な管理が急速に進められた。その大きな流れとして、ハザード管理からリスク管理へ、また製造や廃棄といった断片的な管理から、製品の使用や廃棄を含めたライフサイクル全体での管理へと変化してきた。

その中で、EUの RoHS 指令や REACH 規則に代表される製品含有化学物質管理規制の高まりは、近年ますます加速している。また、EUの REACH 規則では、届出や情報伝達の対象となる認可対象候補物質が追加されて 160 物質を超え、改正 RoHS 指令では、CEマーキングが導入され、制限対象物質の追加の手続きが進められている。また、欧州以外でも米国カリフォルニア州、中国、韓国、ベトナム、タイ、インド、トルコなどで同様の規制が施行されたり、実施に向けた動きが始まっている。

これらの規制は、電気電子製品や自動車など我が国の輸出型産業のサプライチェーンに大きな影響を与え、事業活動の障害になりうる一方で、規制は他国の製品との差別化にもなりうる。

サプライチェーンにおける含有化学物質の情報伝達

製品に含有される化学物質の情報は基本的に製品の製造者にしかわからないため、最終的な製品の含有化学物質を把握するためには、原材料や部品の製造者から供給先へ製品とともに含有化学物質情報が伝達され、供給を受けて新たに製品を製造した事業者はその製品の含有化学物質情報を次の供給先に伝達する必要がある。製品がサプライチェーンを物流として流れていくように、製品含有化学物質情報が「情報流」として川上から川下に授受される必要がある。

サプライチェーンの中には中小企業や海外の企業もある。その中で質のよい情報を途切れさせずに伝えていくことは簡単ではない。そこで、円滑な情報伝達を促進するための民間レベルでの活動等が行われてきた。また、最近では、業界レベルの国際標準としてIEC62474 が制定されたほか、国際組織が「製品中の化学物質(CiP)」に関する取組を始める等、含有化学物質情報に関わる取組があらためて動きはじめている。

化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会とその後の成果

このような状況下において、平成 25 年度に経済産業省で化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会(以下、「研究会」という。)が開催され、その検討結果として、「製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について」が取りまとめられた。その中では、サプライチェーンを通じた情報伝達の取組は進展しているが、情報伝達に関する重要性の認識不足や中小企業における人的資源不足や知識不足、企業機密等、さまざまな原因により、未だ円滑に伝達されているとは言い難い状況であり、以下の要件を満たす新たな情報伝達スキームが必要であることが示された。また、新たな情報伝達スキームについての基

本的な考え方が示されたほか、具体化に向けた今後の検討課題についても示された。

<新たな情報伝達スキームの基本要件>

- 1. 現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。
- 2. 業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。
- 3. 単なる日本標準ではなく、国際標準(デジュール・スタンダード)を目指し得る ものとすること。
- 4. デジュール・スタンダードとともに、デファクト・スタンダード化の取組が重要。

1.2. 目的

1.1 に示したように、平成 25 年度に経済産業省で審議された化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会の検討結果として、「製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について」が取りまとめられた。本事業では、その検討を踏まえながら残された課題および新たな課題について検討し、新たな情報伝達スキーム(以下、「新スキーム」という。)を具体化した。

仕様書要求事項とその概要を図表 1-1 に示す。

図表 1-1 仕様書要求事項とその概要

	仕様項目とその概要	報告書章番号
1.	新スキームのデータフォーマット、データ作成支援ツール等の検討と試作	3 章
	経済産業省における研究会の検討結果及び「平成 25 年度化学物質安全対策(情	
	報伝達の標準化と応用に関する調査)」の結果を十分に踏まえ、残された課題お	
	よび新たな課題について検討し、新スキームのデータフォーマット、データ作成	
	支援ツール及びその運用ルール等を具体化する。	
2.	IT システムの基本的な検討	3章
	新スキームにおける IT システムのコンセプト(システムの規模、開発及び運	
	営コスト等を含む)を具体化する。	
3.	新スキームの運用体制、新スキームへの移行ステップ・スケジュールの検	4 章
討		
	新スキームを運営する組織が持続的な組織となるよう、組織の体制、収入や支	
	出等の経営基盤について検討する。また、新スキームへの準備対応状況を踏まえ	
	ながら、新スキームへの移行ステップ・スケジュールについても検討する。	
4.	ワーキンググループの開催	5章
	1. ~3.について、必要に応じて、10回程度、10名程度の有識者・専門家から	
	構成されるワーキンググループ等を、更に必要に応じて分野を特定した専門家に	
	よるサブワーキンググループ等を設置し、合計 20 回程度開催、検討を進める。	

2. 新スキームのデータフォーマット、データ作成支援ツール等の検討と試作

2.1. 新スキーム参加可能性のある製品業界に関する調査・調整

平成 25 年度の検討においては、IEC62474 で規定される情報項目(必須項目とオプション項目) およびデータ記述ルールである xml スキーマを活用して、サプライチェーンにおけるものづくりに広く対応可能で、かつ標準的な製品含有化学物質情報の伝達手段として基本的な考え方が取りまとめられた。その中の重要事項の1つが、「情報項目」と「対象物質の範囲」を組み合わせた新スキーム推奨使用パターンである「エリア」である。

「エリア」は、サプライチェーンでものづくりを行う最終製品の業界が、新スキームを活用する際に、必要に応じて設定されるものである。現状では電気・電子業界が設定する「IEC62474」がエリアの1つとして設定することが決まっているが、その他にどのようなエリアが設定され得るのかを検討した。

2.1.1.方法

繊維、建材、玩具など、新スキームの利用が想定される業界における、業界全体の意向や関連する法規制、管理・規制対応のための業界としての物質リストの整備・運用状況を、ヒアリング等によって確認した。

図表 2-1 新スキームの利用が想定される分野とヒアリング先

分野	経済産業省個別産業担当課(原課)	関連する主な業界団体等
建材	製造産業局住宅産業窯業建材課	・日本建材・住宅設備産業協会・建具メーカー・塗料メーカー・総合住宅メーカー・住宅熱機器メーカー
オフィス 家具	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室	・日本オフィス家具協会(JOIFA) ・オフィス家具メーカー(4 社)
文具	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室	・全日本文具協会・日本筆記具工業会・筆記具メーカー(2 社)
玩具	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室	・日本玩具協会 ・玩具メーカー(2 社)
育児用品	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室	・東京都育児乗物工業協同組合 ・全国ベビー&シルバー用品連合会 ・育児用品メーカー(2 社)

分野	経済産業省個別産業担当課(原課)	関連する主な業界団体等
繊維	製造産業局繊維課	・日本化学繊維協会 ・日本染色協会 ・日本毛整理協会 ・日本アパレルファッション産業協会 ・日本ボディファッション協会 ・繊維評価技術協議会 ・日本繊維産業連盟

2.1.2. 結果

新スキームの利用が想定される業界を対象としてヒアリングした結果を図表 2-2 に整理 した。

建材については、業界へのヒアリングでは、現状で管理している物質はホルムアルデヒド等 VOC 数物質のみであり、現段階では新スキームに対するニーズはないとのことであった。しかしながら「建材」を建築に関わる製品と捉える場合には、非常に多くの製品が対象となるため、メーカーによっては多くの物質を管理している。そのため、含有化学物質の情報伝達に負担を感じている企業も多い。今後、最川下にあたる大手住宅メーカー等が管理対象物質等を設定するなどの動きが出てくる可能性があり、その場合には、新スキームの活用が期待できる。また、VOC については放散量が求められるが、建材等における含有量がわかればある程度、放散量が推定できるので、まずは含有量のみの情報伝達でも十分に有益であるとの意見をいただいた。

オフィス家具業界は、新スキームに積極的な見解をお持ちであった。管理したい物質が新スキームの管理対象と重ならない部分が多いとのことであったので、独自の管理対象物質を設定したいとのことであった。管理対象としたい物質リストを共有させていただいたところ、着色料など一部の物質(全体の 10%程度)が新スキームの管理対象外であることを確認した。ただし、建材や文具と共通する物質が多いため、サプライチェーンで合意され、標準スキームとして利用するためには、それらの室内環境への配慮も重要になる業界と一緒になって進める方が効果的であろうということであった。また、新スキーム検討会にオブザーバとして参加して新スキームの状況を把握していただいたところ、まずは現状の電気・電子分野である程度普及してからでないとエリアの追加に関する議論は難しいだろうということであった。今後は、オフィス家具業界としては、新スキームの活用を視野に入れつつ、化学物質管理のため新スキームをどう使って何を実現するのかといった点を検討し、新スキームとしては、来年度以降、エリアの追加についての考え方を検討するとともに、要請があれば他業界との情報共有の場などをコーディネートしていく。

文具については、筆記具(ペン、マーカー等)は、海外輸出が多いが、ホチキス、ファイルなどの事務用品は輸出が少ないので、取扱い製品により会社の意識にギャップがあるとのことであった。管理対象物質の数が多く、新スキームの管理対象物質と重ならない部分が多いとのことであった。しかし一方で、共通する物質については新スキームを利用す

れば、これまでのばらばらの様式が統一されるので、期待できるということであった。

玩具、育児用品業界は、分析による管理が中心であり、現状では、情報伝達へのニーズが高くないということであった。

繊維業界については、現状では管理している物質は 10 物質程度とのことであるが、欧米を中心に、管理対象物質リストなどもできているので、これが国際的な主流になれば、多くの物質を管理しないといけなくなるだろうとのことであった。したがって、将来的に新スキームを使う可能性はあるので、新スキームの動向をウォッチして、必要に応じて情報交換をしたいとのことであった。新情報伝達スキーム検討会にもオブザーバ参加いただいた。

なお、建材、オフィス家具、文具、繊維業界の方には、ツール β 版検証に参加いただいた。

今年度の新情報伝達スキーム検討会(5章参照)では、ツール開発や運営組織の議論が中心となってしまったが、今後は他エリアに関する検討(参加条件や参加のための手続きの検討を含む)を進めていくとともに、参加の可能性のある業界と協力して、円滑に参加できるように調整・準備を進めていく。

図表 2-2 新スキームに参加する可能性のある業界についてのヒアリング結果

業界·		管理対象法規制		製品含有化学物質の		新スキームへの	その他、備考
ヒアリング先				情報伝達に関する現状・課題		期待・要望、今後の方針	C 10 10 1 1112 3
	>	建産協として管理して	>	建産協 VOC 部会で化学物質の情報伝達に	>	製品規制が強化されるなどして、	▶ 建築業界全体を
建材		いる国内規制は、建築基		関するアンケートを実施したところ、SDS		将来的に新スキームを利用する	取りまとめるよ
		準法のホルムアルデヒ		で十分との回答が多かった(K)。		ことは十分にあり得る。ただし今	うな大きな業界
ヒアリング先		ドのみ。	\triangleright	以前は VOC 関連の問合わせが多かった		の段階で、建産協として新スキー	団体はない。大き
・日本建材・住	\triangleright	建材分野では製品の海		が、近年は減ってきている。一方で、製品		ムに対する積極的な要望はない	いところでは、住
宅設備産業協		外輸出はほとんどない		含有化学物質の問合わせは急激に増えて		$(K)_{\circ}$	宅生産団体連合
会 (建産		ため、海外法規制はあま		おり、問合せ件数が非常に多い上にフォー	>	管理対象物質や報告フォーマッ	会(木住協、プレ
協)(K)		り気にしていない		マットも管理対象物質もばらばらなため、		トが統一されれば、作業負担が大	協などが参加) が
・建具メーカー		$(K,Y,D,N)_{\circ}$		対応に苦慮している(Y)。		きく減るだろう(Y,N,D)	ある(K,D)。
(Y)	>	建産協では、4VOC につ	\triangleright	顧客から特定の物質について問い合わせ	>	規制がない中では、各社足並みが	
・塗料メーカー		いて自主基準による認		があった際、問合せるサプライヤは1製品		そろわないので、業界として対応	
(P)		定事業を実施。		でも 100 社以上になる。(N)		することは難しいだろう(K)。	今後の対応
・総合住宅メー		家具は、建築基準法の対			>	1 社だけが新スキームを採用し	建産協としては、問
カー(D)		象外で、特に輸入家具は		$(P)_{\circ}$		ても全体の効率化にならないの	
・住宅熱機器		VOC 含有が懸念(K)。		海外輸出対象機器については、今後 RoHS		で、業界あるいは川下大手企業が	
メーカー(N)	\triangleright	総合住宅メーカーでは、		対象となることもあり、管理体制を強化		まとまって採用したい (Y,D)。	の、住宅メーカーやそ
・(METI 住宅		2006 年頃に REACH を		中。現 RoHS 対象等を含む 19 物質を管理	>	VOC については放散量が求めら	
産業窯業建材		背景に化学物質管理の		している。サプライヤには直接自社システ		れるが、含有量がわかればある程	
課)		気運が高まったが、現在		ムにデータを入力してもらっている。(N)		度計算で求められるので、まずは	
		はトーンダウン気味。取		不純物レベルでも含有がないということ		含有量のみの情報伝達でも十分	
		組が進んでいる企業で		を保証することはできないため、保証書は		に有益である(Y)。	に利用したいという
		も、VOC 以外は土対法		出せない。「意図的添加がない」ことを報	>	含有化学物質情報の受領者が遵	
		等の国内法を管理対象		告書として回答している(P)。		法を判断するための支援機能(用	積極的な大手住宅
		とし、RoHS, REACH を		最近は顧客からの要望により「塗膜中含有		途などを考慮してある程度の自	メーカー等とは情報
		対象としているところ		率」を回答することが増えている。ただし		動判断をする機能)があるとよ	共有を行っていく。ま
		は少ない(D)。		想定条件下であることを前提としている		V_{\circ} (N) _{\circ}	た、必要に応じて住団
				(P) _o			連などに追加ヒアリ
				サプライヤの中でも特に海外サプライヤ			ングを行う。

業界・ ヒアリング先	管理対象法規制	製品含有化学物質の 情報伝達に関する現状・課題	新スキームへの 期待・要望、今後の方針	その他、備考
		との意思疎通が難しく、回答してもらえな いことが多い(Y)。		
オフィス家具 ヒアリング先 ・日本オフィス家 具協会(JOIFA) ・オフィス家具メーカー(4社) ・(METI日用品室)	 ▶ 現状で、オフィス家具は 国内販売がメインで、海 外輸出は少量である。ただし、今後アジアを中心 に輸出を強化する企業 も多い。 ▶ 製品によるが、国内法では、労安法、建築基準法、 学校安全性基準等を見ている。 	 ▶ 特に電気・電子分野の顧客に製品を納入する際、含有情報の問合せがある。顧客の調達基準が、製造工程で使用するものだけでなく事務用品にまで一律にかかっているためである。 ▶ 現状は不使用証明書が主である。また、接着剤、塗料等の情報はかなり伝達されるが、成形品になると伝達されないことが多い。 ▶ 過去にサプライチェーンをさかのぼって含有化学物質の調査をしたことがあるが、3割くらいしか返ってこなかった。 	質リストでは足りない物質がある。現在 JOIFA の WG で物質リストを検討中である。(後日、物質リストを受領)	有害家庭用品規制 法、食品衛生法、玩具 安全基準等から800物 質程度の物質リスト を提供いただいた。そ のうち、新スキーム赤 破線物質対象外は62
文具 ヒアリング先 ・全日本文具協 会 ・日本筆記具工 業会 ・筆記具メーカー (2社) ・(METI 日用品 室)	 ▶ 筆記具(ペン、マーカー等)は、海外輸出が多いが、ホチキス、ファイルなどの事務用品は輸出が少ないので、取扱い製品により会社の意識にギャップがある。 ▶ 筆記具はワールドワイドに輸出しているので、韓国、カナダ、フィリピン等、各国の規制をみている。 	 ▶ 輸出する筆記具についての物質管理も重要であるが、一方で日本国内の電気電子業界の会社に事務用品として納入する際も、個社様式で情報提供を要求される。これにかかるコストは膨大である。 ▶ 含有化学物質規制への対応については、全日本文具協会の製品安全委員会で検討している。 	 新スキームで様式が統一されることを期待している。 筆記具についての情報伝達に使うためには、新スキームでカバーしている法律では、不十分である。 新スキームβ版ツールを使ってみて、使用可否を判断し、物質リストについても意見等があれば出す。 含有情報のみが伝達対象とのことであるが、全く溶出放散しない 	今後の対応

業界・ ヒアリング先	管理対象法規制	製品含有化学物質の 情報伝達に関する現状・課題	新スキームへの 期待・要望、今後の方針	その他、備考
	 EN71Part3、 Proposition65、 CPSIA、LHAMA(有害 美術材料表示法) などは 対象物質数が多い。 		のに、含有しているから調達付加 という業者が多い。誤解を避けた い。	応を予定。
玩具 ヒアリング先 ・日本玩具協会 ・玩具メーカー (2 社) ・(METI 日用品 室)		少量、製品1つ当たりのコスト低、OEM 海外生産が多い(9割)点である。 ➤ 玩具の安全性を示す ST マークに対応する ことで、安全性を確保している。ST への 玩具企業の加入率は70~80%である。 ➤ サプライヤに RoHS 対応してください。と	験を要求されるので、負担が減る ことはあまり期待できない。	今後の対応 分析が中心である ため、あまりニーズは 高くないとのこと。 業界として新でき キームの利用可否等
育児用品 ヒアリング先 ・東京都育児乗 物工業協同組合 ・全国ベビー& シルバー用品 連合会	➤ 国内は基本的に食品衛生法に基づいている。 ➤ 海外に哺乳瓶乳首を輸出しているので、輸出国の法律の把握に努めているが、正確に把握することは難しい。	おり、製品は多岐にわたる。 ➤ 一次外注先までしかコントロールできていない。	析試験が必要なため、含有情報が 伝達されることによる便益は小 さいかもしれない。	を検討するとのことで、連絡待ち。 要請があれば、検討状況の説明やβ版ツールの提供等の対応を予定。

業界・ヒアリング先	管理対象法規制		製品含有化学物質の 情報伝達に関する現状・課題		新スキームへの 期待・要望、今後の方針		その他、備考
・育児用品メー カー(2 社) ・(METI 日用品 室)							
繊維 ・協・・会・フ産・フ協・協・連・課) 大生・協・・会・フ産・フ協・協・連・課)	繊維車用、 10 を 10	A A A	繊維製品は、少ロット多品番が特徴である。一製品あたりの部品点数は、多くてもせいである。部品管理もシスティックにやっているところはほどなく、パソコンベースである。顧客から含有化学物質の情報を求めらられることは稀である。稀に大いるかといっ間かれることは稀であるが、個々の物質について聞かれることはがあるが、1つ1つの製品について情報を交わす場合があるが、1つ1つの製品について情報を交わすとはない。 BtoBで遵法の契約書を交わす場合があるが、1つ1つの製品について情報を交わするとはない。 2008年頃にトレーサビリティを確保するためのシステムを検討した。繊維業界は、日本の企業であれば、しかがらればトレースすることは可能。しかがらればトレースすることは対けながあれば、との原因をトレースすることはないの原因をトレースすることはがあれば、との原因をトレースすることはながあれば、との原因をトレースすることはないの原因をトレースすることはないの原因をトレースすることはながあれば、との原因をトレースすることはながあれば、との原因をトレースすることは、との原因をトレースすることは、との原因をトレースすることは、との原因をトレースすることは、との原因をトレースすることは、との原因をトレースすることは、との原因を対している。といいのでは、とので、とののののののののののののののののののののののののののののののの	A A	将来的に新スキームを使う可能性はあると思う。新スキームの動向をウォッチして、必要に応じて情報交換をしたい。世界的な動向も見ながら、将来的には、繊維業界としての化学物質リストを検討する可能性があると思う。	A .	GS1 Hong Kong が中で AppTex Program と Rong に App と Rong に App に Rong に Ro

業界・ ヒアリング先	管理対象法規制	製品含有化学物質の 情報伝達に関する現状・課題	新スキームへの 期待・要望、今後の方針	その他、備考
	入が圧倒的に多い。	川下側に情報を流すことが可能であるが、		(Sustainable
		記載がないものはわからない。REACH の		Apparel
		SVHC や Propsition65 の物質の情報は得		Coalition) は
		られない場合が多い。		サステイナブル
				社会を目指し、温
				暖化ガス排出・水
				の消費・労働問題
				等の総合評価
				ツールである
				Higg Index を採
				用。川上、川中、
				検査団体等も含
				め、200 社位が加
				盟。日本では東
				レ、帝人、アシッ
				クス等。
				A // - 11-4
				今後の対応
				検討会オブザーバ
				として参加していた
				だき、必要に応じて情
				報交換をする。

2.2. 物質リストの検討

2. 2. 1. 方法

関連する法規制(REACH・RoHS など)や業界基準(IEC62474・GADSL など)の対象物質リストを考慮した新スキームにおける情報伝達の対象とする化学物質リストを試作した。

試作においては、物質リスト WG を設置し、方針に従って検討を行った。既存の仕組みにおけるリストを参考とし、関連する化学品業界や既存の仕組みの協力を得て、整合性に配慮した。

また、検討会において確認された物質リストについて、一般を対象とした意見募集を実施した。以下に、物質リストに関する意見聴取のための公開資料(図表 2-3)と主な意見・提案の取りまとめ(図表 2-4)を示す。

図表 2-3 物質リストに関する意見聴取のための公開資料

管理対象物質リストに関わる用語の定義 用語 定義 製品含有化学物質 製品に含有されることが把握される化学物質(JIS Z 7201) 新情報伝達スキームが法規制及び/又は業界基準を選択することで、 管理対象物質 製品含有化学物質管理の対象とする化学物質 管理対象基準 管理対象物質を規定する元となる法規制及び/又は業界基準 管理対象物質集約リス 管理対象基準として選定された法規制及び/又は業界基準において ト (集約リスト) 指定されている物質群及び物質名を集約したリスト 管理対象物質検索用リ 管理対象物質集約リストを、実用的に利用される範囲で物質群名表 スト (検索用リスト) 示の部分も含めて個別の物質名やCAS 番号まで展開したリスト 管理対象物質集約リストおよび管理対象物質検索用リストを合わせ 管理対象物質リスト た総称 GADSL IEC62414 化審法 図 管理対象物質リストの 範囲のイメージ REACH制限 パブコメ対象 1

管理対象基準の選定条件

◆管理対象基準の選定の考え方

新情報伝達スキームでは、サプライチェーンにおける製品含有規制物質の情報伝達の確実化・円滑化のために、サプライチェーン全体が必要とし、サプライチェーン全体で合意できる管理対象基準を選定することを目指す。

◆管理対象基準の選定

- ① 全般
 - ✓ 製品の含有規制に関係のある、法規制及び/又は業界基準から管理対象基準を選定する。
 - ✓ 法規等の内容(条件、表現、判断基準など)については変更せずに採用する。
- ② 法規制
 - ✓ 初版では、日米欧の主要な法規制を対象とする。
 - ✓ アジア諸国等の規制についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに則り、追加していく。
- ③ 業界基準
 - ✓ 初版では、電気電子業界および自動車業界を対象とする。
 - ✓ 他業界の基準についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに則り、追加していく。

パブコメ対象

管理対象基準の設定

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準 (並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質) およびANNEX XIV(認可対象物質)
LR07	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

パブコメ対象

成分情報の伝達における閾値の適用

◆成分情報の伝達における閾値の適用

法規制の濃度規定		管理対象物質の濃度	情報伝達の要否
	法規制の規定する濃度 >0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	法規制の規定する濃度に 基づいて情報伝達
		0.1wt%以上 法規制の規定する濃度未満	自主基準に 基づいて情報伝達
あり		0.1wt%未満	情報伝達を必須としない
	法規制の規定する濃度 ≦0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	法規制の規定する濃度に 基づいて情報伝達
		法規制の規定する濃度未満	情報伝達を必須としない
なし	(濃度が規定された用途 に該当しない場合等を含む)	0.1wt%以上	自主基準に 基づいて情報伝達
		0.1wt%未満	情報伝達を必須としない

パブコメ対象 5

図表 2-4 管理対象物質と成分情報伝達閾値に関する意見・提案

	囚仪 2 ⁻⁴ 自空对象物具C从刀闸和囚廷喇临□尺为 ③忌允 · 旋未				
Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案			
С	コメント「物質リストを参照する法規で少なくとも製品に関する国内法はカバーすべき」 理由 1)本事業が税金を使用しており、日本国の法規をカバーしないのは税の使い道上説明ができない 2)労安法のアスベスト等、化審法の外で規制されている化学物質がある。金属(水銀、カドミ、 クロム)も化審法対象外である。 3)これらの物質が RoHS でカバーされるとの意見もあるが、日本の税金を投入する仕組みで日本 の法規をカバーしないのはおかしい。最悪、「輸出産業である大企業の海外法規対応を経産省が支 援している」といわれた場合こまるのではないか 検討委員会はそれら疑問が生じたときに説明す るロジックをお持ちなのか?				
Q	1) 法規制及び業界自主規制対象の化学物質を管理対象基準に設定しているが化管法・安衛法・毒劇法・消防法(危険物)の指定物質が対象に入らないのか? 海外規制よりも国内規制物質をしっかりと識別できる DB が必要ではないのか? UNRTDG に掲載されている危険物はなぜ入らないのか? 2) 上記より当該 DB を国際標準化を目指せば日本の国内規制を化審法(第一種特定)物質のみと誤解するのではないか? 3) 管理対象基準では含有禁止(=製造禁止)と管理対象(=使用可能)の物質区分を明確にすべきではないか?				
Q	2) 対象となる物質リストのイメージがわからない。 ・物質リストは資料中にある9個の法規と業界規制のみとして作成されるのか。 ・化審法は成形品の方にも入るのか? ・自動車関係はGADSLのみが対象か? ・REACHのSVHCはJAMPスタイルで将来対応予定の1500物質相当のものも含まれるのか?				

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
С	・基本的に報告閾値等の考え方はこのままで良いと思います。 ・AIS で報告対象物質がどの物質か分かり辛いと海外のサプライヤから言われています。 AIS の報告対象物質一覧の記載はエクセルで法規制毎シートで分けてあります。 (分かり辛いポイント) I 同じ物質でも表現が異なって記載されている。 II 法規制でまたがっている物質でどれが一番厳しいか分かり辛い。 できれば一つのシートで備考等に法規制や閾値に記載して頂けると助かります。	
С	電気部品など接続用のコネクタ・ハーネス製品メーカーで、国内で 1 万種類くらいの製品を扱う EU に本社・生産拠点を置く国内販社として製品販売とともに製品含有化学物質調査を行っております。特に下記に挙げた物質に関して、含有物質調査の非常に困難な壁となっており、製品の提供にも影響する大きな原因となっています。 1.検討依頼物質 ①DIDP, DINP, DNOP IEC62474 ID No. 00037 Reportable applications; Children's toy or child care article ②Nickel (CAS No. 7440-02-0) REACH ANNEX XVII Conditions of restriction; earrings, necklaces, etc. ③Copper (CAS No. 7440-50-8) GADSL Dispersive applications; Brakes and Frictions lining ④PVC (CAS No. 9002-86-2) JIG-101 Ed.4.1 情報提供物質 2.検討依頼理由・背景 2) EU における運用面と大きなギャップ 一方 EU では法令における用途規制物質については報告任意(option)とされています。これまで弊社生産国を通して任意報告物質まで繰り返し要求はするものの、EU サプライヤから含有成分情報まではまったく得られません。	

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
С	昨今の製品含有化学物質の調査に関しては、欧州RoHS指令での規制化学物質は当然として、各電機電子機器メーカー独自の規制を求められるようになってきています。例として<韓国企業>などからは、指定物質について閾値設定無しでの含有禁止を要求されており、原料メーカーに特注で対象化学物質布含有の原材料を手配するまでになっています。このように法的基準の濃度未満を一律で情報伝達不要とするには、調剤メーカーとしてリスクがある状況です。	
C	昨日はエコプロダクツ展の JAMP セミナーでの経産省の説明を聞かしていただきました。②話の中で矛盾を感じたのは、法律の適用範囲は青線部分の IEC62474 が報告必須、赤破線部分は出来るだけ報告との話でした。 国内の最重要化学物質規制は化審法と理解していますが、化審法の大部分は赤破線で第一特定化学物質が全て IEC62474 に含まれているとは思われません。TBTO 等は載っているようですが、一部と思われます。しかし、経産省の立場として国内で第一特定化学物質の無許可製造、輸入は禁止としていて、それを守らせる立場でしょう。新スキームでは、一部の第一種特定化学物質の報告のみを必須として、残りは出来ればでいいとなれば、国内法と矛盾するのではないでしょうか。とすれば、コアとなる部分は IEC62474 と第一特定化学物質全てを必須報告物質にするべきでは無いですか。	
С	2. 要望 シップリサイクル条約 (欧州シップリサイクル規則 REGULATION (EU) No 1257/2013 を含む)を管理対象基準に追加願います。 3. 背景 弊所ではエンジンを製造しており欧州 REACH 規則や欧州 RoHS2 指令同様シップリサイクルについても含有物質を管理する必要があり、調達先に対し禁止物質の非含有管理及び管理物質の含有量調査を実施する必要があります。 新スキームの主旨であるサプライチェーンでの物質管理統一フォーム実現の為にもシップリサイクルの管理対象基準への追加をご検討願います。	

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
С	弊社は、自動車業界や電機業界やその他の複数の業種に渡って主に川中に位置する製造業を営んでおります。	
	管理対象基準として挙げられている法規制・業界基準の中で、業界標準(GADSL および IEC62474)については、基本的に年1回以上見直しされますし、法規制についても SVHC であれば年2回追加され、その他でも数年に1回程度は追加されるものもあります。これらを管理対象基準とした場合に、どの程度の更新頻度とするかが川中企業にとっては重要で、現状の JAMP のように SVHC の追加の都度つまり半年に1度他の対象基準の更新分も含めて更新していくとおそらくはその都度川下企業より調査依頼が展開され、川上へと展開しなくてはならなくなり、サクライチェーン全体に調査が及ぶこととなります。(追加される物質が数物質で、それが関係する原材料や部品がごくわずかであっても全サプライチェーンでの展開となる。)このあた	
	りで、対象基準の選定というより、更新の頻度あるいは、更新の都度の再調査を求めるのかを含め た運用面も含めて検討されることを要望致します。	
C,Q	"情報伝達を必須としない"という表現が分かりにくいと思います。 情報伝達不要と言う意味でしょうか? 含有化学物質は、製造工程による化学物質の変化や濃縮等により含有量が変化する可能性があります。 また、顧客要求が法基準未満で設定されている場合があり、報告を求められます。 法基準や 0.1wt%以上の情報のみの情報伝達では、再度の調査が必要になる場合が考えられます。 対象化学物質の"含有濃度の多少に関わらず含有情報が既知の場合は情報伝達する"のを基本とするような表現にすることにより含有情報が確実に伝達されると考えます。	
C,Q	以降の全文を通じ「製品」が指すものが、JIS Z 7201 の定義に拠るならば、「化学品」、「部品」、「完成品」の全てを指す定義となります。 製品がサプライチェーン中のどこに位置するのかによって法規制/業界基準に対する適合/不適合など情報は変容するのですが、その点の考慮やルール適用分けは強く考慮されていません。	サプライチェーンでの位置の違いを考慮

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
Q	「管理対象物質」の定義説明において、「新スキーム」といった意志の所在が曖昧な存在が管理対象物質を決めるとされています。新スキームは業務フローやその枠組みを示すものであって管理対象物質を決める機能ではありません。また何らかの規則に基づき勝手に物質が加わるものでもないと思っています。 新たに設置される組織が、各種法規の中から「管理対象」を一定の基準に基づき、意志を持って選択・指定すると理解していたのですが、違いますか。	定義ですので適切な記述をお願いします。
C,Q	結果的に「管理対象物質」と「管理対象物質集約リスト(集約リスト)」は同じものになります。分けて定義しなければならない積極的な理由がありません。	分けて定義しなければならない積極的な 理由の説明をお願いします。 またここで説明されているのは「管理対象 物質」ではなく「管理対象法規・基準」で はないですか。
С	「新情報伝達スキームでは、サプライチェーンにおける~(中略)~管理対象基準を選定することを目指す」とありますが、選定プロセスおよびプロセスの主体者および基準は、この資料の主題でないためか示されていません。	管理対象基準を選定する局面だけでなく、 同基準に変更が発生した場合に同じプロセスを踏む必要があると考えます。また、 そのプロセスや考え方が予め提示された 状態で運用ルールの是否は問われるべき だと考えます。
С	「管理対象基準の選定の考え方」とありますが、文末で「~管理対象基準を選定することを目指す。」となっていて努力目標に読み取れます。	「サプライチェーン全体が必要とし、合意できる法規制や業界基準から選定する」とすれば、「製品に含有する物質の規制に関係のある法規制及び/又は業界基準」を選定する時の「考え方」になると存じます。
С	・「②法規制」、「③業界基準」の項で、アジア諸国等の規制や、他業界の基準について将来的に取り入れる可能性があることを示唆されています。これは新しく法規制、業界基準が発生した場合の基準変更手続きが既定事項であることを、参考情報として伝達されているだけという理解をしました。	選定の条件とは別立てで、今後の構想として示すべきと考えます。

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
C,Q	「用途に関する製品の供給先とのコミュニケーションを踏まえて、情報伝達が行われることが望ましい」とありますが、様々な用途に用いられる製品では、コミュニケーションが困難または不可能と考えます。 製品の供給先での用途が判別できない場合の情報伝達方法について対処方法を考えておられるでしょうか? また、このようなコミュニケーションの存在が前提の場合、設定されている「提供型」は実質成立しないのではないでしょうか?	規定されたルールに則していることで情報が流通できる関係を構築・志向すべきです。また、「提供型」が成立する運用ルールにすることを切望します。
Q	「閾値未満であれば情報伝達を必須としない」となっていますが、サプライチェーンの上流では「報告不要」と判断された濃度であっても、中流以降の加工工程で濃縮され閾値を超えるケースが考えられます。 サプライチェーンの上流工程から伝達されない情報を元に、責任ある伝達のための情報を作成するための方策は考慮されていますでしょうか?	
C	①このスキームでの情報伝達する物質(=管理対象物質全て)の呼びを確定する。誰もが同感する前提であるが、現実は新規物質に対しての過渡的状況等で"物質群"での報告を許容する必要がある。積極報告の機会を殺ぐ「ちょっと待って」が起きないことを担保する必要がある。この運用の趣旨は、報告が滞っているとの誤解回避と、複合化・物質毎集計等で不都合が出る過渡的状態の程度や責任の所在を明確に認識できる状態に置く必要がある。前述に関連して、こうした一時的な物質名回避報告やそうした許容後のフォロー方法や積算時の算入ルールを考慮し、複合化時実務の厄介さ回避を期待する。 ④将来拡張 PRTR 用途の統計的平均値報告と制限判断用途の確約上限値報告の両方の定義が必要。SVHC 相当の情報伝達の活用場面を考えると含有濃度は平均値表示が望まれる(上限データ積算では PRTR 実績が+偏差化、製品単位複合値 100%オーバーする場合有り)。一方 RoHS 司令などの禁止規制への遵守確認は上限保証値が必要。(含有上限値保証書が別途必要な実情の改善)⑤時間経過蒸発性物質や放射能管理も視野に入れての表現にしてはどうか(経過時間拡散量データ付加等)。	

Q/C	コメント・質問 (新情報伝達スキーム全体やツールに関する部分や企業が特定可能な記述は除く)	確認事項、意見、提案
C	1. 安衛法通知対象・表示物質の管理	_
	「新情報伝達スキームの管理対象物質リスト、成分情報伝達の閾値」で下記の記載がございますが、	
	労働安全衛生法の通知対象物質や表示対象(共に閾値有)につきましても、あわせて管理対象に加え	
	ていただけないでしょうか。そうすることにより、リスクに関する情報伝達がよりスムーズに行え	
	ると思いご提案させていただきます。	
	P2 ◆管理対象基準の選定 ② 法規制 ? 初版では、日米欧の主要な法規制を対象とする。	
	P3 LR01 日本化審法 第一種特定化学物質	

2. 2. 2. 検討結果

物質リストに関する検討の結果として、「管理対象基準・管理対象物質 運用ルール (150319版)」を、以下に示す。

管理対象基準・管理対象物質の運用ルール

新情報伝達スキームでは、伝達する製品含有化学物質情報の範囲として、管理対象基準に基づく管理対象物質を定める。以下に、管理対象物質に関する運用ルールを示す。

管理対象物質リストに関わる用語の定義

□ 管理対象物質リストに関わる用語の定義は以下のとおり。

図表 2-5 管理対象物質リストに関わる用語の定義

用語	定義	
製品含有化学物質	製品に含有されることが把握される化学物質(JIS Z 7201:2012)	
管理対象物質	新スキームが法規制及び/又は業界基準を選択することで、製品含有化学物質管理の対象とする化学物質	
管理対象基準	管理対象物質を規定する元となる法規制及び/又は業界基準	
管理対象物質集約リスト (集約リスト)	管理対象基準として選定された法規制及び/又は業界基準に おいて指定されている物質群及び物質名を集約したリスト	
管理対象物質検索用リスト (検索用リスト)	管理対象物質集約リストを、実用的に利用される範囲で物質群名表示の部分も含めて個別の物質名や CAS 番号まで展開したリスト	
管理対象物質リスト	管理対象物質集約リスト及び管理対象物質検索用リストを合 わせた総称	
CAS 展開	管理対象基準が規制する物質のうち、CAS 番号が特定されていない場合に、規制内容に適合すると考えられる CAS 番号を特定すること。管理対象物質検索用リストとして使用する。	

管理対象基準の選定条件

管理対象基準の選定の考え方(基本方針)

□ 新スキームでは、サプライチェーンにおける製品含有規制物質の情報伝達の確実化・円滑化のために、サプライチェーン全体が必要とし、サプライチェーン全体で合意できる管理対象基準を選定することを目指す。

管理対象基準の選定

[全般]

- □ 製品の含有規制に関係のある、法規制及び/又は業界基準から管理対象基準を選定する。 □ 法規等の内容(条件、表現、判断基準など)については変更せずに採用する。 [法規制]
- □ 初版では、日米欧の主要な法規制を対象とする。
- □ アジア諸国等の規制についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として

取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに 則り、追加していく。

[業界基準]

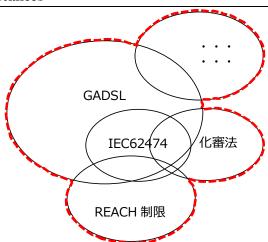
- □ 初版では、電気電子業界及び自動車業界を対象とする。
- □ 他業界の基準についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに則り、追加していく。
- □ 業界基準は、各産業が構成する団体がその所定の手続きに従って作成、維持更新し、かつ公表している製品含有化学物質の管理に関する基準とする。

管理対象基準の設定

□ 管理対象基準の選定により、管理対象基準 (Ver.0.00.01) を以下のように設定する。

図表 2-6 管理対象基準 (Ver.0.00.01)

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準(並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第 6 条)
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs 規則(EC)No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び ANNEX XIV (認可対象物質)
LR07	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances



図表 2-7 管理対象基準のイメージ

成分情報の伝達における閾値

□ 成分情報の伝達における閾値は、下表に示すように、管理対象基準とした法規制において、当該物質に対する濃度が規定されている場合は、法規制の規定する濃度とし、法規制にて閾値となる濃度が規定されていない場合は、新スキームが設定する自主基準とする。

図表 2-8 管理対象物質に対する成分情報の伝達における閾値の適用

法規制の濃度規定		管理対象物質の含有濃度	情報伝達の要否
	法規制の 規定する濃度 > 0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
法規制の対 象用途に用 いられるこ		新スキームの自主基準 0.1wt%以上、かつ 法規制の規定する濃度未満	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
とが明らか な場合、及び		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須ではない。自主的な伝達が可能。
用途が不明の場合	法規制の 規定する濃度 ≦ 0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
		法規制の規定する濃度未満	当該物質の情報伝達は必須ではない。自主的な伝達が可能。
法規制の対象用途に用いられ ないことが明らかな場合		新スキームの自主基準 0.1wt%以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須ではない。自主的な伝達が可能。

- □ 上表における法規制の濃度規定とは、当該物質に対して、管理対象基準とした法規制が 規定する濃度とする。濃度の規定が複数ある場合には、原則、最も厳しいものが適用さ れる。ただし、用途に対して濃度が規定されている法規制については、その用途に該当 しないことを確認できる場合などを除く。
 - (注記 1) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記 2) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記3) 化審法については、原則として閾値は"0"と考える。非意図的な添加については、BAT (Best Available Technology) または経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨をコメント欄に記入するなどして伝達する。閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということを意味する。意図的添加は全て第一種特定化学物質として規制され実質的に製造禁止である。
- □ 上表における自主基準の濃度規定とは、サプライチェーン全体での製品含有化学物質管

理のための情報伝達に新スキームが設定する自主基準であり、0.1wt%とする。自主基準の濃度は、化学品の場合は製品当たりの重量濃度とする。成形品の場合は、均質材料当たりの重量濃度とする。

- (注記 1) 成形品におけるエリアの遵法判断情報は、各エリアの定める閾値に従って伝達する。エリアとは、特定の製品分野における遵法判断に不可欠な物質情報の開示範囲を定めた業界基準で、新スキームが採用するもの。(例:電気電子業界のIEC62474)
- (注記 2) 集約リスト等で、管理対象基準とした法規制原文の所在情報や各法規制の基本情報等を提供する。
- □ 用途に関する製品の供給先とのコミュニケーションを踏まえて、情報伝達が行われることが望ましい。

管理対象物質検索用リストのための CAS 展開基準

- □ 管理対象物質検索用リストを作成するにあたり、管理対象基準の規制物質のうち、具体的な CAS 番号が示されていない物質の CAS 番号を特定する基準を示す。
- □ CAS 展開で特定する CAS 番号は、下表に示す(1)、(2)のいずれかの条件に該当するものとする。

図表 2-9 CAS 展開における CAS 特定条件

- 1 検討対象の管理対象基準以外の管理対象基準で、その規制物質の具体的な CAS 番号 が示されている。
 - (例:「REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質の Arsenic compounds」に相当する CAS 番号として、「REACH 規則 SVHC 、GADSL、 IEC62474 及び REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質 CMR に記載されているヒ素化合物の CAS 番号」など)
- 2 規制物質の根拠を説明する公的文書等で規制対象物質の CAS が記載されている。 (例: 「SVHC の 4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated」に相当する CAS 番号として、「SVHC の Proposal documentation に、対象例として紹介されて いる CAS 番号」など)
- □ (1)、(2)の条件に基づく CAS 展開の確認、補足として、公的な物質検索システムで、規制条件に該当する可能性がある思われる物質として検出された場合、及び管理対象基準を管轄する当局または業界団体に問い合わせた結果、規制対象となると確認された場合には、所定の手続きにより、CAS 展開の対象とすることができる。
 - (注記 1) 例:「RoHS 規則 鉛化合物」として、「製品評価技術基盤機構 (NITE) の CHRIP で鉛化合物として検出された物質の CAS 番号」など

管理対象基準・管理対象物質の変更

目的

□ 管理対象基準及び管理対象物質の選定にあたって、その運用ルールを明確にし、改訂作業手順を明文化することにより、管理対象基準・物質の改訂選定作業を明確にすることを目的とする。

管理対象基準・管理対象物質の改訂内容と運用ルールの概略

- □ 管理対象基準・管理対象物質の改訂提案の有資格者は、改訂提案を事務局に送付することで、提案が受付けられる。事務局は改訂に関する提案要望を広く受付け、これらの受領した提案と自ら作成した提案をそのレベルにより、以下の手順を経て採否処理し改訂を実施する。
 - ①管理対象基準・管理対象物質の追加、削除等の要望受付
 - ②レベル分類(レベル 1:管理対象基準の追加・削除、レベル 2:管理対象基準内の改 訂対応、レベル 3:誤記訂正など)
 - ③改訂案の作成
 - ④レベル毎の採否プロセス
 - ⑤リスト改訂編纂作業
 - ⑥公開準備
 - **⑦公開**

管理対象基準・管理対象物質の選定の運用ルール

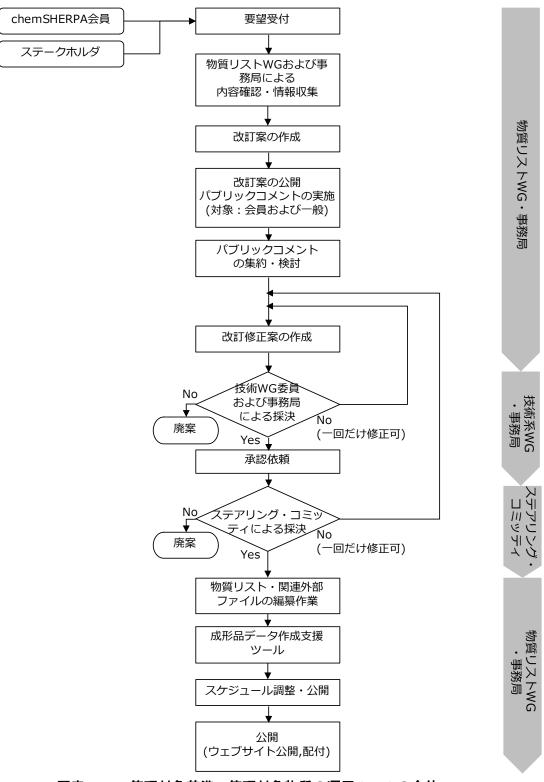
- □ 管理対象基準・管理対象物質の運用は、事務局と物質リストを所管する技術 WG(以下、物質リスト WG)が担当する。レベル1の改訂の場合は、作成した改訂案について、技術 WGの全委員による投票で採否を判断する。その上で、ステアリング・コミッティの承認により決定する。
- □ 管理対象基準・管理対象物質の運用は、選定基準の基本原則「サプライチェーン全体の 関係者が合意できるもの」に沿ったものとするために、次のステップで実施する。

図表 2-10 レベル別の改訂内容と改訂の実施概要

図表 2-10 レベル別の以前的各と以前の美施僦务		
改訂レベル	改訂内容	改訂の実施
レベル 1	管理対象基準そのものの追加、削除等。(要望の提案)	 一新スキーム会員及びステークホルダから、管理対象 基準に対する要望を受け付ける。 一事務局及び物質リスト WG が、内容の確認と情報収集を実施して、改訂要望のレベル分類を行う。 一事務局及び物質リスト WG が、改訂案を作成し、新スキーム会員及び一般を対象としたパブリックコンサルテーションを実施する。 一パブリックコンサルテーションの結果を集約、検討し、必要に応じて、改訂案を修正する。 一修正改訂案について、技術 WG の全委員及び事務局による採決を行う。採否に基準は、ステアリング・コミッティの議決基準に準じるものとする。否決された場合、1回だけ改訂案を修正できるものとし、2回目も否決されれば廃案とする。 一採択された場合には、ステアリング・コミッティに承認を申請する。 ーステアリング・コミッティにおいて、否決された場合、1回だけ改訂案を修正できるものとし、2回目も

改訂レベル	改訂内容	改訂の実施
		否決されれば廃案とする。採択された場合には、管 理対象物質リストの編纂作業を行い、スケジュール を調整後、公開する。
レベル 2	管理対象基準の示す 物質等の変更への対 応。定期リスト改訂	 一新スキーム会員及びステークホルダから、管理対象 基準に対する要望を受け付ける。 一事務局及び物質リストWGが、内容の確認と情報収 集を実施して、改訂要望のレベル分類を行う。 一事務局及び物質リストWGが、改訂案を作成し、技 術系WGが確認を行う。 一管理対象物質リストの編纂作業を行い、スケジュー ルを調整後、公開する。
レベル3	文書、リスト中の誤 記訂正、表現の改善 など。	 一新スキーム会員及びステークホルダから、管理対象 基準に対する要望を受け付ける。 一事務局及び物質リスト WG が、内容の確認と情報収 集を実施して、改訂要望のレベル分類を行う。 一事務局及び物質リスト WG が、改訂案を作成する。 一管理対象物質リストの編纂作業を行い、スケジュールを調整後、公開する。

[□] 運用ルールの全体フロー図は以下の通りである。



図表 2-11 管理対象基準・管理対象物質の運用ルールの全体フロー

2.2.3. エリア(遵法判断情報の設定)に関する検討結果

「エリア 運用ルール (150319版)」を示す。

エリアの運用ルール

新スキームでは、伝達する遵法判断情報を「エリア」として設定する。以下に、エリア に関する運用ルールを示す。

エリアの選定条件

エリアの設定の考え方(基本方針)

□ 新スキームでは、サプライチェーンにおける製品含有規制物質の情報伝達の確実化・円 滑化のために有効となるように、エリアを設定することを目指す。

エリアの設定

- □ エリアは、管理対象基準の中から、法規制及び/又は業界基準から選択して設定する。
- □ 法規等の内容(条件、表現、判断基準など)については変更せずに採用する。
- □ 初期設定では、電気電子業界の国際標準である IEC62474 をエリアとして設定する。

図表 2-12 エリア (初期設定)

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable
1002	substances

エリアの変更

目的

□ エリアの設定にあたって、その運用ルールを明確にし、改訂作業手順を明文化すること により、エリアの改訂設定作業を明確にすることを目的とする。

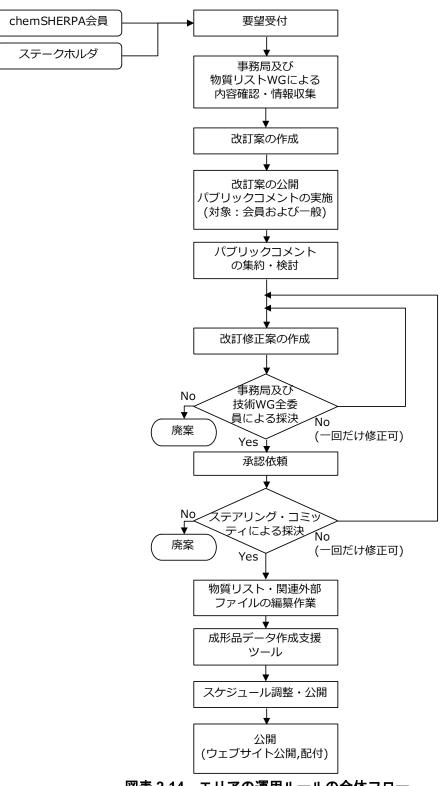
エリアの設定の運用ルール

- □ エリアの運用は、事務局と物質リスト WG が担当する。作成した改訂案について、技術 WG の全委員による投票で採否を判断する。その上で、ステアリング・コミッティの承認により決定する。
- □ エリアの追加・変更の運用ルールは、管理対象基準・管理対象物質の運用における、レベル1の手続きに準じた運用とする。

図表 2-13 エリアの設定の変更

改訂内容	改訂の実施
エリアの追加、削除等	一新スキーム会員及びステークホルダから、エリアの設定に対する
	要望を受け付ける。
	-事務局及び物質リスト WG が、内容の確認と情報収集を実施し
	て、改訂要望のレベル分類を行う。
	-事務局及び物質リスト WG が、改訂案を作成し、新スキーム会員
	及び一般を対象としたパブリックコンサルテーションを実施す
	る。
	パブリックコンサルテーションの結果を集約、検討し、必要に応
	じて、改訂案を修正する。
	-修正改訂案について、技術 WG の全委員及び事務局による採決を
	行う。採否に基準は、ステアリング・コミッティの議決基準に準
	じるものとする。否決された場合、1回だけ改訂案を修正できる
	ものとし、2回目も否決されれば廃案とする。
	採択された場合には、ステアリング・コミッティに承認を依頼す
	る。
	-ステアリング・コミッティにおいて、否決された場合、1回だけ
	改訂案を修正できるものとし、2回目も否決されれば廃案とする。
	採択された場合には、物質リスト及び関連する外部ファイルの編
	纂作業、成形品データ作成支援ツールの改訂を行い、スケジュー
	ルを調整後、公開する。

[□] 運用ルールの全体フロー図は以下の通りである。



事務局・物質リストWG

ステアリング コニッティ

事務局・物質リストWG

図表 2-14 エリアの運用ルールの全体フロー

2.3. データフォーマットの検討

2.3.1. 概要

「平成25年度化学物質安全対策(情報伝達の標準化と応用に関する調査」)」において、現行スキームのデータをIEC62474のxmlスキーマを使って記述するための基本検討が行われている。本年度は、その成果を引き継いで、検討し、新スキームのデータフォーマットを定めた。

2.3.2. 方法

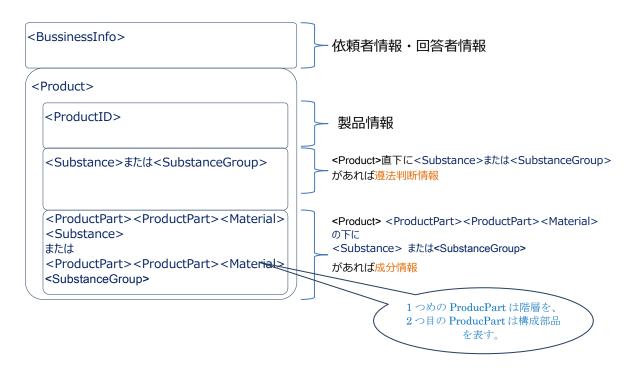
新スキームで伝達の対象としている「成分情報」と「遵法判断情報」を IEC62474 の xml スキーマで記述する方法を検討した。その際、AIS、MSIDSplus、JGPSSI などの既存スキームで収集していた情報については、もれなく新スキームでも収集できるように配慮した。また、IEC62474 に準拠した製品含有化学物質情報の伝達の仕組みは、海外の企業、機関等においても検討されているため、BOMcheck(英国 Environ 社)、IPC などの主要な取り組み機関と連携を図り、データフォーマットの互換性を高めるとともに継続的な協力関係の構築を図った。

2.3.3. 検討結果

(1) 新スキームのデータフォーマット

IEC62474 の xml スキーマを利用した新スキームのデータフォーマットの特徴を以下に示す。

- ・ 遵 法 判 断 情 報 は 、 <Product> の 下 に 記 載 し 、 成 分 情 報 は 、 <Product><ProductPart><ProductaPart><Material>の構造の下に記載する (図表 2-15 参照)。
- ・成分情報「階層」は、上記の1つめの<ProductPart>に記載する。
- ・新スキームの情報項目を記載するタグが IEC62474xml スキーマにない場合は、 <comment>などを利用して記載する。
- ・製品名、担当者名、会社名等については、ローカル言語での記載も必要と考えているが、対応するタグがないため、<QueryList>を用いる。
- ・複数製品を 1 データで記載する際は、図表 2-15 の<Product>を製品の数だけ繰り返して 1 つの xml ファイルにするのではなく、1 製品ごとの xml ファイルとし、それらをまとめて zip 圧縮したファイルとする。



図表 2-15 新スキームのデータフォーマットの基本構造

新スキームのフォーマットは、外部設計書(成形品ツール)の「81:新スキーム入出力仕様について」「82:新スキーム入出力仕様」および外部設計書(化学品ツール)の「43:新スキーム入出力仕様について」「44:新スキーム入出力仕様」に記載した。

また、既存スキームと新スキームでデータのファイルサイズがどの程度異なるかについては、記載される内容によるため、正確に記すことはできないが、参考情報として、1 例を以下に示す。

データの概要

部品点数約 300 点(ツールで約 2,000 行、xml で約 30,000 行)で、製品に対して報告している物質のカバレッジは 10%程度

ファイルサイズ

- ・AIS (xml 形式): 2,338 KB
- ・新スキーム(成分情報のみ): shai 形式で 31KB iec(xml)形式で 1,324KB
- ・新スキーム(成分情報+遵法判断情報): shai 形式で 31KB iec(xml)形式で 1,329KB

(2) 今後の課題

β版のフォーマットについて、現状の IEC62474 の XML スキーマに従っていない部分が ある。そのうち、図表 2-16 に掲載した項目については、IEC62474 に合わせて新スキーム のデータフォーマットを変更する予定である。一方、図表 2-17 に掲載した項目については、 IEC62474 の MT62474(メンテナンスチーム)を通じて、規格の変更を依頼し、基本的に了承される方向で検討が進められている。

また、データフォーマットについて、ツール β 版の評価者から頂いた意見を図表 2-18 に示す。これらについては、来年度、正規版に向けた開発の中で、検討する必要がある。

データフォーマットが頻繁に変わることは、製品含有化学物質管理のITシステムを自社で開発して保有している企業にとって、大きな打撃となる。したがって、データフォーマットは一度決めたら基本的に数年間は変えないような配慮が必要である。また、データフォーマットが決まらないと、システムの改修が行えないことから、来年度は、できる限り早い段階で、課題の検討を行い、新スキームのデータフォーマットおよびそれに係る仕様を文書化して、システム開発者に情報を提供する必要がある。

図表 2-16 IEC62474 に合わせて新スキームのデータフォーマットを変更する予定の項目

No.	内容			対応方針
1	遵法判断	情報画面で表示	される物質名や XML ファイルに書かれる物質名	エリアの物質名を外部ファ
	が、IEC6	2474 の名称と異	なっている。規格では、IEC62474 の報告対象物	イルで管理し、遵法判断
	質を報告	する際は、IEC	情報画面では、エリアが指	
	List)に記	載されている物質	定する物質名を表示、	
				XML ファイルにも当該名
	<対応する	S IEC62474 規格	\$>	称を書き出す。
	4.2.3 b)	Such substan	ces or substancegroups shall be named as	
		the IEC62474 d		
2	構成部品	について、員数の	みで管理されているため、massも mass%も記載	変更する必要があるが、
			の規格では、mass または mass%のどちらかの記	現在構成部品について
	載が「必須			は、員数管理しかしていな
	1,4 ,2	(3 40) 00		いので、材料の量を足しあ
	<対応する	EC62474 Dev	veloper Table >	げて構成部品の重量とし
			luct or ProductPart) Identity Code: ACA003	て自動的に記入するか、
	Identity	,	, ,	またはユーザが入力する
	Code	Preferred name	Obligation	欄を新たに設けるか検討
	(Normativ	(Normative)	(Normative)	する。
	ACB024	name	0	7 00
	ACB025	identifier	С	
	ACB026	manufacturingSite	0	
	ACB027	effectiveDate	С	
	ACB028	version	0	
	ACB030	requesterName	0	
	ACB031	requesterldentifier		
	ACB032	Mass		
	ACB033	MassPercent	C (M if 'ProductID Class' refers to 'ProductPart Class' and there is no Mass; N/A if Mass is declared)	
		•		

図表 2-17 IEC62474 に変更を依頼している項目

No.	内容			対応方針
1	質を同レヘ 一方、IEC する必要が <規格の文 4.2.3a)Su part(if substance group has the produ ※4.3.4 a)	时応部分> ach substance 4.2.2 applies as shailbeassign a mandatory i xt part(if 4.2.2 , 4.3.5 a)も同様	物質群と物質の従属関係を表現する必要性はない上、物質群に対する物質の報告が重複し、情報の正確性を損ねるリスクがあるため、物質群と物質のリンケージを削除すべき。 <規格の変更案> 4.2.3a) Such substances or substance groups shall be assigned to the product part or otherwise to the product.	
2	ことを許名 基準単位当 ある。 一方、IEC 用いること ✓対応する ProductPart Identity Code (Normative) ACB017 ACB018 ACB019 ACB020	ProductID SubstanceGroup Substance Material	構成部品の員数は小数を許容すべき。 < 対応 する IEC62474 Developer Table 変更案 > 左記 赤字部分を INTEGER → REAL に変更	
	ACB021 ACB022 ACB023	numberOfUnits comment ProductPart	INTEGER STRING CLASS_REFERENCE (ACA002)	

※その他、IECの MT62474には、TC111 MT62474 Japan National Committee から、濃度の分母(材料/構成部品)の明確化、Negative declaration は製品の Product レベルにおける使用の明確化、化学物質リストの複数保持ができるスキーマへの変更、ローカル言語の記述対応などの提案がされている。

図表 2-18 新スキームデータフォーマットに対する意見

No.	内容
1	exemption について、除外項目がない場合もタグを記載する(要素は空)するのはやめてほしい。
2	成分情報で報告する化学物質名と遵法情報の関連付けをすべき。IPC では成分の substance の外側に < Substance Category List > をつけて対応づけている (対応づけるものがない場合は同じ物質名が入る)。
3	成分情報の物質については、XML に記載するのは、含有率ではなく含有量を記載した方がよいと思う。含有率だと分母が何かが分からず誤解を招く。また、含有率の場合、当該ファイルを読むITシステム側で含有量を積算し、製品重量に対して 100%かどうか等のチェックをすることになるが、その際、丸め誤差を生じて、混乱を招く恐れがあ
4	QueryList の使い方について、本来の意図とは違う方法で用いており、やめるべきである。会社名や担当者名のローカル言語表記等が QueryList を用いて記載されているが、これらば別ファイルにしてはどうか。
5	材質について、用途(「母材」など)も有益な情報なので、XML に記載してはどうか。

2.4. データ作成支援ツールの試作

2.4.1.概要

アジア研究会の取りまとめにおける、新スキームの要素を図表 2-19 に示す。サプライチェーンで広く情報伝達が行われるためには、新スキームのデータをやり取りしようとする事業者が、使いやすいデータ作成支援ツールを無償または安価に使用できる環境を整備する必要がある。

そのため、2.3 で検討したデータフォーマットに対応したデータの新規作成、加工、複合化、閲覧等を行うための、データ作成支援ツールを試作した。なお、本ツールは2.2 で検討した物質リストを内蔵するものである。

本研究会で検討する「情報伝達スキーム」とは、以下の3つを主要な要素として構成され

る仕組みを指す(他に、運用ルール・ガイドライン等の文書、普及・教育活動等も新スキールの重要な要素)。 -タ作成支援ツール】 - タフォーマットへの情報の書き込み 閲覧などを行うためのソフトウェア。 安価な簡易ツールのほか、各ベンダ が提供する多機能ツールもある データの書き込み・読み出し -タフォーマット】 製品含有化学物質のデータを記述し 事業者間で受け渡しするためのフォ マット。「XMLスキーマ」というデータ形 情報伝達 情報伝達 式で定められる。 の流れ れを統一するのが最重要ポ 【ITシステム】 データをサプライチェーンの多数事業 情報流通·蓄積 者間において効率的に授受するための、 インフラ ス、情報交換ポータルなどの

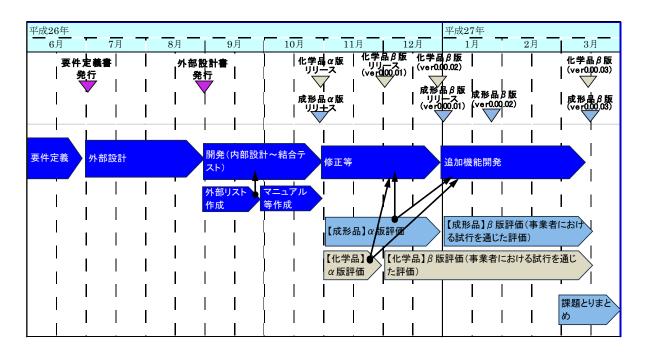
出典:「製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について」(平成26年3月、経済産業省)

図表 2-19 データ作成支援ツールの新スキームにおける位置づけ

情報伝達の対象範囲は「物質リスト」として定義される。そのルール化が不可な

2.4.2. 手順

データ作成支援ツールとして、化学品、混合物のための化学品ツールと、成形品のための成形品ツールの2つを開発することとし、それぞれの開発工程を図表2-20に示した。



図表 2-20 データ作成支援ツールの開発スケジュール

まず要件定義を行った。要件定義は、「平成25年度化学物質安全対策(情報伝達の標準 化と応用に関する調査」)をもとに、要件の観点で不足する項目や課題の明確化を行った。 要件定義にあたり、新スキームの目指す姿として、以下を設定した。

- 1) 現在直面する製品含有化学物質規制への対応
- ・WSSD 2020 年目標の達成にも貢献
- ・化学物質情報(リスク評価・管理の基本)を伝達可能なスキーム
- 2) 業種・製品分野を限定せず、SC 全体で活用
- ・既に同取組を有する分野で、これまでと同等以上の情報伝達・管理可能
- 3) 国際標準(デジュール・スタンダード) を目指し得るもの
- ・電気電子分野の国際規格 IEC62474 と齟齬のない仕組み
- ・対象範囲を拡げる形で ISO/IEC 化などを目指し得るスキーム
- 4) デファクト・スタンダード化の取組が重要
- ・B2B:アジアを中心に拡がる日本企業のSCでも有効に普及できる仕組み
- ・G2G:普及の必要条件=新スキームは日本全体の業種横断的仕組み

次に要件定義書に基づき、化学品ツール、成形品ツールそれぞれの外部設計を行い、外部設計書を作成した。

外部設計書に基づき、内部設計、プログラム開発を行い、化学品ツール、成形品ツールともに 10 月末に α 版をリリースした。ツールに内蔵する管理対象物質検索用リストについては、JAMP から借用し、管理基準の相違による差分の修正や IEC62474 についての最新物質リストを反映する等の作業を施したものを使用した。材料リストや用途リストについては、新スキームでは JAMP のリストを継承して使用することとした。

その後、化学品ツールは 1 か月間、成形品ツールは 2 か月間の α 版評価を行った。 α 版評価とは、成形品ツール・コンバータ WG および化学品ツール・コンバータ WG の委員でのツールの試行、評価である。ツール α 版評価を下記の要領で行った結果、約 185 の意見、課題が抽出された。抽出された意見、課題は、優先順位づけ(障害/ β 版までに対応/その後に対応/今後の課題として整理)をして対応した。

✓ 評価期間

11/4 (火) $\sim 11/14$ (金)、 $12/8(月) \sim 12/12$ (金)

✓ 評価対象

α版データ作成支援ツール 及び 操作マニュアル

✓ 評価方法

「チェックリスト」をもとに評価し、結果を記入

✓ ツール (α版)の公開範囲

原則、成形品/化学品ツール・コンバータ WG メンバ

ただし、評価にあたり、他者の協力が必要な場合は、WG メンバが管理可能な範囲(※1)で配布可能。

※1)本プロジェクトの機密性や外部リスト(物質リスト)の利用制限があるため、WGメンバが利用者を把握し、かつ、WGメンバの指示によりツールや外部リストの削除が確実に行える範囲

図表 2-21 ツールα版評価の概要

 α 版評価で挙がった課題について検討し、必要に応じてプログラムを修正し、化学品ツールは 12 月初旬に、成形品ツールは 1 月初旬に β 版をリリースした。

化学品ツールは 12 月から、成形品ツールは 1 月から β 版評価を行った。 β 版評価は、実際に事業者に使っていただく形での評価である。事業者から挙がった課題は優先順位づけをして整理した。 ツール β 版評価については、次節で報告する。

 β 版評価と並行して、 α 版評価で要望の高かった項目(外部設計書に記載の機能ではないもの)について、追加機能開発を行った。主な内容図表 2-22 に示す。

なお、物質リストは今年度を期限として JAMP から借用した経緯があるため、 α 版評価 や β 版評価で配布したツールには、2015 年 3 月 31 日を過ぎると使えなくなる機構を入れ

込んだ。

また、以上の検討は、成形品ツール・コンバータ WG および化学品ツール・コンバータ WG (5 章参照) を通じて行い、検討結果を、新情報伝達スキーム検討会で報告、承認する という形で進めた。

図表 2-22 追加機能一覧

No.	課題	開発内容	対象ツール
1	画面サイズ可変	基本情報、遵法情報、成分情報の画面サイズを可変とする(各項目の列幅可変も含む)。	共通
2	ボタン位置ずれ の解消	Windows のフォントサイズを既定(小)から変更している場合に発生する ボタンの位置ずれを。	共通
3	ソート機能	基本情報画面の製品名、製品品番等でのソートを可能とする(ソートの UNDO 機能は対象外)。	成形品
4	集計機能(AIS 相当)	S 成分情報の帳票出力に材質情報集計結果、物質情報集計結果(AIS 相 当)情報を追加する。	
5	員数の小数対 応	数の小数対 員数(成分情報画面、複合化画面)、使用量(複合化画面)に小数入力を許容する。(IEC 規格改定までの暫定策として、員数に小数を許容するスキーマ修正版を利用)	
6	shci ファイル名 と帳票ファイル 名の連動	出力時のユーザ指定ファイル名を帳票ファイル名にも適用する。	化学品
7	成分→遵法判 断変換における 均質材料当たり の考え方の修 正	成分→遵法判断変換にいける均質材料当たりの濃度の変換について、 階層名、部品名、材料でまとめる処理はせず、組成成分情報に記入され ている行単位に遵法情報に変換する。また、Y/N 判断を報告IDごとから 行ごとに変更する。	成形品
8	出力書式の IEC62474 準拠 対応	出力する XML ファイルの書式について、"Reporting Application" タグには IEC 62474 の報告用途を記載し、ユーザが入力した用途は別途"Comment" タグ 等を利用して記載する。	成形品

2.4.3. 結果

(1) 成果物

成果物の一覧を図表 2-23 にまとめる。ツール本体以外にユーザに提供するドキュメントとして、操作マニュアル、入力マニュアル、利用ルールを作成した。操作マニュアルはツールの操作説明書である。入力マニュアルは、入力項目ごとの入力内容の説明、制限事項等、成形品については成分→遵法判断自動変換の内容等を記している。また利用ルールはツールを利用するためのルールである。ツールはある程度自由度のあるつくりとなっているが、それをサプライチェーンで自由に使うと非効率的であったり混乱を生じたりするため、ツールを効果的に使うためのルールを記している。

図表 2-23 データ作成支援ツールに係る成果物一覧

成果物		分類
	管理用	ユーザ用
要件定義書	0	
外部設計書	0	
内部設計書		
データベース設計書	0	
ツール一式(プログラム、外部ファイル含む)		0
操作マニュアル(日本語・英語)		0
入力マニュアル		0
利用ルール		0
保守マニュアル	0	

(2) データ作成支援ツールの概要

開発したツールの概要を以下に記す。



Ⅱ.データ作成支援ツールの目的と特徴

新スキームデータ(XML)の作成、閲覧を支援するツール。 成形品ツールと化学品ツールの2つを開発。 主な特徴は以下の通り。

業種横断的な利用を想定

- ✓ 成分情報と各業界等が設定する範囲(エリア)の遵法判断のための情報の 2つのレベルを設定
- ✓ 複数のエリアを想定した作り、エリア情報の外部リスト化

■ 提供型と依頼回答型の両方を想定

- ✓ 自ら提供データを作成/依頼情報を読み込み情報を追記して回答を作成のどちらも可能
- ✓ 一製品一ファイル (一品一葉) だけでなく、複数製品を1ファイル (多品一葉) で依頼・回答することも可能

■ IEC62474準拠

- ✓ IEC62474の物質リストに対応 (エリアとしてIEC 62474を選択した場合)
- ✓ 出力ファイルのデータ形式は、IEC62474のXMLスキーマを採用
- ✓ IEC62474の必須情報項目を網羅(承認者情報の追加など)

■ 既存のスキームからの継続性に配慮

- ✓ JAMP (AIS, MSDSplus)、JGPSSIの各データの読込み及び新フォーマットへの変換可能
- ✓ JAMP (AIS, MSDSplus)、JGPSSIの情報項目を網羅
- ✓ 成分入力画面は、AIS, MSDSplusのインターフェイスを踏襲し、AISの複合化機能も継承

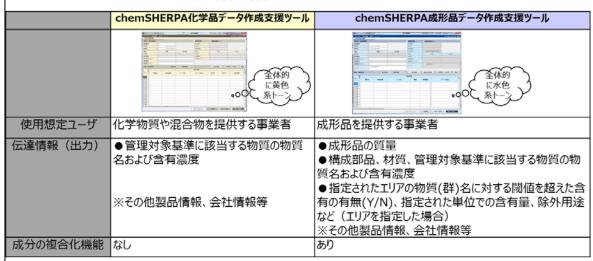
■ 入力しやすいインターフェースとデータ作成支援機能

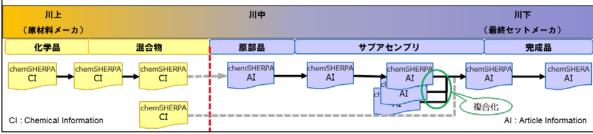
- ✓ 物質や除外項目は一覧から検索して入力することが可能
- ✓ 成分情報の複合化機能(成形品ツール)

など

- ✓ 作成済みデータの取り込み機能
- ✓ 成分情報からエリアの遵法判断情報へのデータ変換機能(変換可能な部分のみ)

Ⅲ. 2つのデータ作成支援ツール







Ⅳ.データ作成支援ツールの機能

<画面編集機能>

- ○入力する情報ごとに画面を用意 会社情報/製品・部品情報/ 成分情報/署名/遵法判断情報(*) /複合化(*) *:成形品のみ
- ○帳票出力(EXCEL形式)
- ·成形品:画面単位(基本/遵法判断/成分)
- ·化学品:製品単位
- ○外部リストでマスタ化された情報 の選択入力(物質/材質/用途/他) と該当法令フラグの最新化



・画面解像度: XGA(1024×768)以上

·.NET Framework 4以上

·Microsoft Excel 2007以上

<入力支援機能>

- ○成分情報から遵法判断情報に変換
- ○成分情報の複合化
- ○作成済新スキームデータの引用 (追加取込/更新取込)

<署名機能>

- ○承認者情報の保持
- ○データ出力時の確認画面表示
- ○新スキームデータへの署名出力

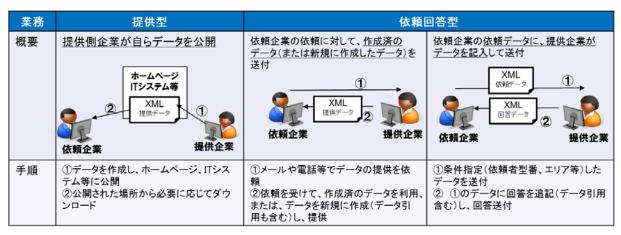
<新スキームデータ入出力機能>

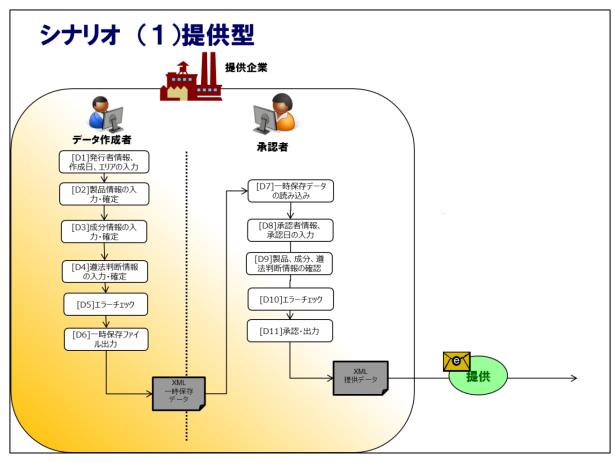
- ○IEC62474形式のXML
- ○複数XMLをZIP化して入出力
- ○データの識別出力 正式データ/一時保存データ/依頼データ/エラー ※データの違いを識別できるファイル名で出力

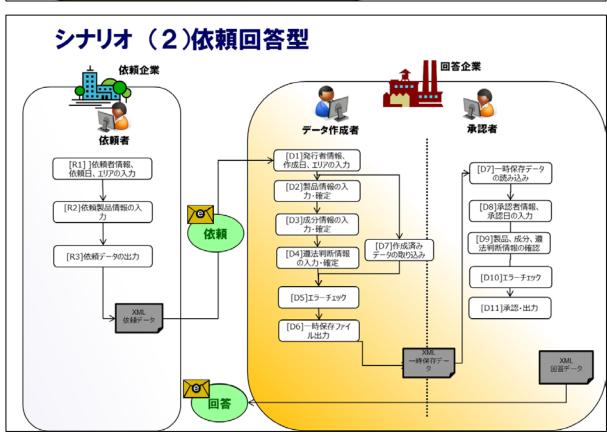
<コンバート機能>(時限措置有)

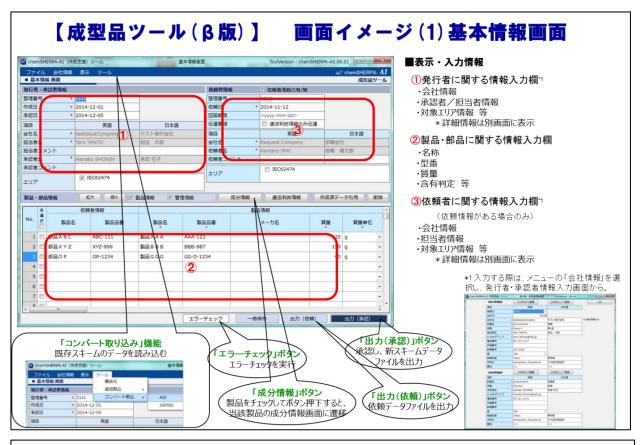
- ○既存スキームデータを新スキームの項目に変換して 読込
- ・対象の既存スキーム JAMP-AIS,MSDSplus(ver4.x) JGPSSI(ver4.xx)

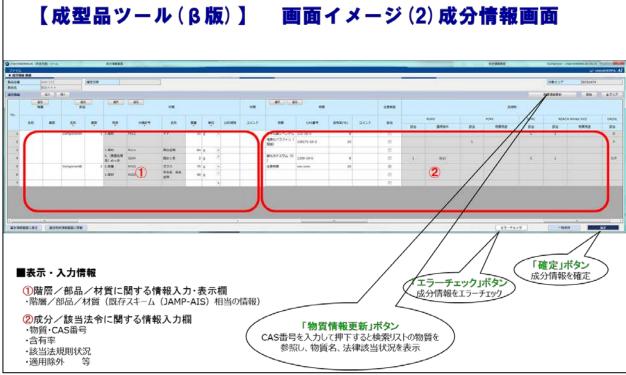
ツールを用いた業務フロー

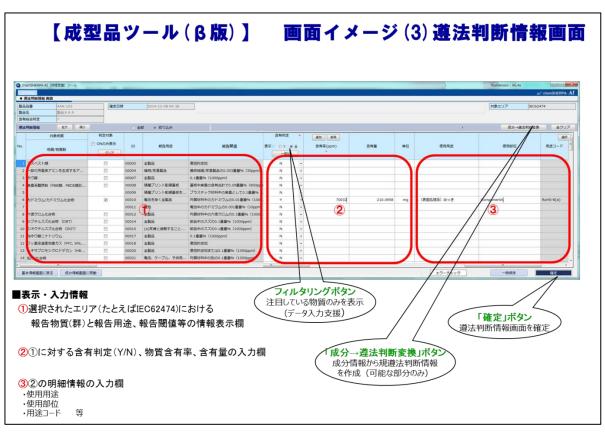




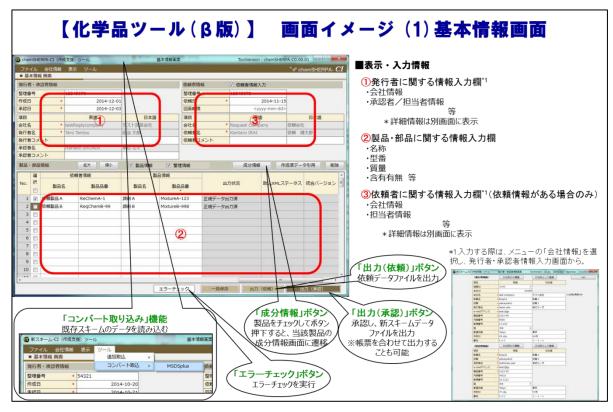




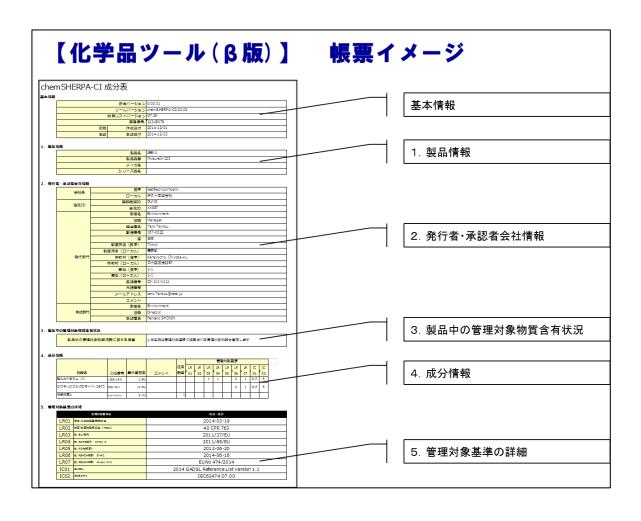












2.5. データ作成支援ツール試作版の評価及び課題整理

2.5.1. 概要

新スキームでは、成分情報と遵法判断情報をセットで伝達するという新しい考え方であり、データ作成支援ツールは、既存のスキームのツールと比較すると複雑になっている。そこで、実務でデータを取り扱っている事業者に協力を要請して、2.4 で開発したデータ作成支援ツール試作版(以降、「ツールβ版」という。)の検証を行い、データフォーマットや各種機能への対応を確認するとともに、企業内で製品含有化学物質授受の担当者等の意見も可能な限り聴取し、正規版の開発、あるいはその後のバージョンアップに向けた課題として整理した。

2.5.2. 検証の概要

検証の概要を以下に示す。なお、本年度開発したツールの物質リストは JAMP から貸与 いただいている関係上、検証参加者には、合意書(図表 2-26 参照)を提出いただいた。

検証方法や課題の優先順位づけ等については、ツール β 版検証 WG (5 章参照) を通じて検討した。

<検証の目的>

- \checkmark 新スキーム(フォーマット、入力ツール等)の普及に向け、データ作成支援ツール β 版(以下、「ツール β 版」)の検証を実施して、ツールの正規版の開発に向けて課題等の収集を行う。
- ✓ 新スキームのデータ運用ルール (情報伝達の利用におけるルール) の検証を行い、 ルールの追加、削除、修正等に向けた課題等の収集を行う。

<検証対象>

- \checkmark 化学品ツールβ版または成形品ツールβ版
- ✓ 操作マニュアル、入力ルール、利用ルール

<検証作業>

- 実際の業務における製品含有化学物質の情報伝達を想定して、実際の業務フローに 即した形で、ツールβ版を検証していただく。
- ✓ 検証の上、業務での利用に向けた課題、機能等の改善のためのご意見等を所定のフォーマットにご記入いただき、ご提出していただく。
- ✓ また、新情報伝達スキームに関するアンケートにご回答いただく。

<ツールβ版の検証及びご意見、ご指摘等の募集期間>

- ✓ 化学品向けのデータ作成支援ツール 2014年12月上旬~2015年2月27日
- ✓ 成形品向けのデータ作成支援ツール 2015年1月上旬~2015年2月27日

<事務局による検証作業のサポート>

✓ ツールβ版の導入・操作等に関する相談窓口を開設。

<検証参加者募集対象>

- \checkmark ツール β 版検証 \mathbf{WG} 、化学品/成形品ツール \mathbf{WG} 、新スキーム検討会の参加委員を通じた参加呼びかけ および \mathbf{WG} 等の参加委員に、連携先企業へのアナウンスを依頼
- <検証参加者募集方法>
 - \checkmark ツールβ 版検証 WG、化学品/成形品ツール WG、新スキーム検討会の参加委員を通じた参加呼びかけ および WG 等の参加委員に、連携先企業へのアナウンスを依頼
 - ✓ 事務局より電気電子業界以外の業界団体等にアナウンス、業界への展開を依頼
 - ✓ 事務局主催の説明会、その他説明会の開催・呼びかけ(図表 2-24 参照)

図表 2-24 参加呼びかけ一覧

	β 版検証参加呼びかけ (新スキームの普及と、検証の呼びかけ)	β 版検証参加を前提とした説明会 (検証方法の説明)
2014年12月	◆化学品·事務局主催説明会(12/8 午前/午後)	◆化学品・特定個社向け説明会(12/16)
2015年1月	◆成形品・事務局主催説明会(1/9 午前/午後)◆全国中小企業団体中央会(1/20)◆電気・電子 4 団体(1/28)◆日本鉄鋼連盟(1/28)	◆成形品・特定個社向け説明会(1/7) ◆成形品・特定個社向け説明会(1/13) ◆成形品・特定個社向け説明会(1/27)
2015年2月	◆製品含有化学物質管理実践セミナー(2/6) ◆日本化学工業協会(2/12)	-
2015年3月	◆化成品工業協会 (3/5) ◆製品含有化学物質管理実践セミナー(3/6) ◆KAST(神奈川科学技術アカデミー)教育講座(3/9) ◆環境セミナー2015(JEITA 関西支部)(3/23)	-

検証に参加いただいた事業者に配布した資料の一覧を図表 2-25 に示す。

図表 2-25 ツール β 版評価参加者向け配布資料一覧

ツール	А	ツール操作マニュアル	入力支援ツール(以下、「ツール」)の操作を解説するマニュアル	
関する	В	ツール入力マニュアル	ツールの画面ごとの各入力・指定項目に入力すべき内容や入力上の制約等を解説するマニュアル	
アル類	С	利用ルール	ツールの利用に関するルール(運用ルールからユーザの 利用に関するパートを抜粋・編集したもの)	
	D	データ作成支援ツール (β 版)検証作業説明書	ツールに関する検証作業の進め方として、具体的な作業 やご意見、ご指摘等の提出方法などを解説する説明書	
検証作 業の	Е	ツールβ版検証における演習シナリオ	ツールに関する検証作業用に、事務局が規定した演習 シナリオ	
説明書・ 回答票	F-1	ツールβ版検証におけるチェックリスト 【シナリオ:検証項目】	検証作業を実施したうえでお気づきのご意見、ご指摘等	
	F-2	ツールβ版検証におけるチェックリスト 【シナリオ:業務シナリオ】	(ツールに関するもの)を記入していただく回答票(演習 シナリオ用)	

	F-3	ツール β 版検証におけるチェックリスト 【実務的な検証】	検証作業を実施したうえでお気づきのご意見、ご指摘等 (ツールに関するもの)を記入していただく回答票(実務的な検証用)	
	F-4 G	ツール・ドキュメントに対するコメント	検証作業を実施したうえでお気づきのご意見、ご指摘等 (資料 A~C のマニュアル類に関するもの)を記入してい ただく回答票	
		新情報伝達スキームに関する意識調査	新スキームに関する全体的な課題や期待度、導入にあたっての障壁などを把握するためのアンケート。	
	Н	ツールβ版検証作業に関する合意事項	ツールβ版検証に参加いただく上での合意事項を記載 したもの。サインの上提出いただく。	
その他	I	製品含有化学物質の情報伝達スキームの在 り方について	アジア研究会のとりまとめの概要と今年度の検討結果	
	J	データ作成支援ツール 概要のご紹介	データ作成支援ツールの概要紹介	

新情報伝達スキーム検討会事務局 (みずほ情報総研株式会社)宛

ツールβ版検証作業に関する合意事項

製品含有化学物質に関する新情報伝達スキームで利用するデータ作成支援ツール(以下、「本ツール」という。)の β 版検証作業(以下、「本作業」という。)に関し、下記の点を了承する。

- 1. 本作業の目的は、実務で本ツールを利用する上でのツールの機能や使い勝手、運用等に係る課題を検証するものであることを理解し、 β 版検証期間(2015年2月28日までの想定)まで、所定の書式で検証結果を報告する。
- 2. 本ツールは上記の目的でのみ使用する。
- 3. 本ツールの使用期間は2015年3月31日までとし、使用期間終了時に本ツールを 廃棄する。
- 4. 本ツールを用いて作成したデータは、正規版のデータ作成支援ツールでは取り扱うことができない可能性があることを了承する。
- 5. 本ツールを新情報伝達スキーム検討会事務局の許可なく、他の者に配布しない。

年 月 日

会社名

氏名

- ※ 載いた個人情報は、個人情報保護法及び弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り、厳重に管理いたします。
- ※ また、戴いた個人情報はツールβ版検証作業の管理等に限って利用させていただき、事務局としての期間終了後、 直ちに廃棄処分いたします。

図表 2-26 ツール β 版検証参加のための合意書

2.5.3. 検証の結果

(1) 参加者数

検証に参加した企業は以下に示す状況で、合計 138 社であった。

・化学品ツール:41 社

・成形品ツール:93社(+海外企業4社)

(2) 課題の整理結果

ツール β 版検証の結果として、課題や意見を回答した企業は、化学品ツールが 41 社中 19 社、成形品ツールが 93 社中 49 社であった。

ツールに関して得られたご意見・課題は約850件であったが、そのうち、ツール β 版以降の改修で対応済みの課題、および質問者の誤解等を除き、残りの課題を整理し優先順位付けを行った。その結果を図表2-27に示す。図表2-27のIDに課題の優先順位づけを高、中、低で示している。「高」は正規版までには対応すべき課題、「中」はコストや開発期間に余裕のある時に検討すべき課題、「低」は将来的に考慮したらよいと思われる課題である。また、その他に、「外」と「マ」がある。「外」は対応しない課題、「マ」は、課題ではないが、誤解を避けるため、マニュアルに丁寧に説明した方が良いと思われるものである。

また、ドキュメント類(操作マニュアル、入力マニュアル、利用ルール)に対するご意見・課題の一覧(「誤記」等の指摘を除く)図表 2-28 に示す。

図表 2-27 ツールの課題一覧

*1:優先度を示す。 高:正規版までには対応すべき 中:余裕のある時に検討 低:将来的に考慮 外:対応しない方針 マ:対応は不要だが誤解のないようマニュアル補足説明

*2: 化:化学品ツール 成:成形品ツール 共:両ツール共通または混在

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
高 001	共	(事務局)	_	機能追加	物質リストバージョンの確認をする方法が必要。	インターネットを介してバージョンを確認する機能を追加する。
高 002	共	3~9 件	ı	出力	JAMP の AIS/MSDSplus での出力が必要	chemSHERPA から AIS、JGPSSI、MSDSplus への変換(コンバート)機能 を追加する。ただし時限的措置とする。また、変換先のバージョンは、各 書式の最新版のみとする。
高 003	共	3~9 件	全画面	機能追加	成分中に懸念物質が含まれているかを検索したい。 画面上で任意の文字検索を可能にしてほしい。	Ctrl+F での検索機能を追加する。
高 004	共	1~2件	_	その他	xml ファイルの拡張子は.iec より.xml の方がよい。また、拡張子 shai, shci より zip の方が良い。	拡張子を iec から xml に変更する。拡張子 shai、shci については、zip ファイルをダブルクリックすると中が見られるため、そのままファイルが開けると誤解されるのを回避するために拡張子を変更した経緯があるので、変更はしない。ただし、拡張子 shai、shci の実態は zip であり、解凍すると個々の製品の XML ファイルに分解できることをマニュアルに記載することとする。
高 005	成	3~9 件	_	IEC対応	遵法判断情報画面で表示される物質名や XML ファイルに書かれる物質名が、IEC62474 の名称と異なっている。規格では、IEC62474 のデータベースに掲載されている物質を報告する際は、データベースの物質名称を用いなくてはならない。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
高 006	成	3~9 件	成分情報画面	コンバート	Ver4.0 以上の AIS ファイルを読み込んだ際、材質が取り込まれないケースがある。	〈原因〉材料用途と分類記号の組み合わせが外部リストの「⑨材質変換マスタ」にないため、チェックエラーとなり、空白表示している。 AIS の Ver4 では材料用途と分類記号の組み合わせが特定されているが、Ver3 では材料用途と分類記号が独立で指定できたので、どんな組み合わせも許されていた。AISVer4 で Ver3 のデータを読み込んでそのまま出力する際には、組み合わせチェックをしていないため、Ver4 でも古い材質リスト(材料用途と分類記号の組み合わせが合っていないもの)が流通している。 〈対応〉AIS のコンバートについて、Ver2.01 より古い材質リストも読み込めるように変更する。さらに、成分情報の保存時には、整合性をチェックする(古い物質リストがいつまでも残るのを避けるため)。
高 007	成	3~9 件	_	追加取り 込み、複 合化	追加取り込みや複合化の際、対象ファイルの複数選択ができない。(AISでは可能)	複数ファイルの選択を可能とする。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
高 008	成	3~9 件	成分情報 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	除 外 項 途 コード を 合性	成分情報の除外項目選択画面の改善 (1)ELV や RoHS の除外項目を選択する画面で、異なる物質の除外項目も選択できてしまう。無関係の除外は非表示にするか、選択後にエラーチェックすべきである。 (2)ELVと RoHS で"絞り込み"機能に違いがある(ELV→条件選択で即反映、RoHS→条件選択+「絞り込み」ボタンで反映)。統一すべき。 (3)法規に沿った選択ができるようにすべき。たとえば以下の通り。 ・Cd:0.01wt%,それ以外の物質は0.1wt%の閾値を超えているときは「Below threshold」の選択不可。 ・含有している材料に合致した除外用途しか選択できないようにする。(銅合金中の鉛の除外用途は銅合金中の鉛しか選択できなくする。)	以下の対応とする。 (1)成分情報における除外選択画面で、物質で絞り込んだ除外項目選択肢を表示する。 (2)絞り込み検索の方法について、ELVとRoHSで同じ機能とする。 (3)優先度を低く設定(とりあえず対応しない) ※「高 030」と合わせて検討する。
高 009	共	3~9 件	基本情報画面	誤操作防止	基本情報画面での保存や出力では、チェックをした製品が保存対象となるが、チェックを忘れた製品がツール終了とともに消去されるのは困る。	「一時保存」「出力(承認)」「出力(依頼)」ボタン押下時、チェックが外れている製品がある場合は、ワーニングを表示する(「○製品中X製品が選択されています」など。)。 また、ツールを閉じるときに、一時保存も出力もされていない製品があるかチェックして、ある場合は「No.X の製品は保存または出力をしていませんがよいですか」等と表示して警告する。
高 010	共	3~9 件	発行者·承 認者情報 画面	表示言語	会社情報の`国`の選択肢について英文の欄なのに、選択肢が和文で違和感がある。	する。 言語として中国語が選ばれている場合には、選択リストに、英/中を併記 する。
高 011	共	10 件以上	_	出力ファイ ル名	(1)一時保存、出力ファイル、依頼ファイル、などの出力ファイル名を分かりやすくしてほしい。 ・出力ファイル名に Version 情報が含まれる方が良い。 ・出力ファイル名は整理番号ではなく、製品型名や製品品番など実務者が任意に選択できるようにするべき。 ・出力ファイル名に整理番号を自動的に付けてほしい。 ・部分回答した際に、ファイル名に枝番を付けてほしい。 ・ファイル名を「承認待ち」「承認済み」「一時保存」としてはどうか。言語を最初に選択しておく必要があるが。 ・一時ファイルの「temp」の表示はわかりやすいが、承認済みファイルの「list」は見難い。	(1)について、ファイル命名ルールを再度検討の上、必要に応じて変更する。 (2)について、一時保存(Temp)、承認済みファイル(List)、依頼ファイル(Request)、エラーファイル(Error)のうち、エラーファイルをなくす。エラーファイルは、エラーを含む製品を承認しようとした場合に作られるが、その場合「エラーを含んでいるので、承認できません。一時ファイルとして保存しますか?」とメッセージをポップアップさせ、一時ファイルに保存させることとする。これにより、エラーファイルを取り込んだ時にエラーのない製品のステータスもまで error となるという課題も解消(外 004)も解消される。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					・成分情報がない状態でファイルを出力した場合、ファイル名では見分けがつかない。成分情報のみ、遵法判断情報のみ、両方を含むの3種類に分かれるので、その状態がファイル名でわかるようにすべき。 (2)ファイルの種類が多く、管理が大変。	
高 012	Д	10 件以上	発行者•承 認者情報 画面	ひな形	発行者、承認者のひな形の活用性向上 ・ツールを立ち上げるたびに、発行者情報をひな形から展開するのは面倒である。ツール起動時に自動で読み込んでほしい。 ・「ひな形から展開」(発行者情報)、「ひな形から展開」(承認者情報)のクリックボタンが、会社情報>入力>発行者・承認者情報の位置にあるより、基本情報画面にこれらのボタンがあると便利である。 ・発行者情報について、基本情報画面で直接入力できることが望ましい。	具体的な方法は今後検討するが、活用性を向上する。 <対応例> ・基本情報画面に展開ボタンを付ける。 ・メニューに「ひな形から展開」を設ける。 ・立ち上げ時にひな形から読む。(承認者情報は読み込み対象外) ・依頼者・承認者情報画面で「ひな形から展開」ボタンを消去する。
高 013	共	10 件以上	成分情報画面	任意報告物質チェック	任意報告物質の該当チェックボックスのチェックを入れる作業が非常に手間である。特にコンバートした際に、大量のチェックをしなければならないケースがあり、大変非効率。自動でチェックボックスにチェックが入るようにしたい。	WG、検討会を通じて検討した課題であり、敢えてチェックさせるべきとの 方針となったものであるが、ニーズを踏まえ、以下のように変更する。 一括チェックボタンを設け、「確認したか」等の警告を表示した上で一括 チェックできる仕組みにする(自動でチェックすることはしない)。
高 015	共	(事務 局)	_	課金機能	ツールに課金する場合には、システム側に機能が必要である。	(ツール課金を前提とする場合には)課金のため、必要な仕組みを追加する。
高 016	Д	10 件以上	_	表示文字列等	表示名称変更 (1)基本情報画面の「シリーズ品名」→「ファミリー名」 (2)物質の上の「選択」→「検索」 (4)ファイルの「開く」をわかりやすく。「開く」から読み込む場合と、「追加」から読み込む場合の違いは基本情報が反映されるか否かの違いのみか? (5)2015-02-31と入れた際の「yyyy・mm・dd形式で、、」というエラーメッセージは、正しくない。 (6)「依頼者情報」⇒「依頼元製品情報」「製品情報」⇒「回答元製品情報」とした方が分かり易い。 (7)「対応エリア」(製品情報一覧)、「対象エリア」(遵法判断情報画面、メッセージ出力)と表現が異なる。 (8)エラーチェックを実行し、エラーと警告がない場合に「エラー又は警告は、1件もありません」とメッセージが表示さ	(1)変更しないが、マニュアルで補足する。 (2)変更しない。 (4)検討の上、必要に応じて変更する。 (5)そのような日付はない旨のメッセージに変更する。 (6)「依頼者情報」→「依頼者製品情報」に変える。「製品情報」はそのまま(「回答元製品情報」にはしない)。また、関連して依頼者情報を記載している状態で「依頼者情報の有/無」のチェックを外した場合、「・・・チェックをはずすと依頼者情報が全て削除されますが」のメッセージが出るが、この文言を「依頼者情報および依頼者製品情報が全て削除されます」とする。 (7)検討の上、必要に応じて統一する。 (8)「エラー、警告はありません」に変更する。 (9)成形品の成分情報画面の「含有率」→「最大含有率」とする。 (10)検討の上、必要に応じて変更する。

ID*1	ツー ル*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					れるが"1件"と書かれていると、誤りやすいので、「エラー、警告なし」とした方がよい。 (9)化学品の含有率は「最大含有率」、成形品の成分情報の含有率は「含有率」。統一すべき。 (10)表題「警告」、アイコン「エクスクラメーション」となっている。警告とは、問題を引き起こす可能性がある場合の情報なので、アラートとしては過剰。表題は「情報」、アイコンも、インフォメーションマークが妥当。 (11)報告単位は「〇あたり」と表現する。「g,kg」の選択肢は末尾へ。「g,kg」を選択した際は質量単位も同じ単位でなければエラーとする、または「重量あたり」という表示に。 (12)成形品ツールの成分情報の含有率は「材料当たり含有率」と書かないとわからない。 (13)成形品ツールの成分情報の物質検索画面で、LRやICのチェックは最初は全部チェックされている状態の方が分かりやすい。	(11)検討の上、必要に応じて変更する。 (12)検討の上、必要に応じて変更する。 (13)検討の上、必要に応じて変更する。
高 017	共	1~2 件	成分情報画面	コンバート 時の規制 フラグ	川上から CAS 番号不明・総称名で MSDSplus をもらうと、コンバートによって規制フラグが消えてしまう。	"<状況>法規制フラグを出力ファイル(xml)に記載していない(伝達しない)仕様としており、chemSHERPAでは、ユーザによる法規制フラグ付与を許可していない。また、そのため AIS の任意報告物質の法規制フラグは chemSHERPAで読み込んだ際は消えてしまう。
高 018	共	10 件以上	基画分面判画本面情、新面制面	一時保存 の在り方	一時保存の在り方 (1)基本情報画面の「一時保存」はファイルへの保存、成分情報画面および遵法判断情報画面の「一時保存」はメモリ保存である。ボタン名称が同じでわかりにくい。 (2)成分情報画面、遵法判断情報画面で「一時保存」したのちに画面遷移する際も、毎度画面の保存を求める警告メッセージ画面が出て、煩わしい。	(1)(2)を勘案し、成分情報画面および遵法判断情報画面の「一時保存」 ボタンは削除し、画面遷移の際、自動保存する。 (「基本情報画面」の「一時保存」ボタンは残す)
高 019	化	3~9 件	帳票	表示内容	承認者のコメント欄に記入した内容が帳票(Excel ファイル)に表示されない。	基本情報画面の担当者コメントと承認者コメントを1つにする(コメント欄を1つにする)。

ID*1	ツー ル*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
高 020	<u>+</u>	10 件以上	_	A /MSDSplu sン時項 I Sの一対 S ン時項目	AIS/MSDSplus からのコンバート時の対応項目について (1)MSDSplus の初版発行情報が転記されないため、履歴管理ができない。 (2)AISの製品を管理する「シート整理番号」が「整理番号」欄に転記されるため、登録できる製品は一つに限定される。多品一葉の場合はレポートの作成番号的な扱いとなり別な意味として使われることになるがよいか。 (3)多品一葉で作る場合、製品名には供給者側で管理する「発行者型番」、製品品番にはシート整理番号が転記されないと、供給者側で管理できない。 (4)AISの「一般商品名」が「製品名」に、発行者型番の英語表記が「製品品番」に転記されてしまう。 (5)AISの5.その他の情報「引用文献・制約/注意事項」の情報が転記されない。この欄には必要に応じて次のような記述をしており、顧客への情報提供の観点から、問題。「ガラス構成成分として「三酸化二ホウ素(B203/CAS-No.1303-86-2)」と「一酸化鉛(PbO/CAS-No.1317-36-8)」を記載しておりますが、これは欧州 REACH 規則における SVHC には該当しません(双方とも JEITA 見解書に基づく)。」 (6)AISの「SVHC」の「備考」欄の記載内容が転記されない。 (7)AISでは部署名・住所が1つしかないが、それを和英両方に転記される。AISで和文で住所が入っていると英文欄に日本語を転記し、半角以外の文字があるというエラーとなる。 (8)AISの依頼者備考1~3、依頼者型番1~6、発行者型番1~6の情報を入力する欄がなく、入力することができない。 (9)MSDSplusの「統合バージョン」が転記されない。新スキームでの情報授受者は、どのように判断するのか? (10)MSDSplus をコンバートすると、MSDSplus の整理番号が、chemSHERPA の整理番号と製品の製品番号の両方に取り込まれる。	確認、検討して、必要に応じて変更する。(3/13 β 版検証委員会で、 JAMP に対して検討を依頼済み。)
高 021	化	(事務 局)	帳票		桁数の多い CAS No は帳票印刷するとすべて表示されない。	印刷時にはみ出さないように調整する。
高 022	共	3~9 件	物質検索画面	検索機能 高度化	検索用物質リストの高度化 (1)「物質」欄について、和文と英文が混在している。 (2)(問題)UVCB 物質について、REACH の部分にフラグがた つ。	(1)一時借用した JAMP の物質リストにおいて、全ての物質に日本語名が整備されていなかったことによる。来年度物質リストを再作成する際、日本語を見直す。 (2)確認の上、必要に応じて対応する。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					(3)SG030(PCN 類)の該当物質でテトラメチルすず(CAS 2943-86-4)が表示されており、本来、PCN 類に分類されない物質が PCN 類に入っている。 (テトラメチルすずの含有情報は、使用用途:6 めっき/使用部位:Tin Platting) (4)JGPSSIファイルをコンバート取込みした際に、新スキームに「四ホウ酸ニナトリウム」が出力されない。SG011 は「四ホウ酸ニナトリウム」ではなく、「四ホウ酸ニナトリウム無水物」ではないか?	(3)収載ミス。修正する(v0.00.04 で修正済)。 (4)確認の上、必要に応じて対応する。
高 023	共	10 件以上	_	バグ	(1)発行者コメントの欄には英語と日本語があるが帳票に表示されるのは英語側だけなので、日本語コメントも表示してほしい。 (2)マイクログラム表示が無い為、0.0001 mg以下の含有量の成分がある場合、エラーとなってしまう。 (3)ELV の適用除外に該当する製品を AIS をコンバート取込みすると、ELV 適用除外の選択画面で「期限外」が選択されてしまう。基本的に期限外を選択することはないので、デフォルトは「期限内」が選択されるように。 (4) AIS をコンバート取込みし、成分情報画面を帳票出力すると、部品員数、材質の質量が異なる。例題 AIS の部 F 品 Fの員数は1なのに対し、帳票では各1(計3)になり、材質の母材 R221 が 10g1個に対して10g2個とダブっている。成分情報画面内の表のセル結合が帳票では反映されていない。 (6)下記のパターンで成分情報・遵法情報を確定後、製品・部品情報を承認(出力)を行った場合の入出力状況表示は以下の通りで、情報の確定および承認の履歴が残らない場合あり。(エビデンスとしての情報が不足) ①成分情報のみ:成分情報の確定日時あり、出力状況は表示なし ②遵法情報のみの場合:遵法情報の確定日時、出力状況に正規データ出力済の表示あり ③成分情報を遵法情報の場合:成分情報・遵法情報の確定日時、出力状況に正規データ出力済の表示あり	状況を確認し、修正する。 (1)日本語を選択している際も英語のコメントのみが表記されていることを確認。対応を検討する。 (2)確認の上、必要に応じて対応を検討する。 (3)バグであり、対応する。 (4)確認の上、必要に応じて対応を検討する。 (6)確認の上、必要に応じて対応を検討する。 (7)CAS がない(空白)の場合には物質名を消さないように変更(AIS と同等にする) (8)確認の上、必要に応じて対応を検討する。

ID*1	ツ ー ル*²	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					 (7)「物質情報更新」をすると CAS 番号がない物質は、物質名が消え、空白になってしまう。 (8) α 版評価「評価 138」の対応として、「2014/11/25 基本情報画面で選択した報告単位が、質量に存在する単位の場合、質量と報告単位が一致していない場合はエラーとする処理を追加。」とあるが、追加できていないように思える。 	
高 024	共	3~9 件	_	XMLファイ ル書式	XMLファイルの記載方法 (1)exemption について、内容がない場合も記載するのをやめてほしい。 (2)成分情報で報告する化学物質名と遵法情報の関連付けをすべき。IPCでは成分の substance の外側にくSubstanceCategoryList>をつけて対応づけている(対応づけるものがない場合は同じ物質名が入る)。 (3)成分情報の物質については、XMLに記載するのは、含有率ではなく含有量を記載した方がよいと思う。含有率だと分母が何かが分からず誤解を招く。また、含有率の場合、当該ファイルを読む IT システム側で含有量を積算し、製品重量に対して100%かどうか等のチェックをすることになるが、その際、丸め誤差を生じて、混乱を招く恐れがある。 (4)QueryListの使い方について、本来の意図とは違う方法で用いているが、やめるべきである。 (5)材質について、用途(「母材」など)も有益な情報なので、XMLに記載してはどうか。 (6)除外リストコードについて、chemSHERPAで管理していくか、IPCのリストを使うか、再度検討してはどうか。 (7)「IEC62474DBの報告関値に構成部品が書かれている場合には、XMLタグに構成部品が必要」などについて、MT62474と同期して検討。 (8)構成部品について、mass か mass%が「必須」である。現状で	対応の可否を含めて早めに検討する(XMLの記載方法は早めにFIXしないと各社システム対応等に支障を生じる)。 (1)対応する。 (2)検討の上、必要に応じて対応する。 (3)検討の上、必要に応じて対応する。 (4)検討の上、必要に応じて対応する。 (5)検討の上、必要に応じて対応する。 (6)検討の上、必要に応じて対応する。 (7)検討の上、必要に応じて対応する。 (8)変更する必要があるが、現在構成部品については、員数管理しかしていないので、材料の量を足しあげて構成部品の重量として自動的に記入するか、またはユーザが入力する欄を新たに設けるか検討する。

ID*1	ツ ー ル*²	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					はツール上入力する箇所がない。(構成部品については、 員数しか管理していない。量は材質のみで管理している。)	
高 025	共	3~9 件	発行者·承 認者情報 画面	誤操作防 止	発行者情報画面で、「ひな形から展開」しようとして間違えて「ひな形として登録」をクリックしてしまうと、「ひな形」が消去されてしまう。	「ひな形から展開」を基本情報画面に移動して、「ひな形として登録」ボタンだけにするなど、「高 012」と合わせて検討。
高 026	共	3~9 件	_	_	会社情報関連の入力欄(会社名、部署名)および発行者コメント、承認者コメントの欄で、入力した文字数が多い場合、全て表示されない。改行して全文字表示が出来るようにして欲しい。	あらかじめ複数行の大きさを確保する。 ※現状、テーブルの各項目の列幅可変は、v0.00.03 で対応ずみである が、発行者・承認者情報などの列幅は可変対応していない。
高 027	成	3~9 件	成分情報画面	機能追加	材質合計、物質合計機能 (1)AIS の集計ボタン機能、集計シートが必要。 (2)成分情報画面で、製品の質量(現状では基本情報画面に戻らないと確認できず不便)と、材質の合計質量を表示してほしい。 (3)製品中、何%の含有物質情報が登録されているかがわかるように、物質の含有率の合計を表示してほしい。 (4)基本情報画面に、質量欄の他に成分情報で合算した質量(材質、物質)も表示してほしい。	ツールV0.00.03でAISの集計機能に該当する情報は、帳票に出力する対応をしているので、様子見とする。ただし、成分情報画面に製品質量(基本情報画面で入力)の表示を行う。
高 028	成	1~2件	基本情報画面	表示	製品・部品情報は100行も不要。	あらかじめ表示するのは 4~5 行とし、必要に応じて「追加」できるようにする(成分情報画面と同様な仕様)。また、コンバート時と複合化時は、1行のみが表示されるようにする。(複数コンバートができるという誤解を回避)。
高 029	共	1~2件	_	言語選択のタイミング	ツールを開いた際、言語が日本語になっている。英語圏の人が言語の変更ができない。	・日本語で立ち上がっても、言語の変更はできるように、ファイルのメニューを「表示→言語」ではなく「Language(言語設定)」とする。 ・できれば、一番最初は OS の言語設定(地域設定)に合わせた言語で表示する。 ※現状は、一番最初はデフォルトで日本語、次回以降は、最後に使っていた言語で立ち上がる。
高 030	成	3~9件	遵法判断情報画面	用途コード	・用途コードが選択必要な物質について、用途コードが選択されていない場合は、エラーとなる様な仕様にして欲しい。 (入力必要なものについてのエラーチェック機能を追加) ・適用除外が正しく選ばれているか、エラーチェックすべき。 ・AISからコンバートした際、期限切れの適用除外コードがあれば、警告を出してほしい。	・承認時やエラーチェックボタン押下時には、エラーチェックを行う(特にコンバートした場合に必要)。ただしエラーチェックの内容は物質と除外項目との紐づけ程度であり、高度なチェックはしない。 ※「高 008」と合わせて検討する。
高 031	成	(事務	遵法判断	用途コー	「用途コード」について、適用除外を選ぶべき物質と選ばなく	「用途コード」について、適用除外を選ぶべき物質と選ばなくてよい物質

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
		局)	情報画面	ド	てよい物質の区別がわからない(ダブルクリックして用途リスト を出してみないとわからない)ので、不便である。	をわかりやすくする。
高 032	成	(事務 局)	遵 法 判 断 情報画面	「使用用 途」「使用 部位」「コ メント」	遵法情報画面をシンプルにすべき。IEC の必須情報に絞ってはどうか。現状の「使用用途」「使用部位」「コメント」はIECでは不要ではないか。シンプルに、Y/N 判定と含有率、除外用途だけでよいのではないか。	用部位」「コメント」を1つの欄にまとめるなどの対応を検討する。
高 033	成	(事務 局)	基本情報画面	統合バージョン	古いバージョンのファイルを読み込んだ際、成分情報や遵法 判断情報を確定しなおしても、「統合バージョン」の情報が変わらない。	どのタイミングで変えるか検討する。
中 001	共	3~9 件	_	機能追加	CtrlZ や ESC キーによる UNDO 機能が必要	CtrlZ や ESC キーによる UNDO 機能の追加。 ※ニーズは理解しているが、必須機能ではないので、開発期間、資金 的余裕のある時の検討機能とする。
中 002	共	10 件以上		操作性向上	操作性の向上 ・タブキーは右側にセル移動するが、エンターキーは下側に 移動するので入力しづらい。エンターキーも右側にセル移動して欲しい。 ・文字入力後のセル移動は Tab キーだけではなく、リターンキーも有効にした方が作業性が良い。 ・矢印キーによるセル移動もできる方が作業性が良い。・マウスのスクロール(垂直および水平)が機能しないため、操作性が悪い。 ・成分情報を「選択」、「追加」するときに、対象セルを選択してから、カーソルを「選択」や「追加」に移動し、クリックする必要があるが、対象セルの位置で右クリックし、「選択」、「追加」の項目選択できる方が、間違いを起こし難いと思う。・「物質」セルを選択した状態で「選択」ボタンを押し、物質を検索して「選択」すると物質情報が入力できるが、カレントのセルを「物質」に移動して欲しい。通常、セルを移動するときは「タブ」キーで移動できなくなってしまう。・作業性の面で AIS や JGPSSI のツールの機能ではなく、そのベースの EXCEL でできることはできるだけ実現してほしい。特にショートカット。	操作性の向上 ※ニーズは理解しているが、必須機能ではないので、開発期間、資金的余裕のある時の検討機能とする。
中 003	共	1~2件	成分情報 画面	物質情報 更新	物質情報更新 物質名に手打ち入力しても、完全一致(※前角半角問わず)	物質名での物質情報更新をできるようにする。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					なら物質情報の更新で反映される方が効率的。	
中 004	成	(事務局)	遵 法 判 断 除法画面	用 途 コ ー ド	遵法判断情報画面で、用途コードを選ぶべき物質とそうでない物質が分かりづらい。	用途コードを選択すべき物質をわかりやすくする。
中 005	共	3~9 件	基画行者 本面·承認 者情報 面	クリア 機 能	 ・発行者、承認者画面、依頼者画面、基本情報画面で「クリア」ボタンがあるとよい。 ・入力作業完了後に基本情報画面で新規作成へ移行するメニューがない ・ポップアップ「発行者・承認者情報画面」に『戻る』ボタンが必要(ポップアップに遷移したが、修正しない場合、右上の×ボタンを押すしか出来ないため。) 	基本情報画面、依頼者承認者画面、依頼者画面に「クリア」ボタンを付ける。 ※現状でも基本情報画面については、全選択→「削除」で製品情報は削除できる(その点をマニュアルに記載する)。また、依頼者、承認者画面についてもあるとよいが必要性は高くないと判断。
中 007	成	3~9 件	基本情報画面	機能追加	JGPSSI のように、製品ごとの情報をまるごとコピー(行コピー)できるとよい。シリーズ製品が並ぶ場合は、コピーして相違点のみを修正する方法を採用したい。	基本情報画面の製品について、成分情報と遵法判断情報を丸ごとコピーする機能を追加する。 ※まずは、1製品分のデータをつくって出力し、他の製品に対して「作成済みデータの引用」をすればできることをマニュアルに記載する。そのうえで、ニーズが多い場合には、対応を再度検討する。
中 008	共	1~2 件	基本情報 画面	機能追加	承認者が 1 製品ずつ各画面に遷移して確認するのは非常に 手間である。一覧表示できないか。または、入力した項目だけ 表示することはできないか。	
中 009	成	1~2 件	遵法判断 情報画面	成分→遵 法判断変 換の誤操 作防止	JGPSSI をコンバート取り込みし"成分→遵法判断変換"を行うと、JGPSSI は成分情報がないため JGPSSI の禁止物質データがクリアされてしまう。成分情報が未記載の場合は、"成分→遵法判断変換"を選択できないようにした方がよいのでは?	以下の状況でよいか確認し、必要であれば改善する。 <現状> 成分情報が全く入っていなく、かつ確定されていない場合は変換できない。1つでも(材料等)情報が入っていれば確定していなくても変換できる。また、情報が全く入っていなくても確定されていれば、変換できる。
中 010	共	1~2 件	発行者•承 認者情報 画面	国名リスト	国名選択リスト ・会社情報の国名選択で、国名が足りない ・国名はどういう順番に並んでいるのか?(通常は英語表記でアルファベット順だと思うが、言語を中英にするとそうなるのか?)	国名リストの再検討 ※現状は、IECの Developer Table に ISO3166の2文字コードとあり、これを用いているが、数が多いため抜粋して掲載している。
中 011	成	1~2 件	_	JAMA/JA PIA シート	JAMA/JAPIA シートの扱い ・出力はできなくてもよいので取り込みだけでもできてほしい。	chemSHERPA の役割と照らして、JAMA/JAPIA シートの読み込み(出力)機能の追加の必要性や位置づけを検討する。 ※ニーズ数について、セミナーなどでも複数いただいており、実際にはもっと多いと感じる(事務局)。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
中 012		1~2 件	成分情報画面	物質のエ ラーチェッ ク強化	(1)成分情報画面で検索用リストに存在する物質の CAS 番号 (例:50-00-0)を入力して、物質名に「テスト」と記入、任意報告物質にチェック→確定できる。しかし確定後に一度他の画面に移動して戻ると、物質名はホルムアルデヒドとなって、規制フラグも立つ(GADSL & IEC62474)状態で、任意報告物質にもチェックが入っている。 そのような動きでよいか。(2)また、成分情報画面で検索用リストに存在する物質の CAS番号(例:50-00-0)を入力して、物質名に「ホルムアルデヒド」と記入、任意報告物質にチェックでも確定できてしまう。(3)成分情報画面で検索用リストに存在する物質の CAS番号(例:50-00-0)を入力して、物質名に「ホルムアルデヒド」と記入、任意報告物質にチェックした上で、「物質情報更新」ボタンを押すと、規制フラグが立つが、「任意報告物質」チェックははずれない。→エラーチェックでひっかかる。	「確定」ボタンが押されたときに、「物質情報更新」押下と同じチェックをかけるなどの対応を検討する。
中 013	成	3~9 件	遵法判断 情報画面	部 位 情報、用途情報	遵法判断情報画面で、成分→遵法判断情報変換を行った際、同一の報告対象物質が多数の構成部材に含有している場合、部位情報、用途情報の転記情報が文字数オーバーでエラーとなって確定できない。(部品情報、用途情報を削除すれば可能)	る。なお用途を格納する XML フィールドを変更した関係で、v0.00.03 で
中 014	化	1~2件	帳票	表示	含有率について、ツールで 20%と入力した場合、出力した XML ファイルでは 20%なのに、帳票(EXCEL)では、20.0% と表示される。	
中 015	共通	1~2 件	基本情報画面	ファイル読 み込み	多品一葉で複数製品を製品・部品情報に入力後、一次保存した TEMP ファイルを再度、ツールで開いた際に、製品・部品情報に表示される製品の表示順が入れ替わる場合がある。(ソート順序の定義が不明)	書き出した順に読み込む。 ※shai や shci ファイルの中の個々の XML ファイル(.iec ファイル)を読み 込む際、どのファイルから読み込むかは OS 依存である。現状では、 XML ファイル名に製品品番を付与しているため、製品品番でソートされ て読み込まれるようである。書き出した順番を保持する必要がある場合 は対策が必要。
中 017	成	3~9 件	基本情報画面	質量の単 位や報告 単位	質量の単位や報告単位にμgを入れてほしい	質量の単位や報告単位については、AIS でもμgはカバーしていないので、対応しないが、材質については、必要性を検討。 ※AIS では、材質についてのみ「μg」単位を AIS4.0 で新たに追加している。
中 018	共	10 件以上	発行者·承 認者情報	ひな形の 複数件登	発行者、承認者のひな形の複数件登録	複数件登録できるようにする。 ※基本的には、本ツールは共有して使うことを想定していないため、ひ

ID*1	ツ ー ル*²	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
			画面	録		な形登録は 1 件でよい事業者が多いと考えている。どのようなケースで複数件登録が必要なのか調査して、必要に応じて再検討する。
中 019	共	1~2件	発行者·承 認者情報 画面	表示	発行者と承認者が同じ画面に並んでいると承認行為が形骸化 していないか疑問が発生する。	発行者と承認者の画面を分ける
中 020	成	1~2件	成分情報画面	物質情報 更新時の 適用除外	物質選択時と同様に、「物質情報更新」の場合にも、適用除外をポップアップできないか。	「物質情報更新」の場合にも、適用除外をポップアップする。 ※現状、エラーチェックでは引っかかるが、それでは不十分か?
中 021	共	1~2件	_	セキュリ ティ対策	・依頼者、発行者問わず、誰でも含有物質情報の編集が出来 てしまう。(第三者による改竄も可能であり、物質情報の責任 元が不明瞭) ・データ出力はそのままメールに添付して送信できるよう圧縮 ファイルで出力されるが、解凍パスワード設定機能も欲し い。(セキュリティー強化のため)	改ざん防止策を導入する。 ・電子署名、ハッシュ値など。
中 022	成	3~9 件	複合化	対象ファイルの指定	複合化の際に、対品一葉で得られた調査結果を追加しても、 複合化対象とする部品を指定できない。調査は、複数製品で 使っている部品を1つのリストにして調査依頼・回答を得るが、 複合化は、製品毎に行うため、部品リストが大きく違う。	ファイルを読み込んだのち、複合化する部品をチェックボックスで選択する機能を付けるまたは、複数製品を含有するファイルを読み込む場合に、読み込む製品を選択するポップアップを表示。 ※現状でも、多品読み込んだのちに、複合化に使用しない部品を削除してから複合化することで対応できる。
中 023	共	1~2件	基本情報画面	製品選択	成分情報画面に移る際に、部品選択ボタンをチェックしないと、「少なくとも一つはチェックすること」のメッセージが出て、再度元の画面に戻り、チェックしなければならない。1品1葉の場合、1つしか部品がないので、非常に煩わしい。	チェックをしていない場合は、一番最初を編集対象とすることを表示、 OK すれば成分情報画面に移るようにする等。
中 024	成	(事務局)	_	エリア	サプライヤから情報をもらえないケースも多くあるため、 IEC62474 全部の物質の保証はしかねる。移行期間中だけで も RoHS に絞った保証等にできないか。	
中 025	共	(事務 局)	_	出力	・IPCフォーマットでの出力機能をつけたい。	IPC 出力機能を付ける。 ※事務局としては、まず IEC と IPC の整合が図られるべきと考えている。
中 026	共	1~2件	成分情報画面	エ ラ ー チェック強 化	同じ材質、同じ用途の中でも同じ化学物質を選択可能になっている。エラーチェックが必要ではないか。	AIS と同仕様であるが、ニーズが高ければ対応検討が必要。
中 027	成	1~2件	複合化	メモリ保存	複合化のファイルの追加の画面は、メモリ上に保存しておいて ほしい。複合化後に員数などなにを入れたか確認したい。	メモリに保存する。
中 028	共	1~2件	基本情報 画面	表示	基本情報画面の「入力状況」で"確定"の場合だけでなく"一時保存"の場合も日時があったほうがよいのではないか?	"一時保存"の場合も、日時を表示する。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
中 029	成	3~9 件	成分情報画面	入力、削 除の操作 性	(1)成分情報画面で、材質に関する操作性向上 ・成分情報画面で、材質の選択したデータのみクリア ・材質の選択で、複数セルを選択して一括してセットできるよう にしたい。 ・材質の情報は、選択からのみだが、一度選択したセル情報 をコピーして展開できるようにしたい。 (2)削除等の操作性向上 ・成分情報画面で、新規作成時など任意物質などのわかって いる情報についてとりあえず登録し判定させる。物質情報更 新ボタンで法規制を確認したあとで、必要な物質以外の情 報を削除するのは面倒だし、間違いも起きやすい。行ごと削 除するか、delete キーで一項目ずつデータ消去するのでは、 おのずとミスを誘発する。 ・成分情報で、階層、部品、材質、物質の行を間違って追加 し、情報入力を進めてしまった場合、途中で構成変更でき ず、1 行ずつ追加&削除での再入力が必要となる。(修正の 自由度がなく、物質情報等が多い時に工数大)	(1)マウスでドラッグした範囲を一括で削除する、複数選択した範囲を一括セットする、Ctrl+C による材質情報のコピーを可能とするか検討。 (2)材質情報を残したまま、物質情報のみをクリアできるボタンを設ける。
中 030	成	1~2件	基本情報画面	承認可能 な条件	ツールの仕様としては、成分情報、遵法判断情報が共に未入 力または確定状態であれば承認可能となっています。それで よいか。	ツールとしての制限を設けるべきか(または運用ルール上の制限を設けるか)、検討する。
中 031	成	1~2件	遵 法 判 断 情報画面	成分→遵 法判断情 報変換の 高度化	成分→遵法判断情報変換の高度化 ・報告閾値が「部品当り」の場合の含有率自動算出機能追加	左記の通りにする。
中 032	成	3~9 件	_	動作速度	動作速度が遅い ・承認、作成済みデータ読み込みが遅い ・遵法判断情報画面への遷移が遅い ・「成分情報画面」の表示、「エラーチェック」などに時間がかかりすぎる(AIS 作成支援ツールはもっとスムーズです。) ・情報量の多い(例えば、成分情報2000行レベル)データを扱うときの動作が遅い(従来の AIS ではストレス感じない)	動作速度の向上に努める。
中 033	成	1~2 件	遵法判断 情報画面	エ ラ ー チェック強 化	遵法判断情報画面で、記載された含有率が報告閾値をこえていない場合にはエラーチェックをしてほしい。	記載された含有率が報告閾値をこえているかチェックをして、超えていない場合にはエラーまたは警告を表示。ただし、チェックできる物質は限定的(均質材料当たりのものと製品あたりのもののみ)。
中 034	成	3~9件	基本情報	依頼者情	回答者側で依頼者情報が修正できてしまう。	依頼情報ロック機能を追加する。

ID*1	ツ ー ル*²	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
	•		画面	報ロック		
中 035	成	1~2件	遵 法 判 断 情報画面	用途コード	遵法判断情報画面の適用除外項目の並び順が番号順になっていないため、探しにくい	並び順を番号順にする。
中 036	共通	(事務局)	基本情報画面	シリー <i>ズ</i> 品名	シリーズ品は、1つの報告とすることできないか。具体的には、 製品の数行をまとめる形で、シリーズ品名を記入でき、当該シ リーズに対して1つの成分情報、遵法判断情報を作るイメージ である。IEC 規格にも「製品ファミリーを対象に報告できる」とあ る。	複数の製品をまとめて、報告ができるようにするか、ニーズを含めて検討する。
中 037	成	(事務局)	成分情報画面	量の報告	材質量や、物質量については、mass と mass%のどちらか選べるようにしてはどうか。Mass%で報告できれば、シリーズ品などで、製品全体の重量が少しずつ異なる製品がある場合に、成分情報を1つ1つ変える必要がなくてよい。	ユーザがどちらか選んで入力できるようにする。
低 001	共	10 件以上	基本情報画面	日付入力の高度化	日付の入力が面倒。AIS/MSDSplus の便利性を踏襲してほしい。 ・「2015.1.9」や「1/9」、「2015-1-9」と入力すれば「2015-01-09」と自動変換してほしい・作成日は Ctrl+;で入力できるようになれば良い・今日の日付を入れるボタンがあると良い	AIS/MSDSplus はエクセルベースのツールで、当該機能は、エクセルの機能である。当該機能を chemSHERPA に搭載するためのコスト規模は小さくない。一方で、日付の入力方法は慣れてしまえば気にならないのではないかと推量。
低 002	共	10 件以上	基本情報画面		日付の前後関係のチェック ・回答期限を依頼日の前に設定できてしまう。 ・作成日の前に承認日を設定できてしまう。	エラーチェックすることは可能であるが、そこまで必要か(かえって使いにくくなることはないか)。
低 004	共	3~9 件	発行者•承 認者情報 画面	情 報 コ ピー	発行者と承認者が同じ場合に、発行者の情報を承認者の情報に転記できるようなボタンがあるとよい。 発行者と承認者で共通の情報が多いので、複数セルのコピーができるとよい。	ニーズは理解するが、必須機能ではないと考えられる。
低 005	Д	3~9 件	_	UI の高度 化	UIの高度化 ・たとえば、承認ボタンは、データが入力され、エラーがなくなってから押せる状態にする等のナビゲートが欲しい。 ・「次に押すボタンが点滅する」、「次に押すボタンの枠が赤色に点滅する」など ・プルダウンメニューから入力する項目、セルに直接入力する項目と、別画面で入力する項目を色で識別表示するなどユーザ I/F が向上する・最大含有量(%)の項目は小数点以下の桁がフリーになっている。1ppm の桁が常に表示されるよう、小数点以下4桁表	左記の通りにする。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					示に固定すべき。例:0.5%の場合、0.5と入力したら 0.5000と表示する。これにより各化学物質間で含有量表記 の小数点位置が合い、桁間違いに気付き易い。 ボタンの位置など。	左記の通りにする。
低 006	共	10 件以上		ボタンの位置など	・「材質」の「選択ボタン」は「用途」の上に、「物資」の「選択ボタン」も「CAS No.隣の物資」の上にあるとよい。 ・「追加」や「選択」のボタンの位置を変更した方が見易い。 ・成分情報画面の「追加」ボタンの位置が分かりにくい。 ・「ひな形として登録」ボタンを見落としやすい。 ・ファイルを取り込む操作については、コンバート取り込みや追加取り込みについても、「ファイル」メニューに入っていた方がわかりやすい。 ・「追加取込」が「ツール」にあるが、「ファイル」にあった方が良い。 ・成分情報画面の項目名はもう少しスリムにして、データエリアを出来るだけ広く見えるようにして頂きたい。 ・依頼回答の場合には、回答側の欄に回答者のTEL, e-mail アドレスも基本情報画面に表示欄を設けたほうが良い。 ・ファイルを開く際は、ファイルをツールにドラックアンドドロップ、追加取込みは、ドラックアンドドロップでできないか? ・基本情報画面,成分情報画面,遵法判断画面への移動ボタンの位置(高さ方向)が基本情報画面だけ異なる。固定してほしい。 ・員数を記入する項が単位の右側にある。他の画面では、すべて員数の左側に記載するようになっている。複合化画面においても他の画面と同一の表示形式にすべきである。 ・遵法判断情報画面で、Y/N 入力欄は頭にある方が作業効率が高くなる。	
低 007	成	1~2件	遵法判断 情報画面	表示の明 確化	表示の明確化 ・顧客により「法規制の閾値に関わらす、対象物質が含有していれば報告してください。」と求められることがあり、現状は、項目「含有率(ppm)」の確認となるため、見落してしまうのではないかと心配。項目「含有率(ppm)」の他、何らかの方法で対象物質が含有していることに気付くようにしていただけ	色分け表示する。

ID*1	ツ ー ル*²	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
					ればと思います。(例:文字色で識別「Y」→赤、「N」で Oppm を超え関値以下→「黄色」、「N」で Oppm→「青」)	
低 008	共	10 件以上	物質検索画面	検索機能高度化	検索用リスト検索機能の高度化 ・和名の部分検索で、「すず」と「スズ」は異なる物質で物質がヒットするが「錫」では物質がヒットしない(物質を和名で検索した場合に、平仮名、カタカナ、漢字を分けて検索される)。・検索してもヒット数が多いと該当する物質へなかなかたどり着けない。ヒットした物質だけ一覧表示する機能が欲しい。・「PVC」はヒットしないが、「DEHP」はヒットする。略称、別名の検索範囲が不明瞭。	検索機能は、スタンドアロン型のソフトウェアである以上、限界がある。そのため、名称による検索機能は補助的なものと位置づけられるべき。 CAS 番号など、物質の ID による検索を優先すべき。 公的な物質 DBも充実してきていることから、物質の ID 情報をあらかじめ確認することは容易に可能。 検索した結果の候補一覧を表示しないのは、JAMP の方針でもある。 検索機能の仕様については議論が必要
低 009	成	1~2件	_	操作性向上	英語入力する箇所では IME が無効化されている。そのため、「会社」と入力→「XYZ Corporation」に変換、といった入力操作が出来ない。すなわち、一字一句入力する必要があり、誤タイプの可能性が増すと共に、非常に効率が悪い。	対応可能であるが、IME を使用していていないユーザには 1 ステップ増えるので、必要性を検討。
低 010	成	1~2件	エ ラ 一 チェック結 果表示画 面	画面数制御	エラーチェック後、エラー一覧を表示したままエラー修正を行い再度エラーチェックを行う、以前のエラー覧画面が開いたまま、追加でエラー一覧が表示される。 最新版のエラーチェック一覧のみ表示するようにしてほしい。	最新版のエラーチェックだけが表示されるようにする。
低 011	成	1~2件	複合化	質量単位	複合化画面で報告単位しか拾ってきていない。質量単位も項目として必要。また単位変換できるように(例えば m2→個)	質量と単位を変更できるようにする。
低 012	共	3~9件	-	ヘルプ機能	・ツール画面上にヘルプボタンを用意して、「役職」の定義、入力ルールや操作方法の簡略版を見られるようにして欲しい。 ・基本情報画面の「英数字で入力」「40 桁まで」などの制限は、マニュアルだけでなく、ツール上でもわかるように記載して欲しい。 ・記入例が右に記載してあるとよい。	ヘルプ機能の追加
低 013	共	3~9 件	-	その他	情報項目の追加など ・manufacturer name は、英語とローカルを必須とする。 ・依頼者情報の備考項目を増やしてほしい。ツールでこのデータを作成する場合、ツール出力と依頼者の手書き出力の最低2項目は必要ではないかと思う。 ・成分情報画面の材質質量合計と、基本情報画面の製品質量合計の差異チェックを実施しているが、エラー許容範囲を個別に設定したい。(+/-5%,+/-10%など)	必要に応じて追加 ※早急に対処すべきものはないと考えている。
低 014	共	(事務	_	その他	コマンドで実効可能な I/F 機能が欲しい。	コマンドで実行可能な機能

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
		局)				※対応は難しいと考えている。
低 016	化	1~2 件	_	その他	・化学品ツールの基本色の黄色が当社の使用する PC ではピンク系にみえてしまう。/もう少し黄色系を希望。但しプロジェクター投影すると黄色系に映る。 ・画面の色合い。うすいのは良いが、単色であるので、もう少し色使いを変えた方が良い。または、有る程度使用者が色を選べるように。	色の調整
低 017	共	1~2 件	除 外 項 目 検索画面	絞り込み 機能	除外用途の選択において、スペアパーツの場合は、通常の部品では期間外となるものも、期間内として表示されており、誤記入・誤使用の可能性有り。(例 7(c)-Ⅲ)→スペアパーツに関する絞り込み条件を増やすことなどできないか。	左記の通りにする。
低 018	共	3~9件	_	その他	・パソコンが作業中で、作業者がパソコンからの応答待ちの間は、パソコンが作業中であることがわかるようにしてほしい。 ・遵法判断情報画面に遷移する際、しばらく動作が止まる。	動作中であることがわかるように、砂時計マーク等を表示する。
低 019	成	1~2 件	基本情報画面	出力状況	成分情報のみ入力し承認後、遵法判断できる。承認された データの範囲が不明確になる。承認した日時をデータとして 残せるようにしたい。	基本情報画面の「出力状況」に出力日時を表示する。
低 020	成	1~2件	基本情報 画面	質量	質量が小数部 4 桁までしか入らない。JAMA シートと整合を取るため、小数部 6 桁として欲しい。	左記の通りにする。
低 021	共	1~2件	エ ラ 一 チェック結 果表示画 面	その他	「エラー」「警告」などにはコードをつけて欲しい。	コードを付ける。
低 022	成	1~2 件	成分情報画面	エラー 表 示を消す タイミング	成分情報の「エラーチェック」を実施すると、エラー部分は黄色でマークされるが、途中まで修正し、「一時保存」すると、黄色いマークが消えてしまう。その時点の情報を保存して欲しい。	一時保存しても黄色いマークを消さない。
低 023	成	1~2件	遵 法 判 断 情報画面	成分情報とのリンク	遵法判断画面で、対象物質含有があった場合に、成分表の中のどの部位が影響しているのかが追跡しにくい。成分表の対応する行番号に飛べるようにリンクを表示するか、行番号を表示してほしい。	遵法判断情報画面の「使用用途」または「使用用途」の文字情報と成分情報をリンクする。
低 024	共	1~2件	基本情報 画面	印刷	編集中の基本情報画面を(そのまま)印刷することができた方が良い	画面直接印刷機能
外 001	成	3~9件	帳票	操作性	帳票出力⇒Excel 出力に関して、各画面で操作しないとならないのは不便である。	成形品の帳票については、帳票がサプライチェーン間を流通するのを 避けるため、故意に一定の手間を必要とさせた仕様としている。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
外 002	成	10 件以上	基本情報 画面、複 合化画面	既 存 ス キ ー タの コンバート 取り込み	AIS や MSDSplus からのコンバート ・「追加取り込み」や「作成済みデータ引用」、「複合化」でも AIS ファイルを指定できるようにしてほしい(期間限定機能でもよいので)。 ・複数のファイルを一括コンバートしたい。 ・コンバート時修正箇所は決まっているので、自動修正が働くようにして。修正したい値と修正後の値を登録しておけば、自動的に修正されるようにできるのではないでしょうか。	AIS や MSDSplus はコンバートした後に、データの追加入力、確認等が必要になるため、1 ファイルずつ行う仕様としている。
外 004	共	1~2 件	基本情報画面	エラーファ イルの在 り方	2 製品名を入力し、1件だけ発行日を入力した後、「出力」すると、エラーになる。 これを保存すると発行日を入力した製品のみ保存される。 しかし、発行日の入力した製品についても、「取込 XML ステータス」が"エラー"になったままである。	一つだけ承認ファイルにするなどは複雑であり、エラーファイルとはそういうものであることを前提にする。(マニュアルに記載) ※「高 011」でエラーファイルをなくせば解決する。
外 005	共	1~2 件	基本情報 画面	製品品番 入力制限	製品・部品情報の゛製品品番゛の欄についてひらがなが入力できない。	製品品番に日本語表記を認めるかについては、WG で議論した結果、 英語表記に統一する旨決定した。
外 006	共	1~2件	発行者•承 認者情報 画面	会社名	英語の会社名がない取引先の場合、必須項目では困る。	会社名の英語表記を必須とするかについて、WGで議論した結果、必須にする旨決定した。英語の会社名がない場合は、ローマ字表記とする。
外 007	共	3~9 件	_	ツールの 共有	共有フォルダ下に chemSHERPA を保存し、そこからファイルを 起動させようとしても、エラーが発生してファイル起動しない。	本ツールは共有して使うことを想定していない。 ※シンクライアント環境下での実行は可能。
外 008	成	3~9 件	基本情報画面	依頼情報 の取り扱 い	依頼データでエリアが指定されている場合、読み込む時点で発行者側にそのまま反映させてほしい。(現在はエリアが一件なので、特に問題ないですが、今後増えることを想定して抜けが無いようにするため。)	回答者は、依頼エリアを確認して自らチェックすべき事項である。
外 009	共	1~2件	_	その他	Excel ベースのツールであれば、外部から直接読み書きするなどして、自動化が可能であるが、exe 形式では、社内システムと連動させるなどの自動化ができない。	高度な機能は、本ツールの対応対象外と考える。
外 010	共	3~9 件	発行者•承 認者情報 画面	役職	役職を必須入力情報にしないでほしい。	IEC62474 で必須事項となっている。役職がない場合には「一般」「スタッフ」などと書くようにマニュアルに記載している。
外 011	成	1~2件	_	整合性	成分情報画面の物質情報登録と遵法判断情報画面の遵法情報が一致しているかわからない。	ツールの機能としてはチェックしない仕様とする方針。 運用でカバーする。
マ 001	共	1~2件	マニュアル	修正	資料 B 入力マニュアルで「発行者名」→実際の画面は「担当者名」となっている	修正する。

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
₹ 002	#	10 件以上	マニュアル	その他	以下のご意見は勘違い等だが、同様に考える方がいるかもしれないので、マニュアルの説明を強化する。 (1)出力(承認)で「Excel を同時に出力する」をチェックしていても、エクセルが立ち上がらない。 (2)メールアドレスは個人のものでなく会社の代表や共用メールアドレスでもよいのでは。 (3)"発行日"と"改訂日"の「用途」が理解できない。 (4)コンバート取込を行うと、依頼情報などが削除される。 (5)遵法判断情報の「用途」に材料が転記されるが、成分自体の用途ではない可能性があるので、見直す必要があることを注意喚起すべき (6)役職がないので、「役職」に何を書けばよいかわからない。 (7)ビル名の入力はどこへ入れて良いかわからない。	以下の内容をマニュアルで丁寧に説明する。 (1)出力(承認)で、「Excel を同時に出力する」をチェックしていても、エクセルが自動的に起動するわけではありません。 (2)連絡がとれるものであれば、担当者のメールアドレスでなくてもよい。 (3)発行日は、最初に発行した日、改定日は、最新の改定日 (4)コンバート取り込みをすると、取り込み前に入力してある発行者情報、依頼者情報などは削除される仕様としている。 (5)成分→遵法判断情報変換を行うと、「用途」に材料が転記されますが、必要に応じて修正してください。 (6)(記載ずみ) (7)番地の欄に記載ください。
マ 003	共	1~2件	マニュアル	ルを個々 の xml ファ	複数製品を1ファイル化するだけでなく、複数製品を1ファイル毎に自動出力する機能を追加してほしい。顧客より1ファイル複数製品の回答ではなく、1製品1ファイルに分けて回答してとの要求を受けることがあるため。また、サプライヤから多品一葉で入手した情報を多品多葉へ自動的にファイル化できれば、そのデータを他の顧客にも回答し易く、管理が容易である。	shaiファイルを個々のxmlファイルに分ける方法をマニュアルに表記する。
マ 004	共	1~2件	マニュアル		CAS 番号より物質情報を手動した場合、法規制の情報をダブルクリックで入力するが、【操作マニュアル】P.34 【補足】で「自動でポップアップ画面が表示されませんので、手入力にてポップアップ画面を表示し、入力してください」のコメントであり、説明不足。	
マ 005	成	1~2件	マニュアル		遵法判断情報画面で、用途コードを選ぶ方法がわかり難い (選択画面に切り替わるということが理解し難い)	説明を補足する。
マ 007	成	1~2件	マニュアル		「遵法判断」の判断がわかりにくい。 閾値を超え、適用除外対象の場合、「Y」「N」どちらでしょうか?	説明を補足する。
マ 008	共	1~2件	マニュアル		製品名だけを入力した状態で、全選択にチェックを入れても、個々のチェックボックスにチェックが入らない。	必須項目に入力がないとチェックが入らないことをマニュアルに記載。
マ 009	成	1~2件	マニュアル		「閾値分母」欄に、「0.1 重量%(1000ppm)」と表示されている場合、「製品中」か「均質材料」か分からない。	成分→遵法判断変換では「製品中」として考えているが、現在定義が揺れているため、明確に記載していない。
マ 010	共	1~2 件	マニュアル	コピー方 法の記載	成分情報について、各社がすでに構築している Excel からの コピーペーストを可能にしてほしい	エクセルからの領域一括コピーについて、コピーした領域範囲を単一の セルにカーソルをあててコピーするとできないが、同じ数の領域をドラッ

ID*1	ツール*2	指摘数	対象画面	見出し	課題	対応方法(開発内容)
						グしてコピーするとできる。
マ 011	共	1~2件	マニュアル	操作手順	初心者向けの説明に全体のワークフローが欲しい。別画面に 移動する入力(成分情報画面と遵法判断情報画面)は、それ ぞれの画面で一時保存または確定を実施しなければならない などのイメージを確立するため。	基本的な作業フローを操作マニュアルに記載
マ 012	共	1~2 件	マニュアル	操作手順	エラーを含むデータを「承認」したときのエラーメッセージが不適切(基本情報のエラーであるにも関わらず、「エラーを含む成分・遵法判断情報がありますが、エラーファイルを出力しますか?」と表示される。)	承認ボタンを押下する前にエラーチェックを押下するようにマニュアルに 記載している。
₹ 013	共	1~2件	マニュアル	含有判定ロジック	基本情報画面の含有総合判定について、遵法判断情報を入力しなかった場合(成分情報のみ入力)、自動表示されるタイミング、判定基準、表示内容を教えて下さい。もし、遵法判断情報の含有判定の結果でのみ、Y/N 判断するのであれば表示位置を再考下さい(成分情報で Y/N 判断されるように見えます)。	基本情報画面の含有総合判定について、ロジックをマニュアルに記載
マ 014	共	1~2 件	マニュアル	エラー情 報の取り 扱い	エラー情報有り:取り込んだデータ作成のツールバージョンと 起動しているツールのバージョンが相違⇒ バージョンが相違 すると何が問題かが不明	バージョンが違う場合に、どんなことを確認すべきかマニュアルに記載

図表 2-28 ドキュメント類の課題一覧

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント(修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
41	1.操作マニュアル	14	4	データ作成の概略説明で図を入れた説明が欲しい。		◇基本的に採用。操作マニュアルの全体構成を見直す。
36	1.操作マニュアル	15	5.13	追記の要望です	正式版ツールでは、遵法判断情報対象エリアの選択画面(例)の掲載をお願いします。	◇基本的に採用。操作マニュア ルの全体構成を見直す。
78	1.操作マニュアル	35	12.4	CAS 番号を入力後、物質情報更新ボタンを押下とあります が違和感があります。AIS では、物質情報更新ボタンは旧 データを最新リスト版に更新する際に使用しています。	AIS 同様、選択ボタンの方がよろしいのではないでしょうか。実際、選択ボタンでも可能でした。	◆誤記修正。選択ボタンとする。「物質情報更新ボタン」の位置づけも明確にする。
35	1.操作マニュアル	37、 47	13.2	遵法判断を「Entry Y」のままにしてはいけないことの説明が不十分。	含有判定の意味の「Entry の場合」の説明に以下 を追加する。 Entry Y と表示されている場合は、含有判定を行	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
					い、手動で「Y」または「N」に変更してください。	
50	1.操作マニュアル	10	3.3	解凍時最初のファイル構成で、下記 「A_(P/A/C)_DevelopsForm.ini」は、存在しない。 Data Article_(jpn/eng/chn).ini言語リソースファイル A_(P/A/C)_DevelopsForm.ini ひな形ファイル IEC62474_Schema_X5.00_20140924.xsdスキーマ定義 XSD ファイル xmldsig-core-schema.xsdスキーマ定義 XSD ファイル iec01.db3外部リスト	ツール利用時、発行者・承認者情報を入力、ひな 形登録して初めて生成されることを明記する。	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
52	1.操作マニュアル	15	5.3	「成分情報」をどの様な作業で入力するか不明	「「成分情報」ボタンを押下する。」を追記する。画面もあれば判り易い。	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
53	1.操作マニュアル	18	7.1	コンバート処理実行前に、「エリア選択:IEC62474」にチェックする必要があるが記載がない。	コンバート処理実行前に、「エリア選択: IEC62474」にチェックする必要があることを明記 必要	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
54	1.操作マニュアル	19	8	「エラー」や「一次保存」のファイルは読み込めない	「エラー」や「一次保存」のファイルは読み込めない 旨、明記必要	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
55	1.操作マニュアル	19	8	複合化できるのは、成分情報のみ。	複合化できるのは、成分情報のみであることを明記必要	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
60	1.操作マニュアル	34	12.4 ②	「【補足】欄 ※該当物質がELV、RoHS、POPs、REACH Annex XVII の用途コード入力対象であった場合も、物質情報更新ボタン押下時は自動でポップアップ画面が表示されませんので、手入力にてポップアップ画面を表示し、入力下さい。」 手入力でどんな作業をするのか不明。	赤字部分は、「適用除外」欄をダブルクリックして ポップアップ画面を表示することを明記する。 変更文例:「「適用除外」欄をダブルクリックしてポッ プアップ画面を表示し、入力ください」等	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
61	1.操作マニュアル	35	12.5 ②	「任意報告」欄のチェックは何を意味するのか不明。	「任意報告」欄のチェックについて解説する。	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。
62	1.操作マニュアル	37	13.2 ①	「含有判定」の判断基準が不明。	「含有判定」の入力基準を明記する。 または、資料 B「入力マニュアル」へ記載があれ ば、そこへ導く様に明記する。	◆基本的に採用。提案の内容 を入力マニュアルに追記する。
63	1.操作マニュアル	38	13.2	物質情報は入力されているが、含有率が入力されない場合 がある。 例:臭素系難燃剤	表示されない場合の内容を明記する。 または、資料 B「入力マニュアル」へ記載があれ ば、そこへ導く様に明記する。	◆基本的に採用。提案の内容 を入力マニュアルに追記する。
46	1.操作マニュアル	6~8		「chemSHERPA」の説明が無い。	読み方、何の略称かをマニュアルのどこかに追 記。	◆基本的に採用。提案の内容 を追記する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
48	1.操作マニュアル	9	3.1	「Microsoft .Net Framework 4.0」のダウンロードに時間がかかった。【個別の問題?】NET Framework 4 もしくは最新版をインストールするのに1~2 日要し、その間、業務が止まる。業務で使用しているパソコンは、全社通達のMS・Windows セキュリティパッチの適用はしているものの、Windows update は必須ではないので、.NET Framework が古いままだった。	NET Framework のインストーラの作成配布を希望。Windows update で愚直にインストールするしか方法が無い場合は、PC を業務で使えなくなる可能性があることの注意喚起	(個別の問題と考えられる)
49	1.操作マニュアル	9	3.2	「chemSHERPA 運用団体から配布された成形品ツールである「IAA.zip」を Dドライブ直下等の任意のフォルダに解凍します。」について、「IAA.zip」を自部門ネットワークサーバ上で解凍したところ、「起動時エラー3.5.2外部リスト存在しない」ということで、起動せず。ローカルの PC で解凍した場合は、同じフォルダ・ファイル構成で正しく起動。	制約事項がある場合、その内容を記載必要ファイル・パス名の文字数の制限であれば、その旨の注記追記。または、フォルダ名称の文字数短縮。 ZIPファイル化した時に、1階層冗長なフォルダができるので、その階層を省略できる手段(多分、exeファイルを作ったほうが良い?)	◆制約事項については追記する。ZIP 解凍時の冗長なフォルダについては可能であれば、対応。
90	1.操作マニュアル		XML出力	出力ファイルの命名方法	ツールから出力されるファイルの種類と命名法の 記載が必要。特にファイル種別を表す名称部を変 更や削除してしまうとツールでの読込や編集が不 可能になる。	◆出力ファイル一覧、名称の ルール、名称変更の制約等を 追記する。
81	1.操作マニュアル		遵法判断 情報入力	遵法判断で「Y」、「N」、[Entry Y」を判断するが、閾値超えるが適用除外に該当する場合は「Y」を選択するのか「N」を選択するのかわからない。マニュアルを探すが見つけることができなかった。	・単純に適用除外に該当するかどうかの判断は必要なく閾値超えの判断でよいのであれば、明確にマニュアルに記載する。	◆採用。提案の内容を記載する方向で、確認する。
94	1.操作マニュアル		遵法判断 情報入力	購入先が遵法判断情報に直接入力する際、適切に判断で きるか疑問	判断の基準となるガイドラインが必要ではないか	◆遵法判断に関する情報を提供する。
85	1.操作マニュアル	全体		用語「エリア」	対象法規制「地域」または物質「枠」を「エリア」とされた気がしますが、用語としては判り難い。 内容的には「対象物質リスト」等の表現の方が分かりやすく表現的にも正しいと思います。	◆「エリア」の用語は定着しつつ あり、変更しない。海外に向け ても、同設定を"AREA"として 説明している。説明を充実させ る。
89	1.操作マニュアル	全体		従来の AIS/JGPSSI との違いの記載	従来使用されていた AIS や JGPSSI との違いの 記載が必要。 追加になった情報とそのインプット方 法を記載する	◇コンバータのマニュアルとして、追記を検討する。
93	1.操作マニュアル	全体		どの項目(シート)に入力していくのかフロー図での説明がほ しい		◇基本的に採用。操作マニュアルの全体構成を見直す。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント(修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
95	1.操作マニュアル	全体		成分表または遵法判断情報から基本情報に戻る際、一時保存しないと折角入力したデータが消える	操作マニュアルに成分表または遵法判断情報から 基本情報に戻る際、一時保存することを明記	◆採用。追記する。
98	1.操作マニュアル	全体		14 ページ目(4. 4. chemSHERPA データの作成):作業の 流れをわかりやすく図示して欲しい		◇基本的に採用。操作マニュアルの全体構成を見直す。
99	1.操作マニュアル	全体		FAQも作って欲しい		◆基本的に採用。今後、必要 に応じて FAQ も作成する。
44	1.操作マニュアル	全体		字体が固く、第一印象が悪い。	字体の変更検討。	(文書類で使用するフォントは、 視認性の観点から選択し、使用 するフォントを原則として統一す る)
45	1.操作マニュアル	全体		構成が不適切で、操作マニュアル確認時、前後しての作業となる。	構成として、全体的なフローがわかる章と、具体的な操作の説明が判る章にする。例:「5章:フロー、「その以降の章:個々の詳細な操作説明」という構成とする。	◇基本的に採用。操作マニュア ルの全体構成を見直す。
43	1.操作マニュアル	全体		JAMP のクイックマニュアルのようなものが欲しい。		◇基本的に採用。作成を検討する。
79	1.操作マニュアル	全体		文章だけだと作業の手順がよくわからない	作業のフロー図も追加してほしい 具体的には説明会で配布頂いた「新情報伝達ス キーム データ作成支援ツール 概要のご紹介」 の P10、11 のようなフロー図	◇基本的に採用。作成を検討する。
80	1.操作マニュアル	全体		実際の製品の入力の方法がわからない	色々な部品、材料をツールに入力した例を作成し て公開してほしい。	◇JAMP が発行しているガイダ ンスのような文書の作成を検討 する。
26	1.操作マニュアル	全体		操作毎の説明は充実している。	メニューバーの中の機能の説明があれば、さらに 便利になる。	◇基本的に採用。操作マニュアルの全体構成を見直す。
14	1.操作マニュアル		8	"依頼データの作成"は、12 その他の機能の前へ移動		◇基本的に採用。操作マニュア ルの全体構成を見直す。
15	1.操作マニュアル		11	"成分情報の入力"は、5 新規にデータを作成する の後ろ へ移動する。		◆採用。操作マニュアルの全体 構成を見直す。
112	2.入力マニュアル	4	電話番号	国際電話用表記で記入するルールとするなら、ここだけでなく、画面や操作マニュアルにも明記すべきでは。 シナリオベースの検証データのように、日本国内で通じる電話番号を記入すると思われます。	操作マニュアルに同じ説明を追加する 画面の入力項目に、ツールチップ等で説明しない と気づかないと思われます。	◇操作マニュアルと入力マニュアルの位置づけを明確にし、必要であれば重複して記述する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
32	2.入力マニュアル	12		階層/員数の定義が曖昧。多くの具体的な事例で説明が 必要。		◇解説資料等で事例を提供することを検討する。
18	2.入力マニュアル	19	含有判定	報告用途を踏まえて含有判定の「Y/N」を入力するとなっているが、川上の企業では最終ユーザの用途までわからない場合は多いです。含有成分は報告すべきだと思いますが、正確な含有判定はできないと考えます。	川上において、報告用途が不明の場合は、含有成分を報告し、含有判定の「例: Δ」を入力する。川下の企業は用途を確認し、含有判定の「Y/N」を入力する。	不採用 遵法判断情報は、選択された エリアの基準に基づき、成形品 の供給先に対して、遵法判断に 有効となる情報として提供する もの。
33	2.入力マニュアル	20		材質、質量の入力規則がよくわからない。フィルムや繊維も成形品という理解だが、加工して製品となるため、その場合は 1g か 100g か、1kg を記載してよいのか判断できない。		◇解説資料等で事例を提供することを検討する。
34	2.入力マニュアル	20		含有率は製品全体に対する含有率か、各成分に対する含 有率か不明。多くの事例を提示して欲しい。		◇解説資料等で事例を提供することを検討する。
41	2.入力マニュアル	全体		8版のテスト実施では特にありません。 ただ、操作マニュアル、入力マニュアルは、合体して1つに まとめて頂けるとありがたいと感じました。 ① ソフトの概要、 ② 入力詳細(入力例を交えて)	_	◇マニュアル等の文書の全体 構成を見直す。
16	2.入力マニュアル		e-mail ア ドレス	e-mail アドレスが必須項目となっているが、任意入力としてほしい。川下からも問合せは営業部門を窓口としている。 e-mail アドレスが記入されていると、別の製品に関する調査	必要に応じて、e-mail アドレスを入力する。	不採用 情報伝達の効率化のために、 e-mailの使用は不可欠。製品 含有化学物質情報の窓口専用 のアドレスを用意している事例 もある。
17	2.入力マニュアル	4, 6,7	e-mail ア ドレス	国内の川中の企業にしか AIS は出した実績がほとんどです。 国際電話用番号表記だとわかりずらいです。	必要に応じて、国際電話用番号表記で記入する。	不採用(国内向け表記も入力は 可能)
70	2.入力マニュアル	4、 6、8	電話番号	「管理対象物質を成分情報の伝達閾値以上含有する場合には、入力必須となる」とあるが、備考欄は「必須」であり不一致。	無条件に必須と、上位条件で必須になる場合の表示を「(必須)」など、判別できる様にする。 ※ツールでエラーとなる様にしていただくことを希望。	◆マニュアルで対応。エラー チェックの対象とはしない。
71	2.入力マニュアル	13	物質/物 質	「管理対象物質」と「伝達閾値」が分からない。	この箇所に記載する、または記入箇所へ導く様に 記載する。	◇内容の充実を検討する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
72	2.入力マニュアル	13	物質/物質	物質/CAS No.付与されていない物質の「独自に設定するシリアルナンバー」は、どういう仕組み?複数の会社で重複しない?(説明されている文書にたどり着いていないので、確認まで)		◆物質リストに関する文書に説明を記載する。JAMPのSN番号と同様。
73	2.入力マニュアル	14	物質 /CAS 番 号	「管理対象物質を成分情報の伝達閾値以上含有する場合には、入力必須となる」とあるが、備考欄は「必須」であり不一致。	無条件に必須と、上位条件で必須になる場合の表示を「(必須)」など、判別できる様にする。※ツールでエラーとなる様にしていただくことを希望。	◆マニュアルで対応。エラー チェックの対象とはしない。
74	2.入力マニュアル	14	物質 /CAS 番 号	「管理対象物質を成分情報の伝達閾値以上含有する場合には、入力必須となる」とあるが、備考欄は「必須」であり不一致。	無条件に必須と、上位条件で必須になる場合の表示を「(必須)」など、判別できる様にする。 ※ツールでエラーとなる様にしていただくことを希望。	◆マニュアルで対応。エラー チェックの対象とはしない。
75	2.入力マニュアル	15	物質/含 有率(%).	含有判定の判断基準が不明。	含有判定の判断基準を明記する。 「成分情報→遵法判断情報の自動変換の内容について」の資料に記載のある内容が判別基準の様に思うが、その内容を明記する。または、記入のある箇所へ導く様に明記する。	◇入力マニュアルに記載済み。 必要に応じて、内容を充実させ る。
76	2.入力マニュアル	19	遵法判断 情報 含有判定	成分情報⇒遵法判断情報に自動変換した際に、含有率が入力されない場合がある。	「成分情報→遵法判断情報の自動変換の内容に ついて」の資料に記載のある内容を明記する。また は、記入のある箇所へ導く様に明記する。	◆含有率の定義によっては、自 動変換できないため自動入力 されない。その旨を記載する。
69	2.入力マニュアル	20	遵法判断 情報 含有率	電話番号の入力形式は「+81-」ですが、演習シナリオでの例は「03-0000-1111」とあります。どちらが正しいのか?	入力形式例示を統一する。	◆国際的な表記を原則とする。
91	2.入力マニュアル	4	電話番号	成分情報画面 階層と部品	成分情報を記載する際に、階層と部品の違いを正 しく認識していないサプライヤが多数存在する。 階層と部品の違いを正しく認識してもらうように解 説すること	◇基本的に採用。提案の内容 を追記する。
84	2.入力マニュアル		成分情報 入力	粘着テープ・ケーブル・セラミックなどの入力の為のガイダンスも JAMP と同様に充実していただきたい。		◇JAMP が発行しているガイダ ンスのような文書の作成を検討 する。
100	2.入力マニュアル	全体		基本を説明する資料を作成して下さい。例えば、「調剤」とは何か、「成形品」とは何か、といった言葉の定義、単位換算も含め、「知っていて当然」といったことの説明を、特に外国語でお願いします。		◇基本的に採用。製品含有化 学物質管理の基本を説明す る。英語等も順次整備する。
65	2.入力マニュアル	全体		必須項目には、ツールに「*」が付いている。マニュアルの	必須項目には、ツールに「*」が付いていることを	◆追記する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
				中にその説明がない。	明記	
66	2.入力マニュアル	全体		データ入力形式属性で、半角英数字と全角文字列の桁数 が同じものが多数。データ形式上、全角は半角の 1/2 の文 字数しか入らないと思うが?	実際に入力できるか確認してください。 両者とも同じ桁数で入力できるなら問題ないです。	◆確認の上、誤記は修正する。
67	2.入力マニュアル	全体		データ入力形式属性が「全角文字列」のみ指定されている 項目が多数ある。(メーカー名、シリーズ品名など) 英数字の名称でも、わざわざ全角にする必要があるのか?		◆確認の上、誤記は修正する。 英数字の名称は半角で良い。
68	2.入力マニュアル	全体		入力の規制や説明は理解するが、データ作成時に「操作マニュアル」「入力マニュアル」の両方を確認しての作業となり、煩雑となる。	「操作マニュアル」の構成を入力画面毎に変更し、 「入力マニュアル」の内容も記載することで、「操作 マニュアル」のみ確認で作業が出来る。	◇操作マニュアルと入力マニュ アルの位置づけを明確にし、必 要であれば重複して記述する。
111	2.入力マニュアル	全体		日付形式の説明が項目毎に微妙に異なるが、統一すべきでは。	1ページ目の作成日に関する説明を、他の日付項目に展開する。	◆誤記は修正し、説明を統一 する。
25	3.利用ルール	全体	作成日	管理対象基準の法規制及び業界基準に関して、システム上で検索できるが、化学名での検索、CASが無い者の検索等で、本当に収載が無いのかを確認できる術が欲しい。	該当する化学物質と閾値の一覧が欲しい。	◇管理対象物質検索リストを公開することはできない。管理対象物質集約リストを作成することで、間接的には確認可能となる。
6	3.利用ルール	1	1.1		組織体制に応じて決められる。→組織体制に応じ て決めることができる。	◆採用
5	3.利用ルール		1.2	右文を追記する。	(注記)「責任ある情報伝達」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報を調査し続けるようなことを強いたり、高精度機器による詳細な分析を強いることではない。	◆採用
7	3.利用ルール		1.2	・新スキームでは e-mail などでの情報伝達を想定している。 一方、厚労省は、電子的な SDS の伝達を無条件には認めていない。 ・新スキームでは、法の改訂に伴っても情報伝達が発生する。一方、SDS は必ずしも法の改訂に伴い変更が必要になるとは限らない。	「SDS と併せて」: 削除	◆採用
9	3.利用ルール		1.3	物質リストが更新された場合であっても、該当しなければ自 社製品の化学品の成分情報を更新する必要はない。	"該当する場合は、自社製品・・・"とする。	◆採用 「該当する場合は、自社製品の 化学品の成分情報を更新する」
10	3.利用ルール		1.4	1.3 の(注記)では、"迅速"が定義されている。	速やかに川下に伝える。 → 迅速に川下に伝え る。	◆表現修正

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
11	3.利用ルール		1.4	新スキームにおいて、JAMPの出版物を引用することは好ましくない。	「製品含有化学物質ガイドライン第 3.0 版」: 削除	不採用 「管理ガイドライン第3版」は、 日本化学工業協会など6団体 の参加する協働検討会の成果 を、JAMPが著作権者を代表し て発行しているもの。管理に取 り組む事業者、工業会などに積 極的に参考としてもらうべきもの である。見直しの機会などがあ れば、新情報伝達スキームも参 加すべき。
12	3.利用ルール		1.6	・「成形品の製品含有化学物質情報の作成に有効となる情報を伝達することが望ましい。」において、どのような情報を 伝達することを想定しているのか、理解しづらい。		◆採用注記に事例を追加す る。
2	3.利用ルール		1.7	化学品については、「エリア」は適用されない。	注記1:削除 エリアは化学品には適用されないことを明記する。	◆採用。提案の内容を追記する。
3	3.利用ルール		2	成形品に関する法規について、化学品メーカーが詳細を把握することは困難が予想される。	表:削除 「化学品については、基本的に、管理対象物質に ついて知り得ている情報は濃度に依らず伝達す る。」ことを記載する。	◇化学品の成分情報の伝達基 準をわかりやすくシンプルにす ることができる提案であるが、採 否については検討が必要。
20	3.利用ルール		2	「情報が追加されたり、更新された場合には、速やかに川下 に伝える。」となっているが、依頼提供型の場合、そこまで管 理することはできません。提供型の場合だけだと思います。 依頼提供型で来た依頼全てに対して、更新された情報を伝 えるのは不可能です。	情報が追加されたり、更新された場合には、速やかに川下に伝える(提供型)。	不採用 自社製品の情報伝達先に、最 新の情報を提供することが基本 となる。
31	3.利用ルール	4	1.6, 2.8	部品-材質-物質の3層からなるツリー構造は事例をもって 説明して欲しい。一覧表なども用意して欲しい。また、同じ成 形品であっても、人によってことなった分類になりそうに感ず る。誰が行っても同じ結果になるようなガイダンスが欲しい。		◆ツリー構造の事例は、用意する。一方、階層の分類の早急な統一は困難。運用の中で、認識を共有し、文書化していく。
105	3.利用ルール	5	2.3	「成分情報の伝達の対象とする化学物質は、法規制や業界 基準を選択して設定した管理対象基準の対象となる管理対 象物質の範囲とする。」とするから、規制物質が増えるたび にリスト更新作業や元々入手していたデータでは入手側が 規制物質について判断できない為、販売元へ問い合わせ	可能な限り、100%の物質情報を提供する。 (IMDS や JAMA シートのように)	不採用 chemSHERPA の基本 的な考え方であり、管理対象物 質に関する情報を伝達する。自 動車分野への情報提供は、課 題として認識している。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章·項番 号	コメント(修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
				の手間、回答の手間が生じる。また、この仕組みだといろん な国や地域の規制に必ずしも対応できない。		
106	3.利用ルール	5	2.3	「成形品の供給者は、「エリア」と呼ぶ「物質、用途・製品分野、 閾値」などの基準に基づいて、遵法判断情報を伝達する。」 どういうときに遵法判断情報の伝達が必要なのか記載したほうが良い。要求されたときなのか、もともと必須なのか。		記載済み。
107	3.利用ルール	7	2.4	「新たな管理対象物質リストに基づいた更新情報や、伝達済みの情報に変更がないことなどを、情報の伝達先に迅速に伝達することが望ましい。 (注記)迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を1ヶ月以内とする。」 化学品ルールでも1ヶ月以内としているのに、成形品でも同じ期間では不可能。また、調達先は日本だけではない為、海外にこのようなルールを押し付けたところで、対応できない。 迅速に、や、具体的な期間を記載することは、依頼者側が提供者側へ催促する際の圧力的な一言となり、川上、川中にとっては短期間に集中したマンパワーが必要となり、大きな負荷となる。	新たな管理対象物質リストに基づいた更新情報や、伝達済みの情報に変更がないことなどを、情報の伝達先に伝達することが望ましい。	◆情報提供までの期間の目安 は必要。海外、中小企業など は、状況に応じて対応すべき。
42	3.利用ルール	8	2.6	「含有されている」	「製品に含有している」	不採用 用語の表現に統一している
108	3.利用ルール	9	2.9	「依頼提供型ケース②エリアを指定して遵法判断情報のみを先に回答するよう供給先から依頼された場合③成分情報のみを先に回答するよう供給先から依頼された場合」どちらのケースも「先に」という言葉がある為、あとからまた問い合わせを受けることを示唆している。この新スキームは情報伝達の効率化が目的の一つだと認識しているが、これでは、1つの製品についてくりかえし問い合わせを受けるイメージになる。後から同じ製品について問い合わせをラさことはむしろ禁止してほしい。	依頼提供型ケース②エリアを指定して遵法判断情報のみを回答するよう供給先から依頼された場合 ③成分情報のみを回答するよう供給先から依頼された場合	◆成分情報と遵法判断情報の データー式を提供できない場 合の限定的な措置。一度に提 供できれば、問題は生じない。
109	3.利用ルール	9	2.7	「管理対象物質リストの更新時には、変更内容を確認した上で、自社製品の成形品の成分情報を更新する。」 リスト更新のたびに、成形品の成分情報を更新しなければい	管理対象物質リストの更新時には、変更内容を確認した上で、自社製品の成形品の成分情報を更新する。変更がない場合には、必ずしも成分情報	◆成分情報の情報の更新は必 須ではないが、供給先との事前 の確認や、変更不要であること

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章・項番号	コメント (修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◇基本的に対 応・全体調整)
				けないようにとれる。リスト更新に伴う変更が成分情報にない 場合についても明確に記載してほしい。	の更新は必須ではない。	を伝えることは必要。
82	3.利用ルール	9	2.8	サーバー上のデータが現在の AIS の XML から chemSHERPA の XML へ自動変換できないと膨大な作業 が待っています。 現在のように含有情報を手動で再確認していたら自動では できないと思いますがどうなるのでしょうか?		◇両ツール WG の検討、新情報伝達スキーム検討会の判断で決定した仕様。
87	3.利用ルール		AIS コン バート取 込	AIS コンバートツールの作成	現状の AIS のバージョンによって読み込みができないものがあれば、AIS のコンバートツールが必要。 特に コンバート時に特別な対応が必要であればその作業をアシストする必要がある。	◇コンバート対象は明記済み。 特別な対応は不要。
88	3.利用ルール		AIS コン バート取 込	WEB システムに登録された AIS を読み込んだ場合のエラー対応	WEBシステムに登録された AIS をこのツールで 読み込んだ時に発生するエラーをどのように対応 するか。現状では、ツールは修正を求め、修正しな いとエラーファイルとしてしか登録できない。(正式 ファイルにならない)*発行者情報 会社名はあ るが担当者、承認者名、対象エリアなし*任意報 告物質 任意報告該当のチェックなし*順法判 断情報 JAMPAIS には、記載なしどこまで正式 データをして扱うかの判断が必要	個社の社内システムの運用の 問題。
77	3.利用ルール		AIS コン バート取 込	不純物の定義のうち、次の文章の意味が理解できない。 「製品中の CAS 番号(あるいはその他の識別番号)で特定 された化学物質と別の CAS 番号(あるいはその他の識別 番号)を有する化学物質」		◇関連する規格の文書における表現を引用。
96	3.利用ルール	1	1.3	任意報告物質のチェックが無い場合、エラー発生	任意報告物質は自動判定して欲しい	
83	3.利用ルール		成分情報 入力	物質の更新時期を明確にしていただきたい。 JAMPでは、REACH-SVHCの追加後2Week程度で物質リストの更新があり、SVHC含有調査に対応できていますので、同程度の更新をお願いしたい。		◆年2回の更新(認可対象候補物質追加後を想定、JAMPと同時期)について、合意済み。管理対象物質の運用ルールに明記する。
86	3.利用ルール	全体		ツールの管理システムの構築	ツールの状況が把握できる管理システムが必要 *どのステータスにあるのか(依頼/作成/承認/発 送)	簡易ツールの対象外。 今後、「高機能ツール」や「ITシ ステム」として、検討する。

ID	文書名 1.操作マニュアル 2.入力マニュアル 3.利用ルール	ペー ジ番 号	章•項番号	コメント(修正理由等)	修正案 (具体的な修正案をご提案下さい)	事務局記載欄 (◆対応必須、◆基本的に対 応・全体調整)
					*授受管理(いつ依頼を受け回答したか *管理システムを介在しての授受管理 *バージョン管理(AISの共用状況。最新版管理) 上記内容を一括管理するシステムが必要	
92	3.利用ルール	全体		川中企業が入手済みの既存データを引用しようとしても遵法 判断情報が分からないため、活用できない。 すべて新ツー ルで取得しなおす必要があるのか。	既存データは自動判定してほしい	既存のデータ(AIS)のデータを 自社で判断して活用することが できる。
110	3.利用ルール	全体		です・ます調の方がよいと思います。		不採用

(3) アンケート結果

ツール β 版検証において、ツールおよび新情報伝達スキームに関するアンケート調査を行った。その結果を示す。アンケートは 114 社に依頼し、69 社から回答を得た(回答率:約 60%)。

アンケートは以下の構成である。アンケートは別添資料2を参照されたい。

問1:属性に関する質問

・問2:化学品ツールに関する質問

・問3:成形品ツールに関する質問

・問4:製品含有化学物質の情報伝達の実態(特に個別書式)に関する質問

・問5:新情報伝達スキームに関する設問

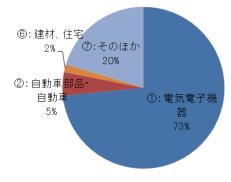
なお、回答数が多くないため、属性等によるクロス集計をしても、結果の客観性に乏しく、ミスリードする可能性があると考え、本集計は、各設問の単純集計のみを示すこととする。

(a) 所属先の属性

回答者のサプライチェーン (どのような分野向けの製品を扱っているか)を図表 2-29 に、回答者のサプライチェーンにおける位置を図表 2-30 に、会社の従業員数を 図表 2-31 に示す。いずれも単数選択である。

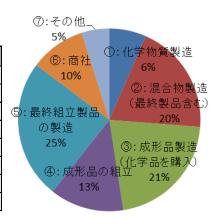
回答者のサプライチェーンは「①電気電子機器」が多く、約73%を占めた。サプライチェーンの位置については、「最終組立製品の製造」が25%と比較的に多いものの、川上〜川下まで分散している。会社の規模は「⑦5001人以上」が38%、次いで「⑥1001人〜5000人」が25%となっており、本アンケートの結果は電気電子の大企業の意見が多く反映されていると解釈できる。

選択肢	回答数
①:電気電子機器	47
②:自動車部品・自動車	3
③:機械	0
④: アパレル	0
⑤: 玩具	0
⑥:建材、住宅	1
⑦: そのほか	13
(無効回答)	5



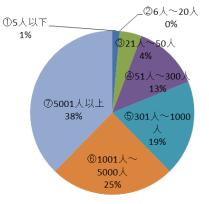
図表 2-29 回答者のサプライチェーン(どのような分野向けの製品を扱っているか)

選択肢	回答数
①:化学物質製造	4
②:混合物製造(最終製品含む)	12
③:成形品製造(化学品を購入)	13
④:成形品の組立	8
⑤:最終組立製品の製造	15
⑥:商社	6
⑦: その他	3
(無効回答)	8



図表 2-30 回答者のサプライチェーンにおける位置



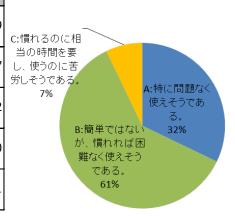


図表 2-31 会社の従業員数

(b) ツール β 版(化学品)についての操作感等

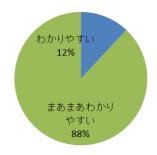
ツール β 版(化学品)の検証を行った事業者のツール β 版(化学品)の操作感を図表 2-32 に、操作マニュアル、入力マニュアル、利用マニュアルのわかりやすさをそれぞれ図表 2-33、図表 2-34、図表 2-35 に示す。ツールについて、「A:特に問題なく使えそうである」「B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使えそうである」を選択した回答者は 93%に上った。また、ドキュメント類についても、「わかりやすい」または「まあまあわかりやすい」を選択した回答者がほとんどであり、おおむね高評価であった。

選択肢	回答数
A:特に問題なく使えそうである。	9
B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使	17
えそうである。	
C:慣れるのに相当の時間を要し、使うの	2
に苦労しそうである。	2
D:難しくて、実務で使えそうにない。	0
無回答、使用せず	41



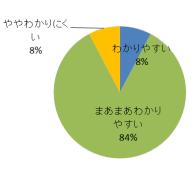
図表 2-32 化学品ツール β版の操作感

選択肢	回答数
わかりやすい	3
まあまあわかりやすい	22
ややわかりにくい	0
わかりにくい	0
無回答	3



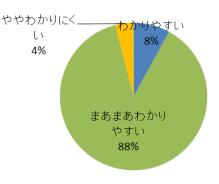
図表 2-33 化学品ツール β 版の操作マニュアルのわかりやすさ

選択肢	回答数
わかりやすい	2
まあまあわかりやすい	22
ややわかりにくい	2
わかりにくい	0
無回答	2



図表 2-34 化学品ツールβ版の入力マニュアルのわかりやすさ

選択肢	回答数
わかりやすい	2
まあまあわかりやすい	22
ややわかりにくい	1
わかりにくい	0
無回答	3

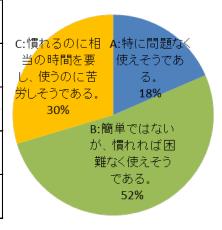


図表 2-35 化学品ツール β 版の利用ルールのわかりやすさ

(c) ツール β 版(成形品)についての操作感等

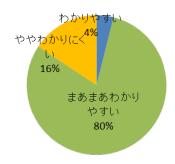
ツールβ版(成形品)の検証を行った事業者のツールβ版(成形品)の操作感を図表 2-36 に、操作マニュアル、入力マニュアル、利用マニュアルのわかりやすさをそれぞれ図表 2-37、図表 2-38、図表 2-39 に示す。ツールについて、「A:特に問題なく使えそうである」「B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使えそうである」を選択した回答者は 70%であった。また、ドキュメント類についても、「わかりやすい」または「まあまあわかりやすい」を選択した回答者がどれも 85%程度であり、おおむね高評価であった。ただし、成形品ツールは化学品ツールよりも複雑であるため、化学品ツールと比較すると、ツールの操作感について「C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである」の回答割合が増えている。「C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである」または「D:難しくて実務で使えそうにない」と回答した理由(自由記述)を図表 2-40 にまとめた。ツール機能上に問題があるから、ツールの操作性に問題があるから、AIS に慣れているので遵法判断が難しい、JGPSSIに慣れているので成分の入力が難しいといったものであった。

選択肢	回答数
A:特に問題なく使えそうである。	10
B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使えそうである。	28
C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである。	16
D:難しくて、実務で使えそうにない。	0
無回答、使用せず	15



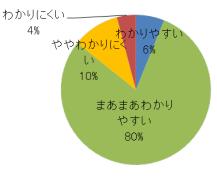
図表 2-36 成形品ツール β版の操作感

選択肢	回答数
わかりやすい	2
まあまあわかりやすい	41
ややわかりにくい	8
わかりにくい	0
無回答	3



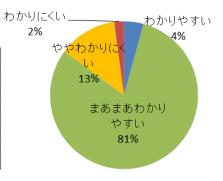
図表 2-37 成形品ツール β 版の操作マニュアルのわかりやすさ

選択肢	回答数
わかりやすい	3
まあまあわかりやすい	39
ややわかりにくい	5
わかりにくい	2
無回答	5



図表 2-38 成形品ツール β 版の入力マニュアルのわかりやすさ

選択肢	回答数
わかりやすい	2
まあまあわかりやすい	38
ややわかりにくい	6
わかりにくい	1
無回答	7



図表 2-39 成形品ツール 8版の利用ルールのわかりやすさ

図表 2-40 成形品ツール β 版の操作感について、「C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである」または「D:難しくて実務で使えそうにない」と回答した理由

分類	内容 末尾の()は1件以上の場合の件数。
ツール機能	・バルクコンバートが出来ないため、ヘビーユーザーになるほどフラストレーションが溜まる。
上の問題	・AIS、MSDSplus、JGPSSIからのコンバートで、コンバートされない情報があるので、手直しが大変・AISからのコンバートで、任意報告物質のフラグ情報のチェックに手間がかかかる。・類似品のデータ流用や、エクセルで作成したデータの取りこみの機能が必要。・多品の依頼時のデータ引用に神経が磨り減りそう。品名の自動引き当てなど、作業を補助する機能が必要
	能が必要。

分類	内容 末尾の()は1件以上の場合の件数。
ツールの操	・操作性があまりよくない。
作性に課題	・操作性(使い勝手)の面で、入力ミスによる作業の手戻りや誤情報入力の発生が懸念される。
	・入力作業が多く複雑。入力後にどのボタンを押すかナビゲートするようなシステムがよい。
	・ソフトの動作がやや重たい。
	・縦横のスクロールとどの項目が最終なのか,慣れに戸惑いそう。
遵法判断情	・サプライヤが遵法判断情報に直接入力する際、適切に判断できるかどうか懸念。(用途まで考慮し
報の Y/N 判	た Y/N 判断については、川下メーカーでしか判断が出来ない)。
断が難しい	・含有判定と、閾値にあった含有量の計算が難しい。
情報入力が	・AISに慣れているので、遵法判断情報がわかりにくい。
難しい	・JGPSSIに慣れているので、成分情報の入力が難しい。特に構成部品と材料の構造の組み立て、材
	料の選択(3)
	・JGP ツールは対象化学物質の用途があらかじめ表示されているが、このツールは AIS ツールと同じ
	く物質入力画面で別入力する必要がある。AIS ツールの構造を知らないと混乱する。
	・中小企業など AIS ツールでも苦戦している人には敷居が少し高いかもしれない。
運用に課題	・取り扱う製品が多岐に渡るためデータの管理に苦労しそう
	・エリア選択の有無、成分表の記入、遵法判断情報の入力等、必須入力とはなっておらず、弾力的
	な運用が可能。裏を返せば、提供側は入手側の運用にあわせて、入力項目を変化させなければ
	ならず、運用が難しい。
その他	・設計思想や使用ルールが JAMP AIS とはかなり異なるという印象を受ける。

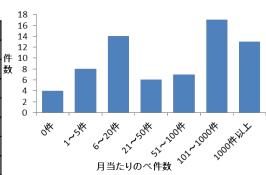
(d) 製品含有化学物質の情報授受の状況

【製品含有化学物質の情報授受の数】

製品含有化学物質の情報授受の状況として、顧客ユーザから依頼されて回答したり、顧客ユーザに提供する件数 (月平均) を図表 2-41 に、サプライヤに依頼する件数 (月平均) を図表 2-42 に示す。顧客ユーザからの依頼が 0 件というのは、最川下企業、サプライヤへの依頼件数が 0 件というのは、最川上企業である。

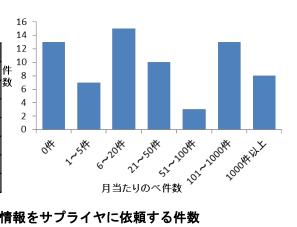
顧客からの依頼件数、サプライヤへの依頼件数ともに、数件/月から 1000 件/月以上 という企業まで、さまざまであった。

回答	回答数
のべ 0件/月程度	4
のべ 1~5件/月程度	8
のべ 6~20件/月程度	14
のべ 21~50件/月程度	6
のべ 51~100件/月程度	7
のべ 101~1000件/月程度	17
のべ 1000~件/月程度	13



図表 2-41 製品含有化学物質の情報を顧客ユーザから依頼されて回答したり、顧客ユーザに提供する件数

回答	回答数
비미	凹合奴
のべ 0件/月程度	13
のべ 1~5件/月程度	7
のべ 6~20件/月程度	15
のべ 21~50件/月程度	10
のべ 51~100件/月程度	3
のべ 101~1000件/月程度	13
のべ 1000~件/月程度	8



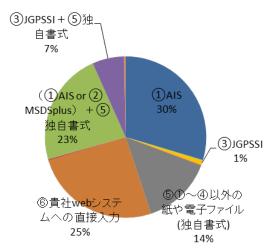
図表 2-42 製品含有化学物質の情報をサプライヤに依頼する件数

【依頼書式】

サプライヤに依頼する際の書式ののべ件数と割合を図表 2-43 に示す。ここでは、 AIS や MSDSplus、JGPSSI、JAMA/JAPIA シート以外を「独自書式」と呼んでい る。

AIS のみで依頼しているケースが最も多く、30%を占めた。次に多いのは、「自社 の web システムへの直接入力(25%)」、「AIS または MSDSplus と独自書式をセット で依頼 (23%)」であった。AIS や MSDSplus、JGPSSI、JAMA/JAPIA シートといっ た既存のスキームの書式のみで依頼しているのは、31%に留まり、既存のスキームの 書式と独自書式と組み合わせて依頼するケースが多いことがわかった。

回答	のべ件数*
①AIS	11,115
②MSDSplus	64
③JGPSSI	323
④JAMA/JAPIAシート	44
⑤①~④以外の紙や電子ファイル(独自書式)	5,319
⑥貴社webシステムへの直接入力	9,508
⑦貴社以外のwebシステムへの直接入力	0
①AIS+③JGPSSI	120
(①AIS or ②MSDSplus) +⑤独自書式	8,543
③JGPSSI+⑤独自書式	2,402
①AIS or ②MSDSplus	10
その他	96



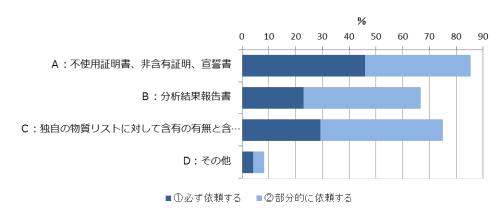
*月当たり依頼件数に、依頼割合を掛けてのべ件数に換算した。(有効回答数=52)

図表 2-43 サプライヤに依頼する書式

【「独自書式」の内容】

独自書式の具体的な内容を図表 2-44 に示す。独自書式を依頼していると回答した 48 件を母数としている。グラフは、各具体的内容について、「①必ず依頼する」あるいは「②部分的に依頼する」と回答した割合を示している。「A:不使用証明書、非含有証明、宣誓書」が 85%と最も多かった。「C: 独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類」は 75%、「D: 分析結果報告書」は 67%であった。

	回答数			
選択肢	①必ず依頼	②部分的に	③依頼しな	無回答
	する	依頼する	い	<u> </u>
A:不使用証明書、非含有証明、宣誓書	22	19	4	3
B:分析結果報告書	11	21	9	7
C:独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等 を回答する形式の書類	14	22	4	8
D: その他	2	2	2	42
(具体的には以下が各1件) •EICC/GeSI •SDS(MSDS)の提供依頼 •各国のインベントリ収載情報				



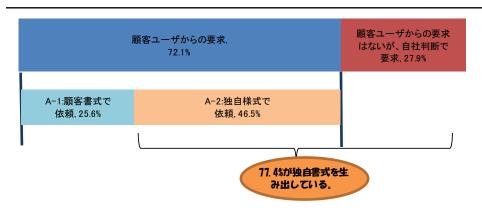
図表 2-44 独自書式の内容

【「A: 不使用証明書、非含有証明、宣誓書」の依頼理由と方法】

「A:不使用証明書、非含有証明、宣誓書」をサプライヤに依頼する理由等を図表 2-45 に示す。これらを依頼している企業のうち、72.1%が顧客から依頼されているためであり、27.9%が顧客から求められていないが依頼している。また、顧客から依頼されている場合でも、顧客の書式をほぼそのまま利用して依頼をするよりも、顧客の書式を利用せずに自社独自の書式を用いている方が多いという結果であった。

「A:不使用証明書、非含有証明、宣誓書」を依頼している事業者のうち、77.4%が 独自書式を生み出していることになる。

選択肢	回答数
A-1:顧客ユーザから求められているためであり、顧客ユーザの書式をほぼそのまま利用して依頼	11
している。	11
A-2:顧客ユーザから求められているためであるが、複数の顧客ユーザから依頼される内容を一回	
でサプライヤに依頼し、管理するために、証明書の内容を自社独自に作成し、自社独自の書式で	20
依頼している。	
A-3:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要だから。	
	7
A-4:その他(具体的記述は以下)	5
・ 紛争鉱物。過去にはBSE騒動時の牛脂調査もあった。その他、一過性の調査はJAMPでもJGPでも自動車でもない別の「独自書式」にならざるを得ない。	
・ 弊社基準による	
・ 成分表、分析データを提出いただけないサプライヤに対する代替手段として。	
新規取引先等で取引が始まる前の段階でも、弊社の要求に応えていただけることを確認 するため	
・ 1年に一度、SVHCのUpdate分に関して不使用証明書を貰っている。ベンダーの大半が AISを作成する能力 が無い。それを弊社でAISに反映している。	

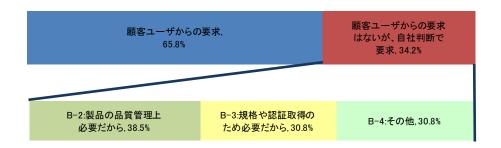


図表 2-45 「A:不使用証明書、非含有証明、宣誓書」を依頼する理由と方法

【「B:分析結果報告書」の依頼理由と方法】

「B:分析結果報告書」をサプライヤに依頼する理由等を図表 2-46 に示す。これらを依頼している企業のうち、65.8%が顧客から依頼されているためであり、34.2%が顧客から求められていないが依頼している。また、客から求められていないが依頼している理由としては、「B-2:製品の品質管理上必要」「B-3:規格や認証取得のために必要」が同程度であった。その他の理由としては、非含有証明のエビデンスとして必要といったものがあった。

選択肢	回答数
B-1:顧客ユーザから求められているため。	25
B-2:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要だから。	5
B-3:顧客ユーザから求められてはいないが、規格や認証取得のため必要だから。	4
B-4:その他(具体的記述は以下)	4
 原料メーカーに分析を要求する事由は、品質トラブル調査など、含有化学物質調査以外にたくさんある。その結果としてたまたま含有化学物質情報が得られる場合もある。 使用禁止物質に該当する化学物質の含有が疑われる場合に依頼している。 提出は要求しないが、監査の際にエビデンスの一つとして提示を求めることがある Aのエビデンスとして要求する。 	

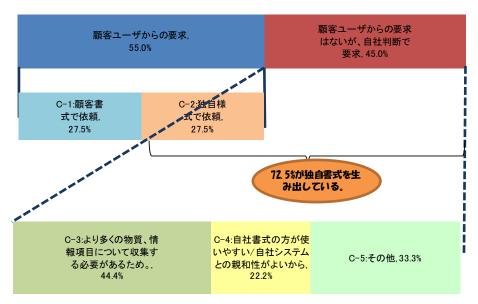


図表 2-46 「B:分析結果報告書」を依頼する理由と方法

【「C:独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類」の依頼理由と方法】

「C:独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類」を依頼する理由等を図表 2-47 に示す。これらを依頼している企業のうち、55.0%が顧客から依頼されているためであり、45.0%が顧客から求められていないが依頼している。また、顧客から依頼されている場合、顧客の書式をほぼそのまま利用して依頼をしている場合と、顧客の書式を利用せずに自社独自の書式を用いている場合が半数ずつであった。「C:独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類」を依頼している事業者のうち、72.5%が独自書式を生み出していることになる。

選択肢	回答数
C-1:顧客ユーザから求められているためであり、顧客ユーザの書式をほぼそのまま利用して依頼 している。	11
C-2:顧客ユーザから求められているためであるが、複数の顧客ユーザから依頼される内容を一回でサプライヤに依頼し、管理するために、物質を集約するなどして自社独自の書式で依頼してい	11
C-3:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上、AISやJGPSSI等では取得できない(対象外の)物質、情報項目について収集する必要があるため。	8
C-4:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要であり、AISやJGPSSI等を使うよりも自社書式の方が使いやすい若しくは自社の社内システムとの親和性がよいから。	4
C-5:その他(具体的記述は以下) ・ 成分については、基本的にJAMAシートで入手しているが、顧客対応のため、不純物や閾値以下の含有について独自書式にも記入してもらっている。 ・ 統一書式では対応できない特定分野の規制に関する調査が独自リスト・独自書式にならざるを得ない。そういう事例とC-2、C-4が重複該当する調査事例が多い。 ・ サプライヤがAISで回答できない場合、自社独自の書式を代用。 ・ IMDS等フルデクラレーション対応のため。 ・ RoHS適用除外項目の調査	6

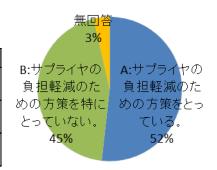


図表 2-47 「C:独自の物質リストに対して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類」を依頼する理由と方法

【サプライヤの負担軽減のための方策】

顧客ユーザから回答を依頼された場合に、サプライヤの負担軽減のための方策をとっているかという設問の回答状況を図表 2-48 及び図表 2-49 に示す。約半数が対策をとっていると回答した。具体的な内容としては、「用途等から考えて調達製品に使用されていない、混入の可能性がないと判断できる場合はサプライヤに依頼しない」が最も多かった。その他は「依頼頻度を少なくする」といった回答があった。

選択肢	回答数
A:サプライヤの負担軽減のための方策をとっている。	29
B:サプライヤの負担軽減のための方策を特に とっていない。	25
無回答	2



図表 2-48 サプライヤの負担軽減のための対策の有無

図表 2-49 サプライヤの負担軽減の具体的な方策

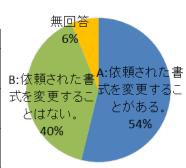
分類	サプライヤの負担軽減のための方策	件数
用途等を勘 案	・用途等から考えて調達製品に使用されていない、混入の可能性がないと判断できる場合 はサプライヤに依頼しない。	10
依頼頻度を 少なく	・できる限り当社の顧客要求を取り纏めて、調査を1回/年で済ませられる様にしている。 (ただし、REACH 規制の SVHC など、頻繁に物質が追加されるものは追加分のみ都度 調査を依頼する。)	12
	・依頼のある製品、またはその可能性の高い製品の部品のみを抽出し、その中で過去調査実績のない部品のみを調査依頼する。	
	・新規設計品でも過去使用している材料に対しては依頼はしない。	
	・過去に問合せしていないはじめ物質のみ依頼している。	
	・過去の情報との差分を抽出したり、技術的な判断を加え、必要最小限の調査を依頼する。	
	・規制・未規制に関わりなく、組成情報(微量不純物情報を含む)を DB 化している。 DB の 内容により必要と感じた場合にはサプライヤへ調査を依頼する。	
	・部品登録の際に予め RoHS 指令対応が明確になっている場合, 調査窓口の購買に依頼 はするが調達先への調査は不要としている場合がある。	
	・既に提出していただいている仕様書や SDS (MSDS) およびグリーン調達調査の結果から確認し、意図的な使用・含有がないことを確認している。	
	・使用している全ての部材の含有成分を把握済みであり、環境物質については資材部が 定期的に回収している AIS 等で確認しているので、基本的に当事業部からサプライヤに 新たに尋ねる事はない。	
	・同材質の製品については一度内容確認がされている場合都度の問い合わせはしていない。	
	・JAMP ガイドラインへの適合状況を確認し、自己宣言が完了していることを条件に、管理物質含有製品の情報のみを入手している。	

分類	サプライヤの負担軽減のための方策	件数
	・メーカーから事前に情報を入手し、その情報を元に対応できる内容であれば依頼しない。	
物質を絞る	・SVHC 他、法令に抵触するもの以外追加調査はしない。	1
基準値を上 回る可能性 を調査	・法の規制物質の閾値と弊社製品への最大添加量を確認後、サプライヤから情報を入手する。	1
依頼先を限 定	・調査するサプライヤを毎年選別して調査依頼している。	1
その他	・対象部位を特定して、その部位のみに調査依頼をかけている。	5
	・成分100%開示要求している	
	・AISを根拠に回答できるものは回答する。	
	・REACH 調査に関しては、原材料のメーカー開示成分(MSDS など)、材料系情報などを元に当社で判断し、疑わしき場合は、サプライヤへの確認調査を実施している。新規購入対象の原材料に対しては、必ず 1 回は当社書式での環境負荷物質調査を行っている。	
	・特定メーカーと環境業務の契約を結んでいるため、成分表とICPを中心に入手し、顧客書式、業界書式の作成対応をしているため、サプライヤ負担軽減と顧客回答迅速化ができている。	

【依頼書式を変更して回答することの有無】

依頼された書式に変更を加えたり、別の書式で回答することはありますかという設問に対する回答状況を図表 2-50 に示す。全体の 54%が変更することがあると回答した。変更内容について図表 2-51 に示す。もっとも多いのは、不使用証明、不(非)含有証明について「保証」はできかねるので、「意図的添加はしていない」と変更して回答するというものであった。

選択肢	回答数
A:依頼された書式を変更することがある。	35
B:依頼された書式を変更することはない。	26
無回答	4



図表 2-50 依頼された書式に変更を加えたり、別の書式で回答することの有無

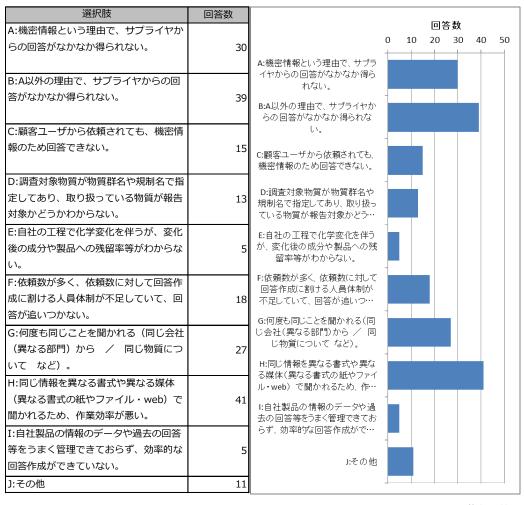
図表 2-51 依頼書式の変更内容

分類	顧客ユーザから依頼された書式で回答しないケース	件数	
	文末の() は、同意見が複数ある場合に、件数を掲載。	11 \$\text{\$\times\$}	
いつも決 まった書式	・原則的に AIS/MSDSplus を推奨しており、独自書式で依頼されても許可された場合は AIS/MSDSplus で回答する。(6)	9	

分類	顧客ユーザから依頼された書式で回答しないケース	件数
刀块	文末の() は、同意見が複数ある場合に、件数を掲載。	1十女人
で回答	・JGPSSIでの回答で調整を行っているが、了解を得られない場合は、再調査、または、別様	
	式への書き換えで回答している。	
	・AIS や独自フォーマットで依頼されても、断り、RoHS 指令の 6 物質非含有を回答。	
不含有証明	・独自の非含有証明と AIS での回答のみ。 ・不使用証明、不(非)含有証明について「保証」はできかねるので、「意図的添加はしていな	
から有証明について、	・小使用証明、小(チ) 召有証明について「保証」はくさかれるのと、「息図的保別はしている」い」と変更して回答。(9)	21
文言を変え	・不含有証明については、不含有→不使用に変更して回答。	
న	 ・不使用証明書について、「保証」はできかねるので、「使用部品、材料について、JIGPSSI (現在は IEC62474) 準拠の物質を調査し、その結果、各国法令を遵守していることを確認している。」と変更、または当社書式を使用して回答 ・保証要求内容が厳しい不使用証明/保証書については、顧客と契約あるいは記述内容の調整を基本的に行う。 ・保証書で提出するにしても、製造工程など AIS を根拠に保証出来ない箇所は二重線で削 	
	除している。 ・不使用証明書について顧客の基準と自社の基準に差異がある場合、追記する。	
	・不使用保証(非含有証明書)の物質が含有している場合は、当社独自の書式で含有を報	
	告。 ・規制物質の一部に意図的添加はないが閾値以下を保証できない場合は、変更してその旨を伝えるようにしている。	
	・不使用証明については、"含有・含んでいないこと"の定義を①原料使用②意図的添加物 ③既知の不純物に限定し、法令以外の独自設定の閾値は全て削除。	
	・含有判断の閾値が厳しい場合、基準値を書き換え。賠償に関する文言を削除。・基本的には、顧客からの依頼書式、データ形式で回答しているが、契約書的な保証書に対しては回答書を提出していない。	
全製品を対 象→製品を	・弊社の製品すべてを保証する文面の場合は、対象品を事業製品等に限定して回答している(2)。	2
特定	・梱包資材は対象外。現在および今後納入する全ての製品⇒対象製品名を追記	
その他	・高額な分析費用を要する場合など、不使用証明書などで認めて貰う場合がある。	6
	・成形品証明書の場合、材料証明として発行している。	
	・実際に納入している製品・仕様書や SDS (MSDS) から判断することもあるため、「現時点で 把握している」を追加 など	
	・基本は顧客依頼書式で回答するようにしている。しかし、弊社としての標準書式 (RoHS,REACH など)も準備しており、弊社標準書式で回答する場合も多々ある。顧客書 式でも不使用保証書で保証できない文章は見せ消し対応している。(例えば包装材、損害 賠償)	
	・独自書式で回答した場合、弊社で保証できない可能性や誤解を与えかねない可能性があるとき、要求された形式の書類が形式としてそぐわないと判断した時は別書式で回答している。	
	・損害賠償の内容がある場合には、当社の法務見解により修正する場合がある。(2) ・顧客ユーザの書式では回答しにくい内容がある場合は、当社独自の書式あるいは、先方 書式を変更して回答	

【含有化学物質情報伝達の課題】

含有化学物質についての回答や提供情報の作成にあたり、困難な点(複数回答可)についての回答状況を図表 2-52 に示す。「H:同じ情報を異なる書式や異なる媒体(異なる書式の紙やファイル・web)で聞かれるため、作業効率が悪い。」が多い。「A:機密情報という理由で、サプライヤからの回答がなかなか得られない。」や「B:A 以外の理由で、サプライヤからの回答がなかなか得られない。」も多いが、これらについては、ツールができても解決する問題ではないので、ルールや IT システム、指導などの別途の手立てが必要である。



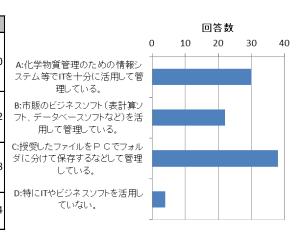
複数回答可

図表 2-52 含有化学物質についての回答や提供情報の作成にあたり、困難な点

【含有化学物質情報の管理方法】

授受した含有化学物質の情報の管理方法(複数回答可)の回答状況を図表 2-53 に示す。「C:授受したファイルをPCでフォルダに分けて保存するなどして管理している。」が最も多い。「D:特に IT やビジネスソフトを活用していない。」の回答数は非常に少なく、ほとんどの事業者は、何らかのツールや IT を利用して管理しているということがわかった。

選択肢	回答数
A:化学物質管理のための情報システム等	
でITを十分に活用して管理している。	30
B:市販のビジネスソフト(表計算ソフ	
ト、データベースソフトなど)を活用し	22
て管理している。	22
C:授受したファイルを P Cでフォルダに	
分けて保存するなどして管理している。	38
D:特にITやビジネスソフトを活用していない。	4



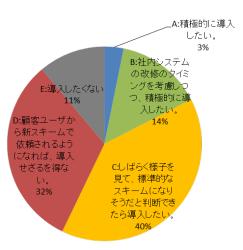
図表 2-53 授受した含有化学物質の情報の管理方法

(e) 新情報伝達スキームについて

【新情報伝達スキームの導入意思】

回答者の新情報伝達スキームの導入意思を図表 2-54 に示す。「C:しばらく様子を見て、標準的なスキームになりそうだと判断できたら導入したい。」の割合が最も高く、40%であった。川上、川中企業は、顧客ユーザの要求次第であると回答した事業者が多かった。「E:導入したくない」と回答した企業は 11%にとどまった。

選択肢	回答数
A:積極的に導入したい。	2
B:社内システムの改修のタイミングを考慮しつつ、積極的に導入したい。	9
C:しばらく様子を見て、標準的なスキームになりそうだと判断できたら導入した	25
D:顧客ユーザから新スキームで依頼されるようになれば、導入せざるを得ない。	20
E:導入したくない	7
無回答	6

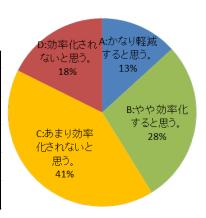


図表 2-54 新情報伝達スキームの導入意向

【新情報伝達スキームによる負荷低減】

新情報伝達スキームが普及した際(現スキームからの移行期には作業負担が一時的に増えると想定されるが、ここでは、2,3 年後を想定)に、製品含有化学物質の情報伝達に係る事務作業の軽減度合いを図表 2-55 に示す。「C:あまり効率化されないと思う」の割合が最も高く、41%であった。新スキームが普及しても、製品含有化学物質の情報伝達に係る事務作業が効率化されない理由を図表 2-56 に示す。

選択肢	回答数
A:かなり軽減すると思う。	9
B:やや効率化すると思う。	19
C:あまり効率化されないと思う。	28
D:効率化されないと思う。	12
無回答	1



図表 2-55 製品含有化学物質の情報伝達に係る事務作業の軽減度合い

図表 2-56 新スキームが普及しても製品含有化学物質の情報伝達に係る事務作業が効率化されない理由

分類	内容	件数
独自様式が減らない	・不使用保証書を含む顧客独自形式での調査や分析データ提出要求依頼が無くならない限り、現状と変わらない。・現在の標準化スキーム(JAMP、JGPSSI、IMDS)が新情報伝達スキームに移行するだけで、顧客独自の調査が無くなることはないと思うから。	11
移行がなか なか進まな いと思う	・調査要求者が業界を挙げて新スキームを採用することが不可欠。たとえば、JAMPや JGPにその書式を廃止させるとか、業界単位で個別書式の淘汰キャンペーンを行うな ど。 ・2-3 年でスキームが移行されることはありえず、新しいフォーマットが増えただけでか えって効率が低下することを危惧する。	7
これまでより管理情報 が増える	・これまで成分情報のみの伝達(AIS)で済んでいたユーザにとって、法規制情報も管理していく必要があるから。 ・遵法判断情報が追加されたことにより管理対象が増えるため。複数製品の回答が可能になったことにより、BOM単位の管理が困難になる。 ・当社製品はカスタム品のため、1点1葉で作成する必要が有り、JAMP-AIS,JGPSSI等と比較して作成工数が同等以上と見込まれるため。	3
世界標準に ならないか ら	 世界標準として運用されるのであれば軽減すると思われるが、各社各様の場合、回答形式が増えるだけで作業工数は変わらない 電機電子業界において、海外顧客からの環境調査依頼の主流は全成分開示であるにもかかわらず、これらの顧客要求を軽視し、国内顧客(セットメーカー)のみ考慮した、今回の化学物質伝達ツールは、世の中の主流になり得ないと思う。 世の中の傾向として、リサイクル活用や都市鉱山の活用などを考慮すると、全成分開示が世の中の趨勢と推測されるにもかかわらず、規制物質のみ伝達する考えは、はなはだ不十分である。 	2
自動車業界とのリンク	・電機電子業界から自動車業界への納入部材の増加が予想されるため、海外顧客要求(全成分開示)、自動車業界の伝達フォーマット(IMDS/JAMA)への準拠・互換性は必須	5
ツールに問題がある	 ・ツールが専門以外の素人には分かり難く、入力に時間もかかる。視覚的にもパッとみて拒否反応が出ないようなフォーマットで、簡単に入力できるイメージのものを望む。 ・ツールが Excel マクロから実行形式に変更されたため、外部からの自動実行ができなくなった。 ・規制物質以外のほぼすべての CAS 番号を外部リストに掲載しないと、環境情報入手用ツールとして使用できない。 ・回答に慣れていないサプライチェーンに考慮したシンプルな回答ツールではなく、全成分開示や自動車業界の回答方式にも対応した上で、回答レベル(※「規制物質のみ」「全成分」など回答段階でレベル分けできればよい)を変更できるツールが望ましい。回答できないサプライチェーンにレベルを合わせたシンプルな回答書式では、そのシンプルな(=規制物質のみ伝達)回答を許容できる業界(※国内の一部)にしか普及しないと思われる。 	4
新スキーム の考え方に 問題がある	・エリア選択の有無、成分表の記入、遵法判断情報の入力等、必須入力とはなっておらず、弾力的な運用が可能となっている。裏を返せば、提供側は入手側の運用にあわせて、入力項目を変化させなければならない。	1

(f) 独自書式に対する対策

サプライチェーン全体での効率化を進めるためには、既存スキームから新スキームの移行だけでなく、独自書式を使っている事業者に、独自書式をやめて新スキームを採用していただくことが、標準化のために最も重要だと考えている。独自書式を少なくするための1つの方法として、以下のようなことができないかと考えている。

- ① 独自書式のうち、たとえば「RoHS 不使用証明」については、新情報伝達スキームで IEC62474 エリアを指定した遵法判断情報が代替手段となることが期待されます。新情報伝達スキームの IEC62474 のエリアを指定した遵法判断情報では、RoHS 対象物質についての閾値を踏まえた含有判定 (Y/N) が、「受領者による法規制あるいは業界基準への適合性の判断根拠となり得る情報を提供する」ことをサプライヤ内の管理において承認者が承認した形で得られます。
- ② 自社製品で管理すべき物質の中に、既存スキームの管理対象外の物質があるため、独自の物質リストを作成して、独自書式で調査をしているケースがあります。新情報伝達スキームでは、下表のようにサプライチェーンで合意可能なものとして、ビジネスニーズの高い法規制や業界基準を管理対象基準として設定しています。管理対象物質をむやみに増やすと、負荷が増大するなど回答が困難になり、情報伝達が途切れる原因に

もなります。したがって、 各社で管理すべき物質の中 に、管理対象外の物質が含 まれる可能性があります。 一方で、同じ情報を別の書 式で回答することは、回答 者にとって非効率的です。 そこで、新情報伝達スキー ムの管理対象物質について は、新情報伝達スキームの 書式で依頼し、それ以外の 物質のみを別書式で依頼す るような方法を採用するこ とで、サプライヤは少なく とも共通の物質については 既にある回答が流用でき、 全体として、効率的な回答

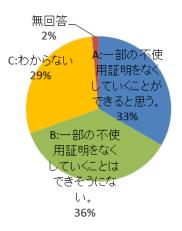
表:新情報伝達スキームの管理対象基準

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準(並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質) およびANNEX XIV(認可対象物質)
LR07	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

が可能となることが期待されます。

上記の①について、新情報伝達スキームで情報伝達をすることによって、一部の不使用証明をなくしていくことができると思うかという問いに対する回答状況を図表 2-57 に示す。「A:一部の不使用証明をなくしていくことができると思う。」「B:一部の不使用証明をなくしていくことはできそうにない。」「C:わからない」がほぼ同数であった。また、なくしていくことができないと思う理由を図表 2-58 に示す。

選択肢	回答数
A:一部の不使用証明をなくしていくことができると思う。	23
B:一部の不使用証明をなくしていくことはできそうにない。	25
C:わからない	20
無回答	1



図表 2-57 一部の不使用証明をなくすことができると思うか

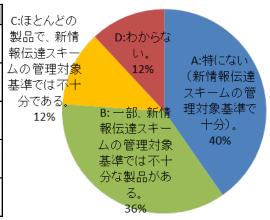
図表 2-58 「一部の不使用証明をなくしていくことができる」と思わない理由

分類	理由
顧客ユー	・顧客が決めるものであり、情報提供者が決めるものではないため
11° \ \	・川上、川中が判断することでは無いと考えるから。
ザ次第	・現在ほとんどの顧客が含有調査と証明書を要求してくる。法規制でもしない限りムリ。
	・客に電子データを不使用保証書として認めてもらえるとは思えない。
	・「保証」を求める顧客には理解いただけそうに無い
	・社印、署名等、紙ベースでの要求があるため
	・賠償に関する文言を求めてくる内は無理だと思う。
法的有効	・新伝達書式/ツールによる情報伝達が法的に有効な不使用証明となるのでしょうか? 疑問です。
小牛	・含有事故が起こった場合,ツールのデータをもってサプライヤに対して責任を問えるとは考えられない
性	ので(裁判で争った場合も考慮して)
海外企業	・海外の顧客が使用しない
	・海外顧客からの不使用証明要求も多く、海外顧客へも新方式浸透できるか不明
	・最終顧客の更に先にある海外企業の提出資料要求は細かくなる一方である為、提出すべき資料の
	件数が減る要因を見出しがたい。
効率性	・必ずしもそうではない。:独自書式のボリュームによりますが、新情報伝達スキーム(1部)+別書式(1
	部)を回答するなら、独自書式を1部、回答するほうが手間がかからないケースもあると思われるため
その他	・商慣習から本情報伝達が保証、いわゆる法的担保として扱えると考えていないため
	・全ての情報を取得できないと不可。サプライヤが全て情報を提供できるわけではない
	・お客様や業界団体、国によって管理物質が異なり、多種多様化している現状では微減では。
	・今でも特に変更点がなくとも定期的に要求されているから。
	・そうやって、調査側の逃げ道を作っている限りほとんどの独自形式はのこるだろう。
	・自社からの不使用証明書の要求はなくせると思うが、共通のツールを決めてもその会社独自のルー
	ルを盛り込んでいるケースがあり、不使用証明書についても要求がなくなるとは思えないため
	・紛争鉱物の含有状況がわからない(を入れるか?)。ユーザ独自の禁止・調査物質の含有状況がわか
	6ない
	・RoHS に関しては不使用証明書のみでは不可であり、実測データとセットしての提出が義務付けられ
	ており、また測定データは毎年更新を要求する企業が多いため
	・独自の禁止物質がある為、証明書が必要である。
	・ IEC 物質について、Y/N のいずれかの回答を要求しており、調査物質について、未回答ができな
	い。不明な場合は、どうしたら良いか分からない。
	・IEC62474 エリアに対しては可能かもしれないが、包装材指令や電池指令など他の法令がカバーされ
	ないと困難
	・理論で考えるのではなく、実際の顧客(特に海外大手)の要求をヒアリングしてください。

分類	理由
	・現場の状況を把握できていない管理側の発想で作られたスキームのような気がしてならない。

上記の②に関連して、管理の必要な物質は、現時点の新情報伝達スキーム管理対象 基準以外にもあるかという問いに対する回答状況を図表 2-59 に示す。「A:特にない(新 情報伝達スキームの管理対象基準で十分)。」が最も多く、40%であった。また、少な くとも新情報伝達スキームで管理対象としている物質については、新情報伝達スキー ム(の書式)で依頼することが可能だと思うかとい問いに対する回答状況を**図表** 2-60 に示す。「A:できると思う」が最も多く、74%を占めた。

選択肢	回答数
A:特にない(新情報伝達スキームの管理 対象基準で十分)。	27
B: 一部、新情報伝達スキームの管理対象基準では不十分な製品がある。	24
C:ほとんどの製品で、新情報伝達スキー ムの管理対象基準では不十分である。	8
D:わからない。	8
無回答	2



図表 2-59 管理の必要な物質は、現時点の新情報伝達スキーム管理対象基準以外にもあるか

選択肢	回答数	B:新情報		
A:新情報伝達スキーム(の書式)で依頼 することが可能だと思う。	41	伝達ス キーム(の 書式)で依	C:わからな い	A:新情報 /=\:*
B:新情報伝達スキーム(の書式)で依頼 することが可能だとは思わない。	2	頼すること が可能だ とは思わ <i>ン</i>	22%	伝達ス キーム(の 書式)で依
C:わからない	12	ない。 4%		頼すること が可能だ と思う。
無回答	14			74%

図表 2-60 少なくとも新情報伝達スキームで管理対象としている物質については、新情報伝達 スキーム(の書式)で依頼することが可能か

図表 2-61「少なくとも新情報伝達スキームで管理対象としている物質については、新情報伝達 スキーム(の書式)で依頼することが可能」だと思わない理由

理由

- ・成分情報では伝達できない規制要件に応じた情報が要求される場合がある (例. ホウ酸量、溶質量など)から。
- ・全成分開示が世の中の主流だから。

独自書式を減らしていくために、新情報伝達スキームのデータ作成支援ツールに取り入れるべき機能としてあげられたものを図表 2-62 に示す。

図表 2-62 独自書式を減らしていくために新スキームのデータ作成支援ツールに取り入れるべき機能

分類	内容 文末の() は、同意見が複数ある場合に、件数を掲載。	回答数
他の情報の 依頼/回答 ができる仕 組み	・包装材関係の情報伝達にも利用できることが望ましい(エリアとしての設定など) ・業種・業界や国ごとに選択して回答できるようなツール ・AIS や JGPSSI 等では取得できない(対象外の)物質、情報項目について追加依頼・回答ができる(3) ・紛争鉱物の含有有無。(2) ・含有情報以外に暴露情報などの情報が必要。 ・不使用証明、ICP 分析データ等が全て網羅されているツール	9
互換機能を高める	 ・JAMA 様式とのコンバート機能、IMDSとのリンク(3) ・主要な独自書式との互換性 ・JGPSSI、AIS/MSDSplus への変換出力機能(2) ・BOMcheck・IPC1752A 出力情報を受け取り活用できるようにし、世界的に活用できるツール 	6
機能追加	・集計機能 ・回答を受け取った際、自社の要求する物質の不使用証明を容易に判断できる仕組み ・基本情報画面の「製品・部品情報欄」で、成分情報や遵法情報を、コピー・クリアすることができる(コピー)。複合化についても、基本情報画面から、製品毎に行えること。 ・成形品については、化学反応させて別の物質に変化させる前提の薬品類を記載していた場合、その情報が正しいか確認する機能が欲しい。(例:モノマー系の物質。IMDSに実装されている機能) ・化学品ツールについて、対象とする規制(各国化学品規制)および化学品登録状況(REACH 登録状況)、危険有害性の情報を独自に追加できる形にしてほしい。 ・「共通材料」の概念があると良い。成形業者等では、同じ成形材料を使用して、数百点の部品を生産・同一納入先に納入するケースがあると思います。多数の部品のデータを作成する際に、同じ操作を繰り返すことのない工夫があると良い。 ・国別既存化学物質登録の状況がわかる様に出来ないか。	7
シンプル化	・簡単に入力できるシステム、もっとシンプルなシステム(2) ・一つのスキームにいろいろな機能を盛り込み過ぎている。含有情報は含有情報、その情報をもとに各種の環境規制に適合しているかどうかは別のツール(判定ツール的なもの)を使用するようにすれば、使い勝手も良くなりそう。そうすれば、今後新たに環境規制が制定されても、混乱は少ないのでないか。	3
フルデクラ レーション対 応	・フルデクラレーション対応のための物質リスト・製品の構成材料毎の化学物質を企業秘以外は100%開示。そうすれば、再調査は不要になる。・フルデクラレーション対応	3

分類	内容 文末の() は、同意見が複数ある場合に、件数を掲載。	回答数
書式	・次の点で IEC62474 フォーマットと整合すること。 ①独自の拡張子(SHAI・SHCI)の廃止 ②Query List の機能制限の廃止③ IEC では OPTION である遵法判断が必須となっ	1
ツール外 (ルールな ど)	でいる。 ・各社の独自ルール(個別物質調査、全成分開示)の禁止。 ・「不使用証明書を要求しない。」という運用ルール化が必要。 ・独自書式で依頼を受けても新スキームで回答する行為を正当化する仕組み。新スキームデータに新スキームでの回答宣言(METIの名が入りの正当性を主張する文書)を同封できる仕掛け。 ・本ツール以外の提出要求をしない、という川下企業での合意形成(2) ・新スキームを採用させる何かしらの強制力 ・RoHS については、ある程度期待できる可能性を感じるが、管理物質増加のスピードが速いREACHへの対応も対応件数のかなりの割合を占めており、こちらへの対応を如何にスピーディに対応できるかが、全体への効率化のカギになっていると考えます。 ・IAMP-AIS が SVHC の伝達書式のように思われているので、独自書式で行うようになっ	7
	・RoHS については、ある程度期待できる可能性を感じるが、管理物質増加のスピードが速いREACHへの対応も対応件数のかなりの割合を占めており、こちらへの対応を如	

(g) 新情報伝達スキームへの意見、要望

新情報伝達スキームへの意見、要望を図表 2-63 に示す。新スキームの導入によって単に書式が 1 つ増えただけということにならないよう、標準化するためには、法的整備も含めた強い牽引力が必要だという意見が多かった。

図表 2-63 新情報伝達スキームに関するご意見・ご要望

分類	ご意見・ご要望
ツールについて	・化学品データから、成形品に変換するときのサポート機能が欲しいです。(3) ・社内システムで運用しているため、実運用するにはシステム開発を要する。ITシステムの開発者向けに、XMLフォーマットやその他の仕様・マニュアルの提供を早めに行ってほしい。(3) ・作成ツールだけではなく、動作の軽い閲覧ツールがあるとサプライチェーン内で普及しやすい。サプライチェーンに関わる大半の人間は内容を閲覧するだけなので。 ・手作業ではなく、外部プログラムから動かせるツールにしてほしい。それがダメならせめてデータ形式を公開して、作成ツールを用いずにデータの作成・修正が可能なようにしてほしい。・大手川下企業は、ツールをつかわず、データを自社システムに取り込み、自社システムにて複合化するので、川中企業側が報告に支障のないレベルのツールであれば良い。・多様な回答方式を1つに集約する考えは賛同ですが、「大企業から中小企業まで幅広くこの方式が浸透するか?」が大きな課題だと考えます。専用ソフトに関しては、必須ではない入力項目を極
	カ削除して頂き、また、データ入力作業から出力作業まで操作しやすいシステムを希望します。 ・スキームの改版が行われたときのために、大量のデータを自動的にチェック、改訂するツールを用意して欲しい。 ・部品情報としてみたとき、階層が深いため、化学物質含有のイメージがつかみ難い。現在運用されている代表的な3種類のツールも結局は専門的に時間を割ける人は何とか理解・運用はできるが、化学物質含有情報回答に時間を割けない人たちにとっては、新しいツールが一つ増えるだけのことになるような気がする。
	 ・ツールのマニュアル類について、「操作マニュアル」の中の必要な個所に「入力ルール」と「利用マニュアル」を含めた形にすると、効率良く利用出来る。 ・依頼が(依頼者⇔T1⇔T2⇔発行者)の流れでやり取りする場合、T1、T2としては、上流下流に向けて依頼品番を差し替える手間は省きたい。という事情があり、依頼者の品番そのままで依頼されることが多いのですが、発行者としては、直近のT2以外の品番で問われてもわからない。という事情があり、対応に苦慮します。できれば、依頼者、T1、T2などルート上の関係者の品番を履歴として全て記録できるようにできないでしょうか?

八坐王	
分類	ご意見・ご要望
物質リスト	・REACH 規則で情報伝達が求められる SVHC の追加が、1 か月弱後となっていますが、法律では、 当局から公開された時点からの情報伝達が求められていますので、せめて 2 週間以内での物質 追加がなされることを希望します。
	・顧客は法改定情報により、施行される前に不使用証明書を要求されるため、1 日でも早く、物質更新を実施して頂きたい。
	・MSDSplus から新情報伝達スキームへの移行を促進するために、JAMPと新情報伝達スキームで使用する管理対象基準(物質リスト)を早期に共通化する必要があります。共通化しなければ、新情報伝達スキームツールのコンバータ機能はほとんど役に立ちません。
スキーム全体、運用等	・従来のAIS、JIGのデータについては、データの提供のみで、保証の位置づけはないという認識。 このツールで作成したデータに責任を持つとした場合、現状のツールでは承認後、データの修正 が可能なため、承認済みデータとして川下ユーザに提供することはできない(現状のままだと、承 認者の名前は入れられない)。
	・顧客からの要求は、RoHS に限らず REACH、各国独自規制等、様々あり、全てを包括的に対応できるツールが出ない限り、都度もぐらたたき的な対応となってしまうのではないかと感じる。今後、化学物質管理への要求が小さくなることはないので、新情報伝達スキームには大局的な観点で効率化が図れる効果を期待します。
	・新情報伝達スキームの骨子である統一スキーム化については賛成です。ただツール開発のみが 先行して進んでいる現状、実際に統一スキームとして産業界への普及浸透策がいまひとつ不明 な点に懸念を持っています。実際に普及がままならない状況で、既存様式も廃止されると見た場 合、既存様式を利用していた企業も、独自様式での運用手段に転換する(利用状況で示す割合 の JAMP+JGP の 30%に該当する要求元企業が)といった、新スキームの目的に逆行する最悪の 結果も十分にあり得るのではないでしょうか。新スキームが現状の標準様式利用率を超える普及 を果たせるという根拠が見えません。
	・成果物実績・スケジュール優先ではなく、本当の統一スキーム化を目指し、そのために必要な検討を十分に積み上げた上で、本当の目的に合った成果に行き着くものとなることを期待します。・化学物質管理体制の整備の推進も合わせてなされることが同スキームの有効性を担保することに資すると考えます。
 標準化	・依頼する大元のメーカーがこのツールを使うように働きかける活動をして下さい。(2)
1x+10	・川下企業での採用が、普及の鍵と考えます。(2)
	・川中メーカーにとって、「今後は新スキームでしか回答しません。」などと宣言することは不可能です。少なくとも、(自動車関連メーカーも含めた)国内メーカーが足並みをそろえるくらいの、強力な推進力が必要と考えます。
	・ある程度強制力をもたせたり、このフォーマットを使用するときには、別フォーマットでの保証書の 要求は禁止、等の制限をしなければ普及は難しいと感じた。
	・調査にAIS やMSDS plus などのツールで対応してもらえていない中小企業も多い。そのような企業にも導入してもらえるようにしないと、新情報伝達スキームについても効率化につながらないのではと思います。
	・他の書式(個別書式はもちろん、たとえ JAMP や JGP であっても)を全て駆逐する意気込みが、新スキーム普及の成否を分けると思う。提供側では駆逐することは出来ないので、この責任は要求側が果たすようなルールにしてほしい。また、スキームの完成度を挙げることが普及を促進するという誤った考えを持つ運営者がいることが懸念される。 JAMP の失敗はまさにこれである。 JAMP のversion3 を今でも続けていれば、少なくとも MSDSplus は市場を制覇したはず。新スキームでは、使用者を振り回すことがないよう、スキームの改訂頻度は必要最低限に抑え、普及度を上げることを最優先にして活動を進めていただきたい。
	・中小企業に対する普及および支援などについても、まずは川下がこぞって新スキームを採用するという構図が成り立ってからこそ繋がる話だと思います。
海外への教 育、普及	・日本国内だけではなく、海外のメーカーも運用できるよう(回答拒否されないように)、同様の認識 を共有してほしい。(4)
	・中国で入力できるものでなければ、製品情報の半分は取得できない。 (現状で、中国の部品メーカーは JAMP での調査に対しては、回答不可となっている)。

分類	ご意見・ご要望
	・輸出入品においては、「機密情報」として成分調査がうまく行かないことが最大のネックとなっているのが実情で、この面での対応策を国に要望として上げて頂くようなことがあれば、助かります。
教育、支援	・新情報伝達スキームを採用する会社は、取引先(依頼先)へのツールの説明が必要。新スキーム の正規版発行にあたって、各業者向けの説明会の開催をお願いします。
	・操作方法の無料説明会をできるだけ多く開催し(各自 PC 持参、時間的に 4 時間程度+質疑)、ソフトの使用方法を多くの企業に伝えて頂きたい。
	・AIS を中心に使っている人、JGPSSI を中心に使っている人、両方を使っている人、そしてこれから 化学物質管理を始める人、と教育対象者により知識は異なります。すべての人を対象にした膨大 な教育ツールではなく、対象に応じた教育ツールの充実が必要です。
移行期の負 担増、スケ ジュール	・既存のシステムを切り替えるには、手順類の改定、システム改造、既存データの変換など相当の 負荷を要します。現在の設定では期間が短く対応が難しい状況です。移行に十分な期間を確保 してほしい。(3)
	・2015 年に新情報伝達スキームがリリースされた場合、現状の標準化スキーム(JAMP、JGPSSI、IMDS)などと重複して調査依頼が来ることが予想されため、各社の負担増にならないような運用ルールや運用体制にして頂きたい。
	・フォーマットが一つ増えて単なる負担増に終わらないように、ある程度、公的指導が必要と考えます。
	・社内では数年前より JAMP AIS の利用を基本とした化学物質管理が定着しており、新情報伝達スキームに切り替えるメリットを感じられない。社内や取引先が納得する説明を行なうことができなければ、新情報伝達スキームに乗り換えることは困難と感じている。新情報伝達スキームに切り替える際には、システム改修や運用方法の見直しも含め、かなりの検討期間を必要とする。現在想定されている切り替えスケジュールは非現実的であり、見直しが必要。新情報伝達スキームを推進する母体とその切り替えスケジュールを早急に明確化していただきたい。
その他	・情報伝達がこのツールで統一されれば、業務効率があがると思います。国際的に運用されればなおよいと思います。期待しております。
	・JAMPの化学工業全体への普及を期待していましたが、現状の利用状況は約20%とのこと。 新情報伝達スキームがサプライチェーン全体に標準化され、各社独自様式による調査が減少することを期待します。
	・AIS ではなく独自フォーマットのみで回答する部品メーカーが一部にありますが、その理由を調べて新スキームで回答できるようにしていただきたいです。(XML 形式では改ざん可能なこと?回答対象物質を絞り込みたい?)
	・既に海外でも普及している IMDS を利用する、ではだめなのでしょうか?新スキームは AIS、 JGPSSI、保証機能を 1 つのツールに合体しただけで、根本的な作業負荷はこれでは変わらない。
	・物質リストが更新されるたびに発行者側で確認作業が必要なことも大きな作業負荷。製品の実際 の成分が変わるわけではないのだから、規制物質が増えるたびに回答を更新しなければならない 仕組みはやめてほしい。
	・共通の情報伝達スキームが浸透したら、製品含有化学物質管理の工数が相当軽減されると思います。弊社においては、各営業担当者が個別に含有化学物質情報(AIS等)の管理をしており、営業担当者の力量により、管理レベルが一定では無い状態です。小職が所属している品質保証部では、今後、システムを導入して各営業担当者の含有化学物質情報を一元管理しようと思っておりますので、情報伝達スキームの共通化は、非常に追い風になると考えています。大手各社が新情報伝達スキームを率先して取り入れ、我々川中企業に対しても導入を促して頂けると助かります。(顧客要求は守らなければいけない為)
	・運用面での課題解決について状況を教えていただきたいです。課金制など。 ・ツールの整備だけでなく、運用面の整備に関する情報 のご教示を希望します

分類	ご意見・ご要望
	・弊社は、電子電気装置システムの製造・販売メーカーであり、宇宙・防衛システムが55%と産業機器製品群が45%と新情報伝達スキームを活用できたとしても、限りなく半数以下であり、社内全体としての効率化はなかなか行き届かないと考えられる。しかし、産業機器に至っては、2017年度の化学物質の管理要件となるので、準備は推し進める必要はあるが現状の新スキームの内容では、かなり難しいと感じている。成形品のアイテム数がシングルであれば、あまり問題はないが3桁、4桁のアイテム数ではなかなか厄介と感じている。

2.6. 運用ルールの検討

2.6.1. 方法

サプライチェーンでの製品含有化学物質情報伝達の負荷低減を実現するために新スキームを運営し、維持・改善し、周知・普及させていくための運営体制について、主に検討会における議論に基づいて検討した。サプライチェーンでツールを利用する上で必要となる標準的な運用ルールとして取りまとめた。

2.6.2. 検討結果

検討の結果として、「化学品データ作成支援ツール 利用ルール (150319版)」を示す。

化学品データ作成支援ツール 利用ルール

化学品のデータ作成支援ツールのユーザ向け利用ルール

新スキームでは、化学品と成形品の製品含有化学物質情報を伝達するためのデータフォーマットを定め、そのデータを作成、閲覧するためのデータ作成支援ツールを用意している。

以下に、化学品のデータ作成支援ツールのユーザ向けの利用ルールを示す。

化学品の製品含有化学物質情報

- □ 新スキームによる化学品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報とする。
- □ 化学品のデータ作成支援ツール、または互換性のあるソフトウェア等を用いて、化学品のための所定のデータフォーマット形式による化学品の情報を作成し、伝達する。
- □ サプライチェーンの最上流の化学品メーカーは、自ら有する情報に基づいて、自社の供給する化学品の情報を作成する。それ以降のサプライチェーンにおける化学品メーカーは、川上側から伝達された化学品の情報を自社で管理し、必要な情報の追加・加工を行って、自社製品である化学品の情報を作成・管理し、川下側に伝達する。

製品含有化学物質管理体制の構築

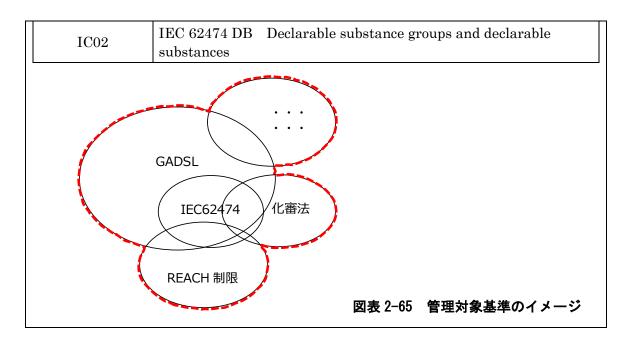
- □ 成形品の製品含有化学物質情報の作成・承認・伝達は、各組織の定める方法によって実施する。
 - (注記)製品含有化学物質情報の作成・承認・伝達のための仕組みは、JIS Z 7201 や

製品含有化学物質ガイドライン第3.0版などを参考とすることができる。

化学品の成分情報

- □ 供給する化学品に含有される化学物質の成分情報を作成し、伝達する。
- □ 情報伝達の対象とする化学物質は、法規制や業界基準を選択して設定した管理対象物質 の範囲とする。供給する化学品に管理対象物質が含有されている場合は、情報伝達の閾 値に従って、情報伝達の要否を判断する。
 - (注記1) 化学品とは、化学物質及び混合物(調剤)である。
 - (注記 2) 管理対象物質の含有とは、製品中に成分・内容物として管理対象物質が検出 されることをいう。
 - (注記3) 不純物とは、製品機能上、特定の役割が与えられておらず、なおかつ製品中の CAS 番号(あるいはその他の識別番号)で特定された化学物質と別の CAS 番号(あるいはその他の識別番号)を有する化学物質とする。一般の工業的な精製段階において除去されずに残留する不純物も含有とする。ただし、これらの不純物・残留物は含有であるが、国内外の法規上閾値・許容値が示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には、運用上含有と見なさないものとする。濃度にかかわらず、意図して添加する場合、または含有が意図される場合は、不純物ではない。
 - (注記 4) 意図的添加(Intentional addition)とは、対象物に一定の性能を持たせる ために添加された状態を言う。
- □ 管理対象物質を定める管理対象基準は、情報伝達のために、製品の様態によっては対象 外となる法規も含めて、サプライチェーン全体で共通としている。管理対象基準は、以 下の通り。

	図表 2-64 管理対象基準(Ver.0.00.01)
管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準(並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び ANNEX XIV (認可対象物質)
LR07	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)



- □ 成分情報の伝達の閾値は以下の通り。
- □ 成分情報の伝達における閾値は、下表に示すように、管理対象基準とした法規制において、当該物質に対する濃度が規定されている場合は、法規制の規定する濃度とし、法規制にて閾値となる濃度が規定されていない場合は、新スキームが設定する自主基準とする。

図表 2-66 管理対象物質に対する成分情報の伝達における閾値の適用

法規制の濃度規定		管理対象物質の含有濃度	情報伝達の要否
	法規制の 規定する濃度 > 0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
 法規制の対 象用途に用		新スキームの自主基準 0.1wt%以上、かつ 法規制の規定する濃度未満	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
いられるこ とが明らか な場合、及び		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須 ではない。自主的な伝達が可能。
用途が不明の場合	法規制の 規定する濃度 ≦ 0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
		法規制の規定する濃度未満	当該物質の情報伝達は必須ではない。自主的な伝達が可能。
法規制の対象用途に用いら れないことが明らかな場合		新スキームの自主基準 0.1wt%以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。
		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須 ではない。自主的な伝達が可

能。

- □ 上表における法規制の濃度規定とは、当該物質に対して、管理対象基準とした法規制が 規定する濃度とする。濃度の規定が複数ある場合には、原則、最も厳しいものが適用さ れる。ただし、用途に対して濃度が規定されている法規制については、その用途に該当 しないことを確認できる場合などを除く。
 - (注記 1) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記 2) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記3) 化審法については、原則として閾値は"0"と考える。非意図的な添加については、BAT (Best Available Technology) または経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨をコメント欄に記入するなどして伝達する。閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということを意味する。意図的添加は全て第一種特定化学物質として規制され実質的に製造禁止である。
- □ 上表における自主基準の濃度規定とは、サプライチェーン全体での製品含有化学物質管理のための情報伝達に新スキームが設定する自主基準であり、0.1wt%とする。自主基準の濃度は、化学品の場合は製品当たりの重量濃度とする。成形品の場合は、均質材料当たりの重量濃度とする。
 - (注記 1) 成形品におけるエリアの遵法判断情報は、各エリアの定める閾値に従って伝達する。エリアとは、特定の製品分野における遵法判断に不可欠な物質情報の開示範囲を定めた業界基準で、新スキームが採用するもの。(例:電気電子業界のIEC62474)
 - (注記 2) 集約リスト等で、管理対象基準とした法規制原文の所在情報や各法規制の基本情報等を提供する。

責任ある情報伝達

- □ 新スキームのデータフォーマットを用いて、サプライチェーンを通じて行われる情報伝達は、「責任ある情報伝達」に即したものであること。
 - (注記)「責任ある情報伝達」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報 を調査し続けるようなことを強いたり、高精度機器による詳細な分析を強い ることではない。
- □ 化学品の成分情報の伝達における「責任ある情報伝達」として、供給者からの情報や自 社の知見に基づき、可能な限りの努力による情報を伝達する。化学品の成分情報を伝達 する者は、「責任ある情報伝達」に即した情報であることを承認(オーソライズ)した情 報を伝達する。
 - (注記 1) データ上では、製品含有化学物質管理の責任者の氏名の情報を入力することが「承認」となる。所定の欄に承認者の氏名が入力されて伝達された情報は、情報提供者によって「承認」されたものと見なされる。

- (注記 2) 製品含有化学物質管理の責任者である承認者(Authorizer)は、組織のトップマネジメントに限らず、製品含有化学物質管理の担当部署の長(例えば、部長や課長)など、組織体制に応じて決めることができる。
- □ 川上側からの伝達情報等で知り得た情報を、自社で情報量を削ることなく、確実に川下側に伝達する。
- □ 全ての調達品の情報を、全ての供給者から入手できるとは限らないため、自社の有する 知見や科学的な知見などの情報を加えるなどの合理的な努力により作成して情報を伝達 する。

「提供型」及び「依頼提供型」による情報伝達

- □ 「提供型」で製品含有化学物質情報を伝達する場合には、自発的に伝達することが望ま しい。法規制の変更等により管理対象物質が変更される場合などにおいても、新たな管 理対象物質リストに基づいた更新情報や、伝達済みの情報に変更がないことなどを、情 報の伝達先に迅速に伝達することが望ましい。
 - (注記) 迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を 1 ヶ 月以内とする。
- □ 「依頼伝達型」の場合には、依頼内容を確認後、迅速に情報伝達を行う。また、「多品一葉」形式(複数製品の情報提供の依頼を一つファイルで依頼する形式)で依頼を受けた場合には、可能であれば、対象製品の情報を一括で回答する。全ての対象製品の情報が準備できない場合には、準備のできた製品の情報から順次回答する。

情報の更新

- □ 管理対象物質リストの更新時には、変更内容を確認した上で、自社製品の化学品の成分 情報を更新する。
- □ 情報が追加されたり、更新された場合には、速やかに川下に伝える。

CBI (企業機密)

□ 新スキームの定める管理対象物質は、有害性等に基づいて法規制の対象となっている物質であるので、法規制の規定する閾値以上の含有については CBI(企業機密)の対象とはならない。

情報伝達先における情報作成・伝達の支援

- □製品の供給先との製品用途に関するコミュニケーションによって、供給先が変換工程によって成形品を製造することが把握できている場合において、なおかつ必要かつ可能な場合には、成形品の製品含有化学物質情報の作成に有効となる情報を伝達することが望ましい。ただし、供給先において、供給者が想定する標準的な用い方をしない場合、他社からの調達品と合わせて用いる場合などはその限りではない。
 - (注記 1) 成形品の製品含有化学物質情報の作成に有効となる情報の一例として、めっき薬剤からアーティクル変換されるめっき膜、塗料からアーティクル変換される塗膜、接着材から接着層などがあげられる。
 - (注記 2) 製品含有化学物質管理ガイドライン第 3.0 版「3.4 自律的な管理が困難な組織への川下・川上からの支援について」に基づいた対応としても位置づけられる。

コンバータの使用 (コンバータ提供期間限定)

□ 化学品のデータ作成支援ツールには、JAMP MSDSplus のデータを成分情報として読み込む機能があるが、情報伝達の対象となる物質が異なる可能性があるため、必ず対象物質の差異を確認した上で、JAMP MSDSplus のデータを活用する。

「成形品データ作成支援ツール 利用ルール (150319版)」を示す。

成形品データ作成支援ツール 利用ルール

成形品データ作成支援ツールのユーザ向け利用ルール

新スキームでは、化学品と成形品の製品含有化学物質情報を伝達するためのデータフォーマットを定め、そのデータを作成、閲覧するためのデータ作成支援ツールを用意している。

以下に、成形品のデータ作成支援ツールのユーザ向けの利用ルールを示す。

成形品の製品含有化学物質情報

- □ 新スキームによる成形品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報、及び成分情報を踏まえた遵法判断情報とする。
- □ 成形品のデータ作成支援ツール、または互換性のあるソフトウェア等を用いて、成形品 のための所定のデータフォーマット形式による成形品の情報を作成し、伝達する。
- □ サプライチェーンの最上流の成形品メーカーは、自ら有する情報に基づいて、自社の供給する成形品の情報を作成する。それ以降のサプライチェーンにおける成形品メーカーは、川上側から伝達された成形品の情報を自社で管理し、必要な情報の追加・加工を行って、自社製品である成形品の情報を作成・管理し、川下側に伝達する。

製品含有化学物質管理体制の構築

- □ 成形品の製品含有化学物質情報の作成・承認・伝達は、各組織の定める方法によって実施する。
 - (注記) 製品含有化学物質情報の作成・承認・伝達のための仕組みは、JIS Z 7201 や製品含有化学物質ガイドライン第 3.0 版などを参考とすることができる。

成形品の成分情報

- □ 供給する成形品に含有される化学物質の成分情報を作成し、伝達する。
- □ 成分情報の伝達の対象とする化学物質は、法規制や業界基準を選択して設定した管理対象基準の対象となる管理対象物質の範囲とする。供給する成形品に管理対象物質が含有されている場合は、情報伝達の閾値に従って、情報伝達の要否を判断する。
- □ 成形品の構造は、原部品(化学品から成形品への変換工程で製造される成形品)では、 部品-材質-物質の3層からなるツリー構造で表現し、複合的な成形品では階層-部品 -材質-物質の4層の構造で表現する。
 - (注記 1) 成形品とは、「製造中に与えられた形状、外見又はデザインが、その化学組成が果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの(JIS Z 7201 の用語の定義。
 - (注記 2) 管理対象物質の含有とは、製品中に成分・内容物として管理対象物質が検出 されることをいう。
 - (注記3) 不純物とは、製品機能上、特定の役割が与えられておらず、なおかつ製品中の CAS 番号(あるいはその他の識別番号)で特定された化学物質と別の CAS 番号(あるいはその他の識別番号)を有する化学物質とする。一般の工業的な精製段階において除去されずに残留する不純物も含有とする。た

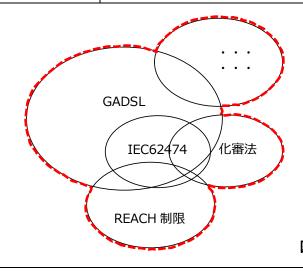
だし、これらの不純物・残留物は含有であるが、国内外の法規上閾値・許容値が示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には、運用上含有と見なさないものとする。濃度にかかわらず、意図して添加する場合、または含有が意図される場合は、不純物ではない。

(注記 4) 意図的添加(Intentional addition)とは、対象物に一定の性能を持たせる ために添加された状態を言う。

□ 管理対象物質を定める管理対象基準は、情報伝達のために、製品の様態によっては対象 外となる法規も含めて、サプライチェーン全体で共通としている。管理対象基準は、以 下の通り。

図表 2-67	管理対象基準	(Ver.0.00.01)
		(* CT.O.OO.OT/

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準(並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs 規則(EC)No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び ANNEX XIV (認可対象物質)
LR07	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances



図表 2-68 管理対象基準のイメージ

- □ 成分情報の伝達の閾値は以下の通り。
- □ 成分情報の伝達における閾値は、下表に示すように、管理対象基準とした法規制において、当該物質に対する濃度が規定されている場合は、法規制の規定する濃度とし、法規制にて閾値となる濃度が規定されていない場合は、新スキームが設定する自主基準とする。

図表 2-69 管理対象物質に対する成分情報の伝達における閾値の適用

四次2-00 自在対象物質に対する次が同様の位在におりる関値の超用					
法規制の濃度規定		管理対象物質の含有濃度	情報伝達の要否		
法規制の対 象用途に用 いられるこ とが明らか な場合、及び		法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。		
		新スキームの自主基準 0.1wt%以上、かつ 法規制の規定する濃度未満	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。		
		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須 ではない。自主的な伝達が可 能。		
用途が不明の場合	法規制の 規定する濃度 ≦ 0.1wt%	法規制の規定する濃度以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。		
		法規制の規定する濃度未満	当該物質の情報伝達は必須 ではない。自主的な伝達が可 能。		
法規制の対象用途に用いら れないことが明らかな場合		新スキームの自主基準 0.1wt%以上	[必須] 当該物質を含む成分 情報の伝達を必須とする。		
		新スキームの自主基準 0.1wt%未満	当該物質の情報伝達は必須 ではない。自主的な伝達が可 能。		

- □ 上表における法規制の濃度規定とは、当該物質に対して、管理対象基準とした法規制が規定する濃度とする。濃度の規定が複数ある場合には、原則、最も厳しいものが適用される。ただし、用途に対して濃度が規定されている法規制については、その用途に該当しないことを確認できる場合などを除く。
 - (注記 1) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記 2) 特定の用途に該当しないことを確認できる場合の例として、製品の供給先に おける用途が当該用途と異なることを把握している場合や、当該用途以外 の用途に限定して製品を供給する場合などが考えられる。
 - (注記3) 化審法については、原則として閾値は"0"と考える。非意図的な添加については、BAT (Best Available Technology) または経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨をコメント欄に記入するなどして伝達する。 閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾

値未満含有」は含まれないということを意味する。意図的添加は全て第一種特定化学物質として規制され実質的に製造禁止である。

- □ 上表における自主基準の濃度規定とは、サプライチェーン全体での製品含有化学物質管理のための情報伝達に新スキームが設定する自主基準であり、0.1wt%とする。自主基準の濃度は、化学品の場合は製品当たりの重量濃度とする。成形品の場合は、均質材料当たりの重量濃度とする。
 - (注記 1) 成形品におけるエリアの遵法判断情報は、各エリアの定める閾値に従って伝達する。エリアとは、特定の製品分野における遵法判断に不可欠な物質情報の開示範囲を定めた業界基準で、新スキームが採用するもの。(例:電気電子業界のIEC62474)
 - (注記 2) 集約リスト等で、管理対象基準とした法規制原文の所在情報や各法規制の基本情報等を提供する。

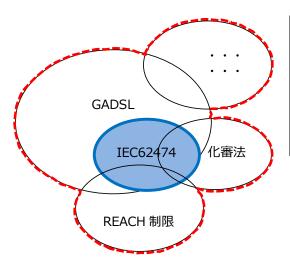
成形品の遵法判断情報

- □ 成形品には、具体的な用途・製品分野に対して、特定の物質の含有規制等が導入されている。最終製品や部品等を供給する事業者においては、それらの規制等への遵法のための情報が必要となる。新スキームの成形品の製品含有化学物質情報では、成分情報と合わせて、供給先における遵法判断に有効となる遵法判断情報を設定している。
- □ 成形品の供給者は、「エリア」と呼ぶ「物質、用途・製品分野、閾値」などの基準に基づいて、遵法判断情報を伝達する。

責任ある情報伝達

- □ 新スキームのデータフォーマットを用いて、サプライチェーンを通じて行われる情報伝達は、「責任ある情報伝達」に即したものであること。
 - (注記)「責任ある情報伝達」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報 を調査し続けるようなことを強いたり、高精度機器による詳細な分析を強い ることではない。
- □ 成形品の成分情報の伝達における「責任ある情報伝達」として、供給者からの情報や自 社の知見に基づき、可能な限りの努力による情報を伝達する。成形品の成分情報を伝達 する者は、「責任ある情報伝達」に即した情報であることを承認(オーソライズ)した情 報を伝達する。選択したエリアにおいて参照される法規制等の対象となる管理対象物質 については、成分情報の伝達閾値以上含有される全ての物質について、情報を伝達する。
- □ 成形品の遵法判断情報の伝達における「責任ある情報伝達」として、成形品の供給者として、供給先に対し、「エリア」によって規定される基準に基づいて材料宣言する。エリアに基づく遵法判断情報のレベルは、エリアにおいて参照される法規制等が規定する要求レベルに応じたものとなる。
 - (注記 1) データ上では、製品含有化学物質管理の責任者の氏名の情報を入力することが「承認」となる。所定の欄に承認者の氏名が入力されて伝達された情報は、情報提供者によって「承認」されたものと見なされる。
 - (注記 2)製品含有化学物質管理の責任者である承認者(Authorizer)は、組織のトッ

プマネジメントに限らず、製品含有化学物質管理の担当部署の長(例えば、 部長や課長)など、組織体制に応じて決めることができる。



伝達する情報

- (1) 管理対象物質の成分情報。特に、エリア の対象となる全ての管理対象物質につい ての成分情報を伝達する。
- (2) エリアの規定に基づいた遵法判断情報

図表 2-70 IEC62474 をエリアとした場合の「責任ある情報伝達」のイメージ

- □ 川上側からの伝達情報等で知り得た情報を、自社で情報量を削ることなく、確実に川下側に伝達する。
- □ 全ての調達品の情報を、全ての供給者から入手できるとは限らないため、自社の有する 知見や科学的な知見などの情報を加えるなどの合理的な努力により作成して情報を伝達 する。

「提供型」及び「依頼提供型」による情報伝達

- □ 「提供型」で、成形品の製含有化学物質情報を伝達する場合には、自発的に伝達することが望ましい。法規制の変更等により管理対象物質が変更される場合などにおいても、新たな管理対象物質リストに基づいた更新情報や、伝達済みの情報に変更がないことなどを、情報の伝達先に迅速に伝達することが望ましい。
 - (注記) 迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を 1 ヶ 月以内とする。
- □ 「依頼提供型」の場合には、依頼内容を確認後、迅速に情報伝達を行う。また、「多品一葉」形式(複数製品の情報提供の依頼を一つファイルで依頼する形式)で依頼を受けた場合には、可能であれば、対象製品の情報を一括で回答する。全ての対象製品の情報が準備できない場合には、準備のできた製品の情報から順次回答する。

成分情報と遵法判断情報の伝達

□ 成形品の成分情報と遵法判断情報については、提供型または依頼提供型の各ケースを参考に、伝達する。

図表 2-71 成分情報と遵法判断情報の伝達の基本

	図表 2-71	が情報と選法刊断情報	(の位在の本本	
情報伝達	ケース	成形品の製品含有化学物質情報		
形式	, , ,	成分情報	遵法判断情報	
提供型	①供給先での製品の用 途が明らかな場合 ②供給者として製品の 用途を限定すること ができる場合	- 情報を伝達する。	供給する製品の用途を明示して、該当するエリアの遵法判断情報を伝達する。成分情報を先行して伝達する場合でも、成分情報の伝達後、供給先からエリアを指定した依頼があれば、すみやかに対応する。	
	③情報をウェブサイト で不特定対象に公開 するなどの特別な ケースで、エリアの 選択が困難な場合	- 情報を伝達する。	- 遵法判断情報を同時に提供することがどうしても困難な場合は、成分情報を先行して伝達することも例外的に認められる。ただし、成分情報の伝達後、供給先からエリアを指定した依頼があれば、すみやかに対応する。	
依頼提供 型	①エリアを指定して供 給先から回答を依頼 された場合	- 情報を伝達する。	- 指定されたエリアに基づいて、 遵法判断情報を提供する。	
	②エリアを指定して遵 法判断情報のみを先 に回答するよう供給 先から依頼された場 合	- 遵法判断情報の伝 達後すみやかに、ま たは供給先との協 議に基づいた期間 内に情報を伝達す る。	- 指定されたエリアに基づいて、 遵法判断情報を提供する。	
	③成分情報のみを先に 回答するよう供給先 から依頼された場合	- 情報を伝達する。	- エリアを指定した依頼があれば、成分情報の伝達後すみやかに、または供給先との協議に基づいた期間内に伝達する。	

情報の更新

- □ 管理対象物質リストの更新時には、変更内容を確認した上で、自社製品の成形品の成分 情報を更新する。
- □ 情報が追加されたり、更新された場合には、迅速に川下に伝える。

CBI (企業機密)

□ 新スキームの定める管理対象物質は、有害性等に基づいて法規制の対象となっている物質であるので、法規制の規定する閾値以上の含有については CBI(企業機密)の対象とはならない。

情報伝達先における情報作成・伝達の支援

- □ 製品の供給先との製品用途に関するコミュニケーションによって、供給先が変換工程によって成形品を製造することが把握できている場合において、なおかつ必要かつ可能な場合には、成形品の製品含有化学物質情報の作成に有効となる情報を伝達することが望ましい。ただし、供給先において、供給者が想定する標準的な用い方をしない場合、他社からの調達品と合わせて用いる場合などはその限りではない。
 - (注記) 製品含有化学物質管理ガイドライン第 3.0 版「3.4 自律的な管理が困難な組織への川下・川上からの支援について」に基づいた対応としても位置づけられる。

コンバータの使用 (コンバータ提供期間限定)

□ 成形品のデータ作成支援ツールには、旧 JGPSSI の JGP ファイル及び JAMP AIS のデータを読み込んで成分情報として読み込む機能があるが、情報伝達の対象となる物質は異なる可能性があるため、必ず物質の差異を確認した上で、JGP ファイル及び JAMP AIS のデータを活用する。

3. IT システムの基本的な検討

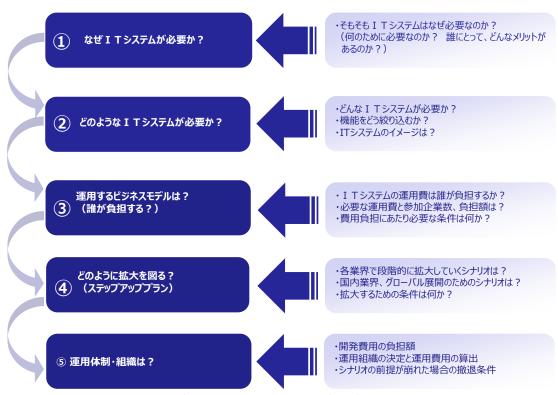
3.1. 概要

本章では、IT システムワーキンググループ(以下「IT システム WG」という。)で進められた IT システムの基本的な検討に関して記述する。

まず、サプライチェーンにおける情報伝達を効率的に進めるうえで IT システムの活用の可能性を探るため、IT システム WG では、そもそもの IT システムの必要性から議論を開始した。そのうえで、IT システムが必要であるとするならば、サプライチェーンにおける含有化学物質の情報伝達を効率化するために、どういった IT システムの機能、実装イメージ、ビジネスモデル(収支運用モデル)、実施機関等が求められるのかについて更に掘り下げて検討を行った。その結果を踏まえ、導入を検討すべき IT システムのたたき台を提示した。

3.2. IT システムに関する検討手順

IT システムの必要性及び具体的な内容について検討するため、IT システム WG では以下の手順で議論を進めた。ただし、IT システム WG では①~⑤まで一通り議論を進めたものの、新情報伝達スキーム検討会ではすべてを議論する時間がなかったことから、本報告書では主に①及び②の検討結果について示すこととする。

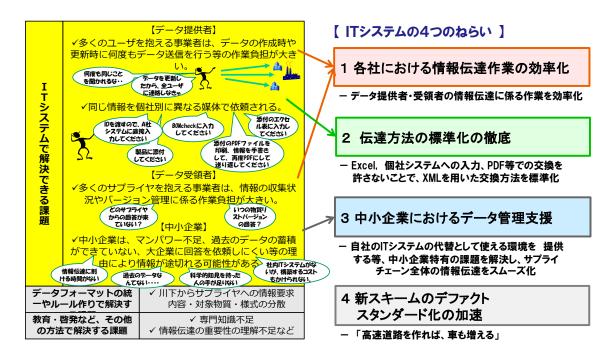


図表 3-1 IT システムに関する検討手順

3.3. IT システムの必要性に関する検討

(1) 昨年度検討結果の振り返り

IT システムの必要性に関する検討については、昨年度業務においても検討がなされていることから、まずその内容について振り返る。昨年度の検討結果では、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達に関して、データフォーマットの統一だけでは解決できない課題もあり、その中には、ITシステムで解決できるものがあると考えられた。それらを4つの「ねらい」としてまとめた結果が以下の図表 3-2 である。



図表 3-2 IT システムの必要性に関する昨年度の検討結果

(2) 今年度の考え方 -情報授受と情報作成・管理の観点からの整理-

今年度は、情報授受と情報作成・管理における課題を整理し、IT システムの必要性について検討した。情報授受、情報作成・管理におけるそれぞれの主な課題を以下に示す。

① 情報授受における課題

- ◆ 情報の伝達が遅い
 - ・多くのユーザを抱える事業者はデータ作成・更新時に何度もデータ送信を行う等の 作業負担が大きい。
 - ・人手と時間が足りず返事が遅くなる。(中小企業、商社など)
 - ・川中企業や商社の中には、各社の Web システムやメール回答で多様な様式やインターフェースへの対応を強いられる場合がある。
 - ・自社システムを使用する企業側は各社が個別に自社の仕組みの説明をしなければならず、受ける側は複数の仕組みの説明を受け、理解し、対応しなければならない。

- ◆ 情報がもらえない、途切れる
 - ・海外の取引先から情報をなかなかもらえない。
 - ・提供側が大手企業の場合、提供依頼をしづらい。(中小企業など)
- ◆ 相手の対応状況が分からない
 - ・多くのサプライヤを抱える事業者は、ステータス管理やバージョン管理に係る作業 負担が大きい。
 - ・情報授受の履歴を手作業で把握しようとすると時間と労力がかかる。

② 情報作成・管理における課題

- ◆ 回答が作れない
 - ・回答数の多さやマンパワー不足により、回答作成にかける時間が足りない。(中小企業、商社など)
 - ・科学的知見を持った人材や、法規制に精通した人材が足りない。(中小企業、商社など)
 - ・回答作成の参考情報(最新規制情報や工程別のガイダンスやデータ事例等)を入手 しにくい。

◆ データ管理ができない

- ・・多忙により、その場限りの対応となりがちで、過去のデータ管理ができていない。 (中小企業、商社など)
- ・データ管理用のITシステムにコストをかけられない。ITシステムを選ぼうにも、システムに詳しい人材がいないため、どのシステムを選べばよいのか分からない。(中小企業、商社など)

◆ 多種多様な IT システムに対応しきれない

- ・川中企業や商社の中には、各社の Web システムやメール回答で多様な様式やインターフェースへの対応を強いられる場合がある。
- ・中小企業では、複雑かつ多様な IT システムを使いこなせない。(中小企業など)

(3) IT システムによるメリットの可能性及び開発の方向性

(2)で整理した結果より、情報伝達及び情報の作成・管理において IT システムの導入メリットが期待されると考えられたことから、IT システム開発の基本方針を以下のように整理した。特に、中小の製造業・商社に関しては、情報の授受及び情報の作成・管理の両面において課題が大きいことが予想され、また、IT システム導入に係る費用も十分賄えない企業が多いと予想されることから、IT システム導入の主な支援対象として中小の製造業・商社を想定することとした。

情報授受の問題の解決のために・・・

既存の各種システムとも接続可能な、 無駄を削ぎ落としたシンプルな情報授受システム

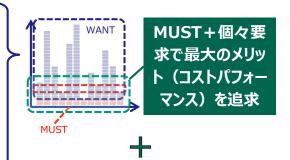
→ 情報授受の時間の大幅な短縮、 大幅な効率化



(主に中小企業における) 情報作成の 問題の解決のために・・・

作成・管理機能を盛り込んだ、誰もが簡単に 使える情報・作成管理用のアプリケーション

→ 情報伝達の実施が難しい中小企業を ITシステムで支援



新スキームの目的のもと、さらにITシステムの 構築目的は以下の3点を基本方針とする

- ♦ 新スキームの普及促進
- ♦ 中小企業支援
- ◇ 産業競争力の向上
- ※これにより、各企業でIT化のメリットを出しつつ、 使うことで更に投資対効果が生まれるようにする

図表 3-3 IT システム開発の基本的な方向性

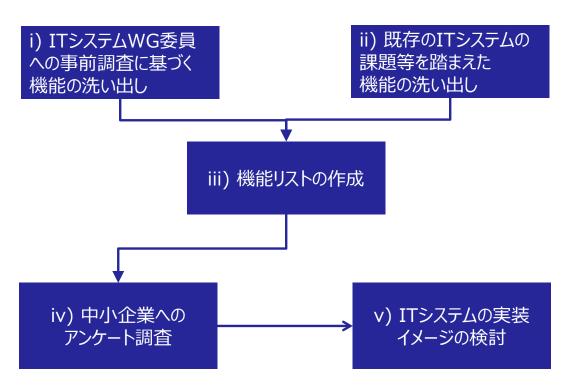
3.4. IT システムの機能に関する検討

3.4.1. 検討手順

3.3 節で整理した IT システムの基本的な方向性に沿って、本節では IT システムの機能について検討した結果を示す。

IT システム WG における各委員の経験に基づき必要と思われる IT システムの機能リストを大まかに整理すると共に、IT システムの主な支援対象として中小企業を想定することから、中小企業を対象としたアンケート調査を実施し、中小企業の抱える大まかなニーズと課題の全体像について把握を試みた。それらの結果に基づき、IT システムの実装イメージのたたき台を作成した。

検討手順を以下に示す。



図表 3-4 IT システムの機能に関する検討手順

3.4.2. IT システムに関する機能の洗い出しと機能リストの作成【手順 i) ~ i i i) 】

手順i)に関しては、ITシステムWG委員へのアンケート調査を実施し、これまでの経験や各社の状況に基づき必要とされうる機能を洗い出した。また、手順ii)については、JAMP会員に対するアンケート結果に基づき、継続すべき機能及び改善すべき点等を洗い出した。

手順 iii)では、i)とii)とで挙がった機能を集約し、機能リストとしてまとめた。その結果を以下の図に示す。

i) ITシステムWG委員への事前調査結果			ii) J	既存システムの課題抽出結果	
(1)作業効率化の観点		(2)作業効率化以外の観点			
No.	機能要件	No.	機能要件	No.	機能要件
1	依頼自動受付	1	汎用情報の情報交換	1	更新データの自動配信
2	品番照合	(2)	ツール画面上での送受信	2	登録品の検索
3	担当者の自動割当	_		3	リアルタイム情報交換
4	社内担当者への自動処理依頼	3	材料データベースへの登録	4	公開型情報交換
(5)	自動受付・一覧表示	(4)	異なるエリアごとの調査依頼に対する	(5)	操作画面、項目の共通化
6	自動リスト化(調査対象部品、情報		回答の自動作成	6	検索キーの多様化
	要求先)	(5)	メールに対応した送受信	7)	多量データへの対応
7	調査対象部材の自動判別		依頼回答の進捗管理、回答の自動		2 = 2 27 3110
8	自動確認・自動振り分け(購買情報や調達先)	6	登録	8	登録データの事後処理への対応
	直接送信(ファイルのダウンロード	7	所定フォームによる依頼受付	9	新スキームのルールに基づいた ファイルの添付機能
9	が不要)	8	IMDSやJAMP-ITとの連携	10	非定型の情報交換
10	要求書自動作成(情報要求書)		マルチ言語対応、海外の主要システ		
11	回答状況確認	9	イルテ言語対応、海外の主要システムとの連携		
12	(一括)自動督促		(四寸) スコール のご主体		
13	回答自動受付	10	個社システムとの連携		
14)	受領情報のエラーチェック				
15	回答自動作成				
16	依頼への自動回答				

図表 3-5 IT システムに関する機能リストの作成結果

上記機能リストのうち「i)ITWG 委員への事前調査結果」では、IT システムを導入した場合どのくらい作業が効率化されるかに注目した「(1)作業効率化の観点」と、各社システムとの連携等の「(2)作業効率化以外の観点」とに分類し整理した。

また「ii)既存システムの課題抽出結果」では、JAMP-IT等の既存システムユーザからの意見を参考にし、どのうな課題があるか、どのような機能が業務の助けになっているか、等の意見から考えられた理想的な機能を整理した。

これらの結果は、主に既存システムのユーザや委員の経験等に基づいており、中堅・大企業の立場からの意見が反映された結果でもあることから、これらに加え、中小企業の含有化学物質の情報伝達の現場ではどのような課題があるのかを把握するため、次節では中小企業を対象としたアンケート調査を実施した。

【機能リストの詳細】

以下の表に、機能リストの詳細を示す。

図表 3-6 IT システムに関する機能リストの詳細

機能分類	No.	要件	説明	機能リスト との対応
送依管理·答	1	リアルタイム 情報交換	既に登録済みのデータに対して情報提供依頼をするとすぐ に回答が得られる機能。(Turnaround Time の最小化)	ii)-3
	2	多数データの 同時処理	一度に多数の顧客や調達先に回答内容や調査依頼を処理で きる機能。	ii)—⑦
	3	ツール画面で の送受信	入力支援ツールの画面上で作成したファイルや受信した ファイルをダウンロードすることなく、そのまま送受信可 能な機能。	i)-(1)-9 i)-(2)-2
	4	所定フォーム による依頼受 付	(入力支援ツールの画面上で) 新スキームの依頼形式を共通フォームとして受け付ける機能。	i)-(2)-⑦
	5	依頼回答の進 捗管理、回答の 自動登録	調査依頼の回答が来た際に自動でデータを収納する機能。 (進捗管理、期日管理による督促、データ自動登録、登録 時のエラーチェック等を想定。Eメールを経由しなくても 済む。)	i)-(2)-⑥
	6	メールに対応 した送受信機 能	(相手先がシステムを利用しておらずメールのみの場合であっても、)メールでの送受信に対応できる機能。	i)-(2)-⑤
	7	登録データの 事後処理への 対応	一度登録したデータに対する変更・削除等の追加処理機能。	ii)—®
	8	公開型情報交 換	汎用品の法規制対応情報等、企業秘密に相当しない部分を 予め公開しておき、検索、閲覧できる機能。	ii)—④
	9	更新データの 自動配信	データが更新された場合、過去の配信先に対し、更新データが自動配信される機能。 受取側において、当該データが既に不要となっている場合、 その受取を拒否できる機能も付与。	ii)—①
	10	新スキームの ルールに基づ いたファイル の添付機能	新スキームのルール範囲内での、ファイル添付機能。(ルールにおいてファイル添付を認めない場合には本機能は搭載せず。)	ii)-9
	11	非定型、汎用情 報の情報交換	化学物質ハザード情報やリスク情報など、含有化学物質以 外の情報の授受に対応できるような追加定義・拡張性機能。	i)-(2)-① ii)-⑩
	12	マルチ言語対 応 海外での活用を視野に入れた、画面表記の多言語化。		i)-(2)-9
Wab 绘声	13	登録品の検索 検索キーの多	事前に登録済みの情報に対する検索機能の付与。 部番、品番だけでなく、企業 ID、事業所 ID、依頼者型番、	ii)-2
Web 検索	14	横祭キーの多 様化	部番、品番にけてなく、企業 ID、事業所 ID、依頼者望番、 メーカー型番等の多様な検索キーの付与。	ii)—⑥
送受信連携	15	JAMP-IT との 連携	JAMP-IT とも連携が可能な機能。情報授受、フォーマット変換等。	i)-(2)-®
	16	海外の主要シ ステムとの連 携	BOMCheck などの海外サイトとの連携が可能な機能。情報 授受、フォーマット変換等。	i)-(2)-⑨
	17	IMDS との連 携	IMDS とも連携が可能な機能。情報授受、フォーマット変換等。	i)-(2)-®
	18	個社システム との連携	個社システムと連携が可能な機能。情報授受、フォーマット変換等。	i)-(2)-10

機能分類	No.	要件	説明	機能リスト との対応
情成·管理	19	依頼自動受付 及び品番照合	製品データ提供依頼を自動受付し、品番照合する機能。顧客品番と自社品番、自社呼称と顧客呼称等で照合可能。(問い合わせ内容の製品によるが、部品の場合は、顧客品番と自社品番をマスタ管理し、照合することができ、かつその後の処理状況の証跡管理が可能。)	i) - (1) - ①、②
	20	担当者・部材の 自動割当、ワー クフロー	調査対象部品データを抽出し、依頼部品情報を確認し、照 会担当者を自動で割り当てる機能。(予め部材や担当者を登 録しておけば自動依頼する機能も付与。)	i) - (1) - 3, 4, 5, 6
	21	調査先の自動 割当、自動送信	調査対象部品データを抽出し、部材ごとに展開し、該当す る調達先を自動で割り当て、依頼情報を自動送信する機能。	i) - (1) - 7、8、⑩
	22	要求書を送付した部品データについて、部材毎に展開し、 部材回答状況 該当する調達先から回答を受領したかどうか確認できる機 確認、一括督促 能。 web とメールの併用により回答状況を確認できる機能。		i) - (1) - (1) (1), (12)
	23	部材回答自動 受付、エラー チェック 受領した情報が要求した情報なのかどうかを確認し、受 日を記録。基本的な間違いが無いかどうか自動確認する		i) — (1) — (3)、(4)
	24	登録済み製品 の調査依頼へ の自動回答	汎用品など事前に情報が登録されている製品への調査依頼 に対して、(人手を介さずに) 自動回答する機能。	i)—(1)—16
	25	異なるエリア ごとの調査依 頼に対する回 答の自動作成	新スキームにおける異なるエリアごとの調査依頼に対する 回答を自動作成できる機能。	i)—(1)—(15 i)—(2)—(4)
	26	材料 データベースへの登録	部材ごとに過去に受領した材料情報をデータベースへ所定 フォーマットで登録しておき、必要に応じて呼び出せる機 能。 提供元で情報の更新があった場合に自動更新されるため、 再調査依頼が不要となる。	i)-(2)-(3)
	27	汎用品の公開 型共通データ ベース	汎用品の情報を公開しておき、誰でもアクセスできるデータベースの機能。 試作品を作成する場合の材料探しなど、有益な参考情報となる。	i)—(2)—③
画面構成	28	操作画面、項目 の共通化	どの操作画面であっても、基本的な画面や項目は共通化しておくことにより、ユーザフレンドリな画面設計とする。	ii)—⑤
その他管理ツール	29	大容量データ への対応	大容量データでもデータの送受信が可能なようにバックグ ラウンドで分割送信、併合などが可能な機能。	ii)—⑦
	30	改ざんチェッ ク	chemSHERPA オーサライズの照合、検知機能。 登録済みの企業 ID 情報とのチェックを行う。	新規
データ構造	31	企業 ID、アカ ウント ID	公開型情報授受の場合は、企業 ID での特定を行い、依頼 回答型情報授受の場合はメールアドレスをもとにアカウン ト ID での特定を行う。(企業 ID として複数のアカウント ID を提供できるように検討。)	新規

3.4.3. IT システムに関する中小企業向けアンケート調査 【 手順 iv) 】

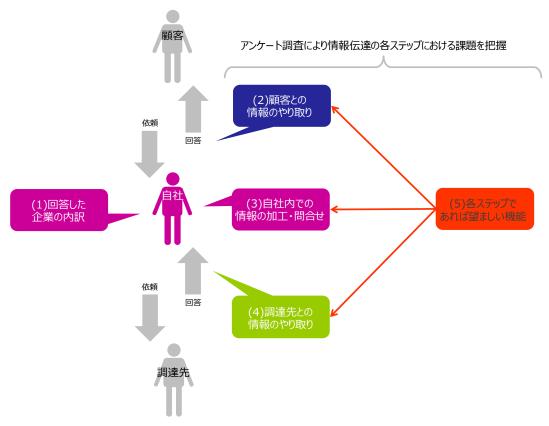
(1) アンケート調査方法

中小企業における含有化学物質の情報伝達の実態を調査するため、中小企業を対象としたアンケート調査を実施した。アンケートは計 18 間の質問から成り、回答者の大まかな属性を把握するためのセクションと、顧客や調達先との情報のやり取りや情報の作成・管理に関する課題を把握するセクション等から構成される。このアンケートを、情報伝達関連のセミナーの参加者やみずほ情報総研の実施する化学物質管理メールマガジン「ケミマガ」の読者、JAMP ユーザ等に対して依頼状を送付し、Web アンケートを通じて回答を得た。

アンケートは平成 27 年 2 月 6 日より実施し、3 月 23 日時点で計 234 の回答が得られた。

(2) アンケート項目の構成

アンケート票のうち情報授受や情報の作成・管理に関するセクションについては、下図に示す通り、含有化学物質の情報伝達における作業ステップにおいて企業の抱える課題に関して質問すると共に、有れば望ましい機能について質問した。それらの回答結果に基づき、ITシステムに必要な機能を把握することを試みた。なお、アンケート票を別添資料3に、アンケートの集計結果を別添資料4に示した。

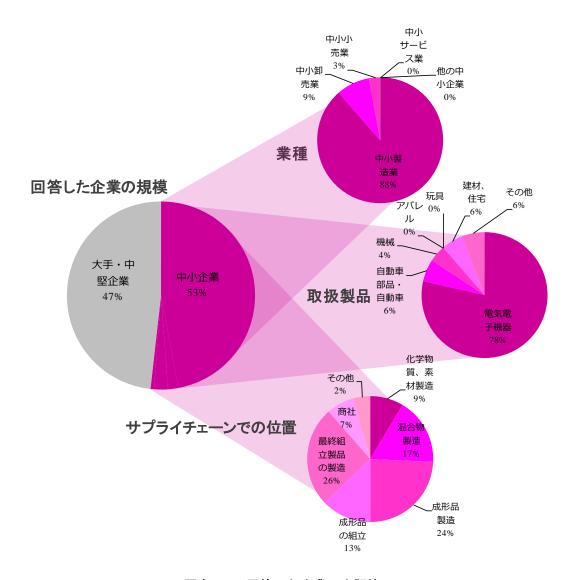


図表 3-7 アンケート調査による中小企業の課題把握プロセス

(3) アンケート結果

① 回答した企業の内訳

回答が得られた企業の業態、業種、取扱製品、サプライチェーンでの位置は下記図表の結果となった。

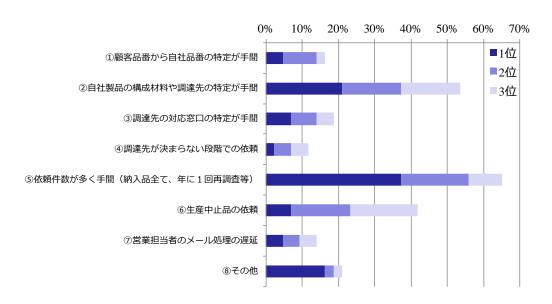


図表 3-8 回答した企業の内訳等

上図の通り、回答した企業のうち 53%が中小企業であった。中小企業のうち 88%が製造業であったことから、回答の大多数はメーカーからの回答であったことがわかった。取扱製品は電気電子機器が 78%がとなり、最も多い製品であった。一方、サプライチェーンでの位置は上流の「混合物製造」から下流の「最終組立製品の製造」までバランスの良い回答が得られた。一方、全体として、卸売業と小売業からの回答が少数に留まっており、今後の課題として、それらの業種からの回答をより充実させる必要性が示唆された。

② 顧客との情報のやりとり(情報授受)における課題

まず課題の1点目として、顧客から含有化学物質の情報の問合せや、自社で収集した情報の顧客へ返答等の「顧客との情報のやりとり」における課題に関して回答された結果を示す。



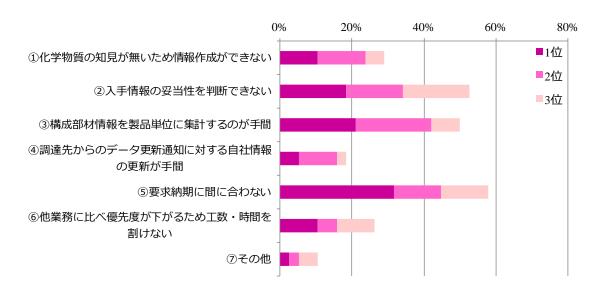
図表 3-9 顧客との情報のやりとりにおける課題

上図は、調達先との情報のやりとりにおいて想定される課題の中で、最も深刻だと認識されているものを上位3つまで選択し、その結果を集計したものである。

最も深刻と認識された項目のうち高い割合で回答が集中した項目は、「⑤依頼件数が多くて手間」、「②自社製品の構成材料や調達先の特定が手間」、等の課題であった。これらの課題については、例えば多数の依頼項目を同時処理し、それぞれの構成材料や該当する調達先を自動分配するシステムを構築することにより解決しうるものと考えられる。しかしながら、そもそも構成材料や該当する調達先の企業がどこなのか等の情報自体が不明であるケースも想定され、そのような場合はITシステムのみでは解決が困難だと考えられるため、本項目の回答結果の解釈には慎重を要する。

③ 自社内での情報の加工・問合せにおける課題

課題の 2 点目として、自社内で製品含有化学物質の情報収集や、それらを集約して製品含有化学物質の情報を作成する等の「自社内での情報の加工・問合せ」における課題に関して回答された結果を示す。



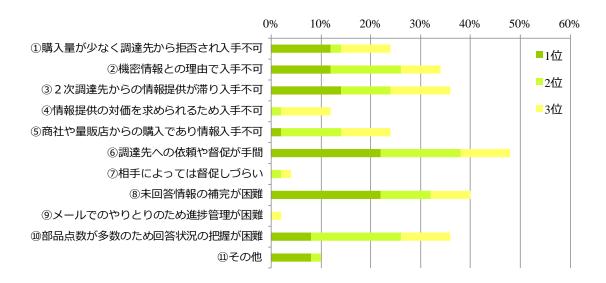
図表 3-10 自社内での情報の加工・問合せにおける課題

上図は、自社内での情報の加工・問合せにおいて想定される課題の中で、最も深刻だ と認識されているものを上位3つまで選択し、その結果を集計したものである。

最も深刻と認識された項目のうち高い割合で回答が集中した項目は、「⑤要求納期に間に合わない」、「③構成部材情報を製品単位に集計するのが手間」、「②入手情報の妥当性を判断できない」等の課題であった。これらのうち、②は情報の信頼性に関する課題であるため、例えば含有化学物質等の取扱ガイドライン等のルール整備の対応が必要だと想定され、IT システムだけでは解決できないと考えられる。一方、最も深刻と考えられている「⑤要求納期に間に合わない」、「③構成部材情報を製品単位に集計するのが手間」、等の課題に対しては、IT システムで解決しうる課題であると考えられる。

④ 調達先との情報のやりとりにおける課題

課題の 3 点目として、必要な含有化学化学物質の情報を有する調達先への問合せや、 調達先からの回答状況の管理等の「顧客との情報のやりとり」における課題に関して回 答された結果を示す。



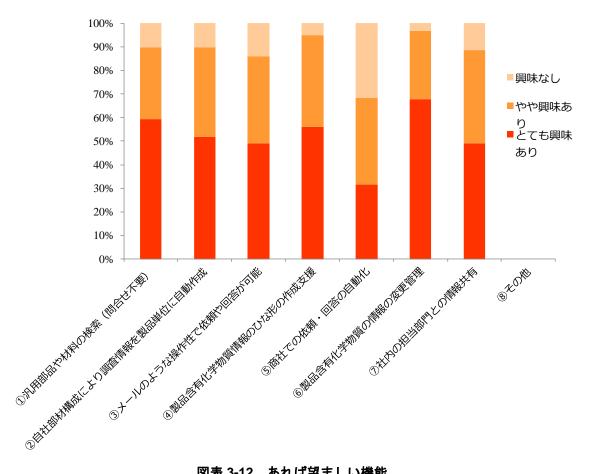
図表 3-11 調達先との情報のやりとりにおける課題

上図では、調達先との情報のやりとりにおいて想定される課題を選択肢として設定し、 回答者が最も深刻だと考える課題を上位3つまで回答した結果を集計したものである。

最も深刻と認識された項目のうち高い割合で回答が集中した項目は、「⑥調達先への依頼や督促が手間」、「⑧未回答情報の補完が困難」、「③2次調達先からの情報提供が滞り入手不可」等の課題であった。これらのうち⑧や③はそのそも情報を入手できていないので、IT システムのみでは解決できない課題と考えられる。一方、最も深刻と考えられている「⑥調達先への依頼や督促が手間」という課題に対しては、例えば未回答の調達先へ自動的に督促の連絡が届くシステム等を付与すれば解決しうる課題であると考えられる。

各ステップで、あれば望ましい機能 **(5)**

次に、(2)~(4)の各ステップを通して、業務の改善につながりうる機能や作業を支援す る機能等の「あれば望ましい機能」に対し、興味の度合いを質問した結果を示す。



図表 3-12 あれば望ましい機能

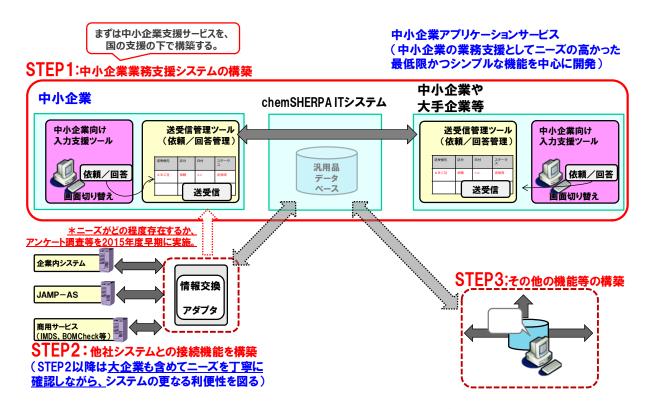
本質問では、ITWG において事前に検討した IT システムの機能リストを参考にし、(2) ~(4)の各ステップにおいて必要になりうる機能を各設問に設定し、回答者はそれらに対 する興味の度合いを3段階で順位付けした。

高い割合で「とても興味あり」と回答された機能は、「⑥製品含有化学物質の情報の変 更管理」、「①汎用部品や材料の検索(問合せ不要)」、「製品含有化学物質のひな形の作成 支援」等であった。

3.4.4. IT システムの実装イメージの検討 【 手順 v) 】

(1) IT システムの実装イメージに関する検討

以上の調査結果より、中小企業が抱える課題の全体像はおおまかに把握できた。これらの結果を参考にし、実際にどのようなITシステムを構築するべきかITWGで検討し、下記イメージ図を提案した。ただし、課題と機能の結び付けに関しては検討がまだ不十分であるとの指摘を受けており、今後、詳細な検討が必要である。また、全ての企業にとって「便利」な機能ではなく、ITシステムの費用を負担出来ないような中小企業にとって「助け」となる機能が必要であるとの指摘があり、その方針で更に導入イメージを具体化する必要がある。



図表 3-13 IT システム(chemSHERPA IT システム)の実装イメージ案(たたき台)

【参考:上図の提案内容】

本提案では、まず STEP1 として中小企業の業務や情報伝達を支援する「中小企業業務支援システム」を構築し、これまでの調査で必要だと判断された最低限の機能を搭載したコンパクトな IT システムとすることを検討している。次に STEP2 として JAMP-IT や個社システム等の既存システムとの接続機能を有した「情報交換アダプタ」を構築、また STEP3 として必要に応じて追加で機能を付与する計 3 段階の構築プロセスを踏むことを想定した。

一方で、本調査では補え切れなかった卸売業や大企業の課題やニーズ、中小企業が求める機能の具体 化等の追跡調査を 2015 年度から実施することを検討しており、実態を把握した上で各 STEP への進捗 判断や実施時期等を決定することを想定している。

(2) 今後あわせて検討すべき課題

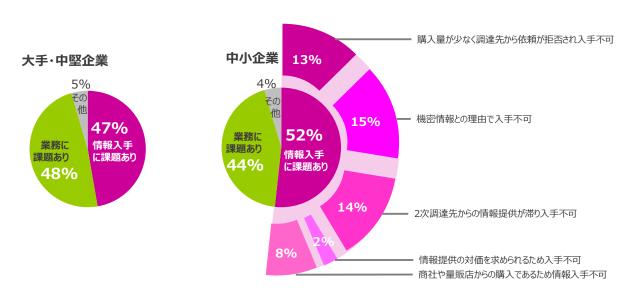
① 商社等の卸売業における課題

前節①で示したアンケート調査における回答企業の内訳結果からも明らかなように、 今回はサプライチェーン全体から回答を得ることに成功したが、ほとんどの業種は製造 業であり、商社等の卸売業からの回答は中小企業全体の9%に留まった。

卸売業はサプライチェーン全体に介在しうる業種であり、「卸売」という性質から企業 規模に対して取扱う製品量が多いのが特徴である。特に汎用品を専門に扱う商社では、 一時的にサプライチェーンにおいて含有化学物質情報が集約するため、含有化学物質の 情報伝達において重要な役割を担っておると考えられる。今後、IT システムに必要な機 能を検討するうえで、卸売業の抱える課題やニーズを把握することが肝要であり、継続 して調査が必要であると考えられる。

② 情報入手における課題

前節④で示した調達先との情報のやり取りにおいて、情報伝達する以前に情報が得られないと回答とした企業が多かった。3.2.(4)の設問では、回答者は調達先との情報のやりとりで深刻と考えられる上位 3 つの設問を選択したが、それらのうち何らかの理由で情報が入手できないと回答した割合を集計した結果を以下に示す。



図表 3-14 情報が入手できていない回答の割合

上図の通り、大手・中堅企業と比較し、中小企業の方が情報入手に課題があると回答した割合が高い結果となった。今後 IT システムの検討を進めるにあたって、そもそも取扱う含有化学物質の情報のうちどのくらいの情報が入手できていないのか、その大まかな割合を調査する必要があることが示唆された。情報が得られない場合は、IT システムだけでの解決は困難なため、例えば製品含有情報の取扱ガイドライン等を制定し、業界で足並みの揃った情報伝達の推進等を検討するといった IT システム以外の方策もあわせて検討していくことが望ましいと考えられる。

③ IT システムの利用者と協力者と今後の方針

IT システム WG で検討した結果、利用者は中小企業を対象とするべきであるとの方針となったが、最終的に情報が集約されるのは、サプライチェーンの最川下である最終組立企業であり、その多くは大手・中堅企業もそれらの企業に該当する。よって、IT システムにより中小企業を支援するうえで、大手・中堅企業の協力が不可欠であり、今後はそれらの企業における製品含有物質の情報伝達における課題やニーズを把握する必要がある。

3.5. まとめ

中小企業を対象としたアンケート調査の結果、サプライチェーン全体から回答を得ることができたが、業種のほとんどは製造業であり、卸売業からの回答が十分に得られなかったことが課題として提示された。また、中小企業において課題となっている事項の全体像は把握したが、それを解決するにあたりどのような機能が合致するか、より具体的なレベルで調査する必要性が示唆された。一方、様々な理由により情報がそもそも入手できていないケースが垣間見られ、その点における実態把握が望まれる。さらに、サプライチェーンの川下で情報が受領されなければITシステムによる情報伝達は成立しないため、最終的に情報が集約される最川下企業を中心とした大手・中堅企業の協力が必要であることが想定された。

今後は、中小企業をはじめ大手企業における情報伝達の実態を把握するために、追加調査 (アンケート調査及びヒアリング調査)を実施し、IT システムで解決できる課題と解決できない課題を明確にし、解決できる課題に対してはどのような機能が求められるか把握する必要があると考えられる。

一方、そもそも中小企業の参加を促すためには大企業の参加が不可欠との指摘があり、また、IT システムにより含有化学物質の情報伝達の効率化を実現するためには、サプライチェーンの最終川下企業を中心とした中堅・大手企業の協力が不可欠であることも想定される。これらを踏まえ、今後はユーザとして想定される中小企業や大手企業等に対しても追加調査が必要であると考えられる。

4. 新スキームの運用体制、新スキームへの移行ステップ・ スケジュールの検討

4.1. 検討方法

新スキームの運用体制、および新スキームへの移行ステップ・スケジュールの検討は、 新情報伝達スキーム検討会での議論に基づき、データ作成支援ツールの検証での関連意見 なども参考として実施した。

図表 4-1 新情報伝達スキーム検討会における主な検討課題

検討会	検討課題
第5回	✔ 運営組織に関する検討のキックオフ
第6回	✔ 組織体制と立ち上げ・活動のスケジュール (大日程)
第7回	✔ 組織体制の詳細検討(暫定体制・正式体制)
第8回	✓ 運営組織の機能と体制(暫定組織・正式組織)✓ 経営基盤(正式組織)✓ 法人格✓ スケジュール
第9回	✓ 経営基盤(正式組織)✓ 法人格✓ スケジュール
第 10 回	✓ 正式運営組織✓ スケジュール✓ 暫定組織立ち上げ準備(立上げメンバー候補の確認)

4.2. 新スキームの経営基盤に関する検討結果

新スキームの製品含有化学物質情報伝達スキームを継続的に運用するための経営基盤についての検討を実施した。

4.2.1. 収入に関する試算

はじめに、新スキームの運営組織が、物質リストやデータ作成支援ツールなどに関連して、ユーザ等が必要とすることが考えられるサービスやサポートとして提供可能なことを洗い出した。その中で受益者が限定的な施策、あるいは整備・提供に一定の経費が継続的に必要な施策といった観点から、有償で提供することが考えられるサービスやサポートを抽出し、現在提供されている関連のサービスの価格を参考に、有償での提供によって期待できる収入を事業収入ケーススタディ①として、試算を試みた。結果を以下に示す。

有償提供が可能と想定したサービスやサポートの中でも、仕様や提供規模の想定が難しいものについては、収入概算合計には加えなかった。

また、試算においては、立上げ期として 2015 年度から 2017 年度、普及期 2018 年度から 2020 年度、維持拡充期として 2021 年度以降の 3 つの期間を設定することとした。この 3 期間については、他の試算でも同様の設定とした。

次に、経営基盤となる収入の柱として、新スキーム運営組織を構成する会員からの会費収入について検討した。旧・グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)やアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の会員区分、会費設定、参加の想定される会員を設定し、会費収入ケーススタディ①として、試算してみた。結果を以下に示す。

図表 4-2 事業収入の試算ケース①

EXT TANNOMAL NO										
	無償提供を 想定するサービス	有償提供も 想定可能なサービス	収入見込み概算 (普及期)	FY2015- FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018- FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)				
新スキームの概 要に関する情報		_	_							
ツール	 データ作成支援ツール(基本版・本体) 操作/入力マニュアル、利用ルール FAQ ヘルプデスク(正会員) 	追加版) - ツール講習 (集合・出張/アウトソース) - ツールの詳細解説資料 - 社内・研修向け教材	高機能ツールの有償提供 5000 円/y×3000 本=1500 万円		1,500	2,500				
			ツール研修 3万円×240人/y= <u>720万円</u> * ツール研修のアウトソース 5000円×240人/y= <u>120万円</u> * (教材販売)	840	240	240				
			資料・教材の販売 20000円×50セット/y=100万円							
物質リスト	データ作成支援ツールの外部リスト基本説明資料	社内システム用ソフトウェア・システム開発向け	物質リストデータ提供 20 万円/y×40 社= <u>800 万円</u> * 40 万円/y×5 社= <u>200 万円</u> *	1,000	1,000	1,000				
互換ソフトウェ ア・システム開 発者向け情報提 供	_	社内システム用標準仕様書等ソフトウェア・システム開発向け標準仕様書等	10 万円×20 社=200 万円							

	無償提供を 想定するサービス	有償提供も 想定可能なサービス	収入見込み概算 (普及期)	FY2015- FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018- FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
互換ソフトウェ ア・システム認 定/紹介	_	- 認定/紹介	ソフトウェア等紹介 (Directory) 1万円/y×5 社=5 万円			
広告	_	- ウェブサイトへの広告掲載	ウェブサイトへの広告 10 万円/y×5 社=50 万円			
	収入概算の合計					3,740

図表 4-3 会費収入の試算ケース(会員数: 2013 年度の JAMP 会員数を参考に想定)

会費区			企業規模 (従業員数)	会費	主なメリット	収入見込 概算 (FY2017)	FY2016 FY2017 立上げ期	FY2018- FY2020 普及期	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
分		A	1 人以上 400	6 万円/y	- 総会議案に対する議決権(1社1票) - 委員会・WGへの参加資格	6×140 = 840 万円	(万円/y) (FY2017 の 9 割) 840	(万円/y) 840	
	正会員	В	400 人以上 1000人未満	12 万円/y	- ヘルプデスク(メール、上限設定) - (ユーザ会員のメリットを含む)	12×70 = 840 万円	(FY2017 の 9 割) 840	840	
企業		C	1000 人以上	18 万円/y		18×130 = 2340 万円	(FY2017 の 9 割) 2340	2340	
会員	ユーザ 会員		企業規模等 に関係なく 定額	2 万円/y	 活動の最新情報の提供 講習・セミナー等への優待価格参加 企業情報のWEBでの公開(製品情報、講習等受講歴、含有化学物質情報提供可否、CiP管理状況(自己適合宣言)、企業URL等) 	2×70 = 140 万円	(FY2017 の 9 割) 140	140	毎年 1 割減
団体会員			公益法人、業 界団体等	36 万円/y	活動の最新情報の提供(会員への 展開可)委員会・WGへのオブザーバ参加 資格	36×5 = 180 万円	(FY2017 の 9 割) 180	180	
						計	(FY2017 の 9 割) 4340	4340	-

4.2.2.支出に関する試算

データ作成支援ツール

新スキームの運営に要する主な経費として、物質リストの作成作業、 翻訳等の文書整備、 様々な情報発信とよびウェブサイトの構築、調査費、 会議費、旅費等を想定した。 また、事務局スタッフの人件費を計上した。事務局スタッフの工数の想定は下表の通りである。

図表 4-4 事務局の活動規模の想定ケース①

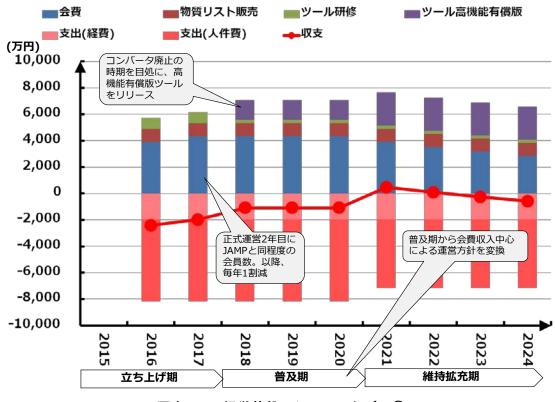
費目	事務局長 (常駐)	事務局員 A (8 日/月)	事務局員 B (8 日/月)	スタッフ (常駐)
ステアリング・コミッティ準備	2	1	1	5
ステアリング・コミッティ会合	1	1	1	
技術 WG①(物質リスト)	1	1		1
技術 WG②(ツール)	1		1	1
技術 WG③(CiP マネジメント)	1			1
企画 WG①(普及)	1			1
事業企画	1			1
ツール研修	2		2	4
会員への情報提供	2	1	1	3
渉外活動	4			
物質リスト改訂		3		
ヘルプデスク対応	4	1	2	3
作業日数合計(1月あたり)	20	8	8	20

支出の試算結果を下表に示す。

ここまでに試算を行った収入と支出の試算ケースの組合せによる収支のケーススタディ① の結果を次図に示す。

図表 4-5 支出の試算ケース① (事務局スタッフの活動はケース①による)

	費目		FY2015-FY2017 立上げ期(万円/y)	FY2018-FY2020 普及期(万円/y)	FY2021- 維持拡充期(万円/y)
データ作成支援ツール	保守/改修、高機能版開発(残額は積立)		500	500	500
物質リスト	更新/基準変更対応		400	400	400
文書整備	翻訳		200	200	200
情報発信・ウェブサイト	保守/改修、サーバホスティング		250	250	250
調査費	調査委託		80	80	80
	資料購入		20	20	20
会議費	ウェブ会議システム、貸し会議室・ホール		200	200	200
旅費	海外・国内出張費		150	150	150
その他	印刷製本		150	150	150
	商標登錄関係		20	20	20
		小計	1,970	1,970	1,970
事務局経費	事務費		200	200	200
	人件費・事務局長(専任、常勤1名)		3,500	3,500	3,500
	人件費・事務局員 A(非常勤、2 日/週)		1,000	1,000	1,000
	人件費・事務局員 B(非常勤、2 日/週)		1,000	1,000	
	人件費・事務局スタッフ(常勤1名、派遣等)		500	500	500
		小計	6,200	6,200	5,200
	試算合計		7,170	7,170	6,170



図表 4-6 経営基盤のケーススタディ① (事業収入ケース①、会費収入ケース①、支出ケース①)

このケーススタディでは、主な収入として、当初から会員から徴収する会費、物質リストの販売収入、データ作成支援ツールの研修費用を想定し、普及期以降にデータ作成支援ツールの高機能版を有償で配付することによる収入を追加想定している。新スキームの仕様などが確定した後には、会員数が逓減することも織り込み済みの試算となっているが、経営基盤を確保し、新スキームの運営を継続できるような結果となっている。

この試算に対し、いくつかの意見が寄せられたため、さらに追加のケーススタディを行った。

第一の変更点は、収入見込みである。事業収入ケース①では、高機能のデータ作成支援ツールの提供を、1 本当たり 5,000 円/年で 3,000 本とした。これに対して、追加ケースとして、基本ツールをすべて有償で提供(1,000 円/年で 10 万本)する事業収入の試算ケース②、高機能ツールの配付数を 1 万本とする事業収入の試算ケース③である。

データ作成支援ツールの有償化については、新スキームの普及の面からは少なくとも立ち上げ期においては回避したいところであるが、一方では収入としては試算の通り、大きな収入が見込まれる。

有償配付の際の価格の設定も問題となるが、試算においては、大規模な開発に要する開発費用を計上しない、少額の課金・徴収や管理にも一定のコストが必要となるが想定が難しいため計上しないこととし、その差し引きとしてツールの有償配付時の価格を比較的安

価な設定としている。安価な設定でも、新スキームが普及し、その基本となるデータ作成 支援ツールに課金するとまとまった収入が見込まれることがわかる。

変更点の二つ目は、事務局の施策遂行能力のアップである。基本的に事務局だけで、新スキームの運営に必要な全ての活動を行うことのできるスタッフを置くこととした。この想定に基づく事務局スタッフの工数の想定②は、次ページの通りである。この工数による事務局

図表 4-7 事務局の活動規模の想定②

費目	事務局長(常駐)	事務局員 C (常駐)	事務局員 D (常駐)	事務局員 A (8日/月)	スタッフ (常駐)
ステアリング・コミッティ準備	4	4	4		5
ステアリング・コミッティ会合	1	1	1		1
技術 WG①(物質リスト)	1	1		4	1
技術 WG②(ツール)	1	3	2		1
技術 WG③(CiP マネジメント)	1	3	2		1
企画 WG①(普及)	1	1	3		1
事業企画	3	1	3		1
ツール研修	1	2	1		4
会員への情報提供		1	1		3
涉外活動	5				
物質リスト改訂				3	
ヘルプデスク対応	2	3	3	1	2
作業日数合計(1月あたり)	20	20	20	8	20

図表 4-8 事業収入ケース①における収入見込(関連部分の再掲)

	無償提供を想定	有償提供も想定可	収入見込み概算 (普及期)	FY2015- FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018- FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
ツール	- データ作成支援ツール (基本版・本体) (以下省略)	信・電子署名対応等の機能			1,500	2,500

図表 4-9 基本ツール有償配付による収入見込みに関する設定(事業収入ケース②)(上表に該当する部分)

	無償提供を想定	有償提供も想定可	収入見込み概算 (普及期)	FY2015- FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018- FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
ツール	- データ作成支援ツール (基本版・本体) (以下省略)	受信・電子署名対応等の	基本ツールの有償提供 1,000 円/y×100,000 本 =10000 万円		10,000	15,000

図表 4-10 高機能ツール有償配付による収入見込みに関する設定(事業収入ケース③)(上表に該当する部分)

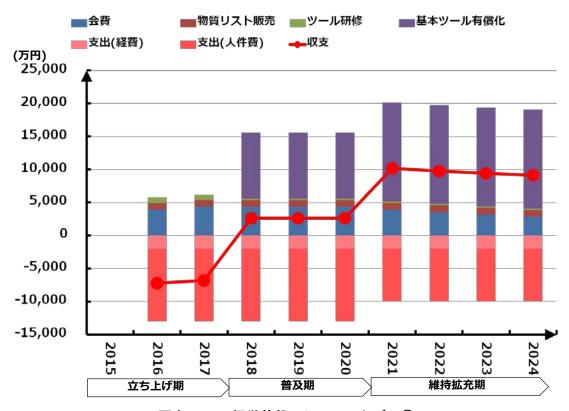
	無償提供を想定	有償提供も想定可	収入見込み概算 (普及期)	FY2015- FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018- FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
ツール	- データ作成支援ツール (基 本版・本体) (以下省略)	受信・電子署名対応等の	高機能ツールの有償提供 5,000 円/y×10,000 本 =5000 万円		5,000	7,500

図表 4-11 ケーススタディ①における事務局人件費見込

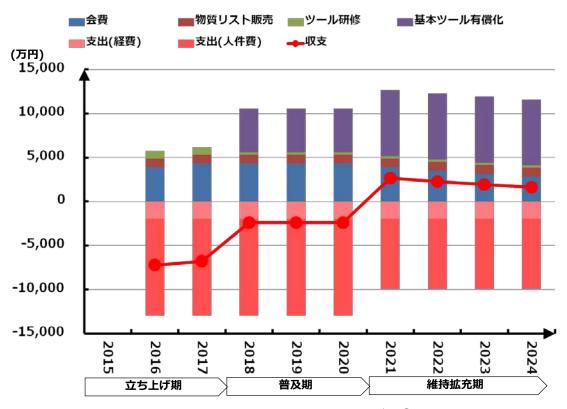
	費目	FY2015-FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018-FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
事務局経費	人件費・事務局長(専任、常勤1名)	3,500	3,500	3,500
	人件費・事務局員 A(非常勤、2 日/週)	1,000	1,000	1,000
	人件費・事務局員 B(非常勤、2 日/週)	1,000	1,000	
	人件費・事務局スタッフ(常勤1名、派遣等)	500	500	500

図表 4-12 支出の試算ケース① (事務局人件費の増額、事務局の活動規模の想定ケース②)

	費目		FY2015-FY2017 立上げ期 (万円/y)	FY2018-FY2020 普及期 (万円/y)	FY2021- 維持拡充期 (万円/y)
事務局経費	人件費・事務局長(専任、常勤1名)		3,500	3,500	3,500
	人件費・事務局員 C(専任、常勤)		3,000	3,000	3,000
	人件費・事務局員 D(専任、常勤)		3,000	3,000	
	人件費・事務局員 B(非常勤、2 日/週)		1,000	1,000	1,000
	人件費・事務局スタッフ(常勤1名、派遣等)		500	500	500



図表 4-13 経営基盤のケーススタディ② (事業収入ケース②、会費収入ケース①、支出ケース②



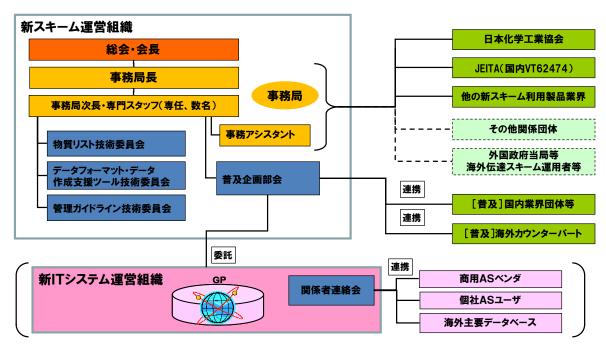
図表 4-14 経営基盤のケーススタディ③ (事業収入ケース③、会費収入ケース①、支出ケース②

経営基盤のケーススタディ②および③では、事務局スタッフの人件費を大幅に増額したことから、特に立ち上げ期の収支が悪化している。これに対しては、ツールの有償化の時期を早める、事務局メンバについては収支バランスを取りながら増員するなどの方法で対処することが考えられる。

以上の収支に関するケーススタディからは、収入として、各種サービス・サポートの提供による事業収入と会費の収入を想定する必要があり、特にツールの有償化を検討する必要があることが示された。

4.2.3. 新スキームの運営体制に関する検討結果

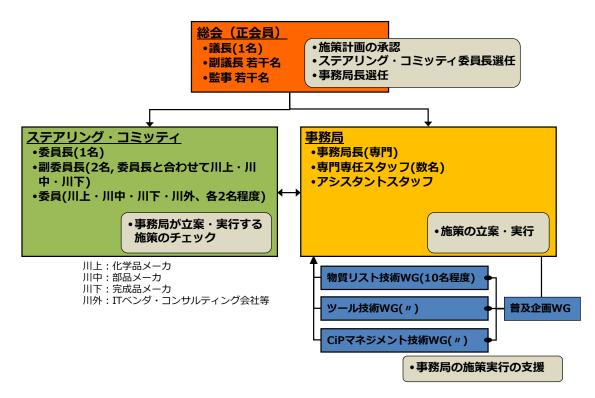
新スキームの運営体制については、昨年度の研究会において、下図のような運営体制案が示された。これは、自ら決定し施策を実行できる「強力な事務局」機能を実現するための案として位置づけられる。



図表 4-15 アジア研究会における運営体制案

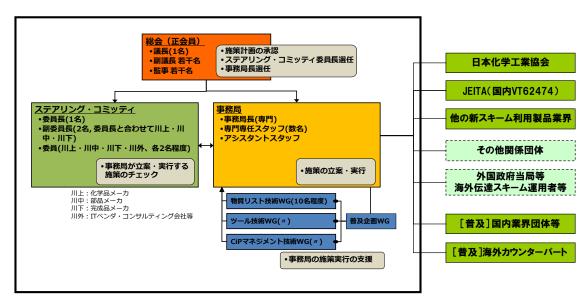
本年度の検討においては、「強力な事務局」機能の実現を前提とした上で、実際に新スキームの運用と普及等の施策を実施できる運営体制について検討した。アジア研究会の運営体制案の「強力な事務局」機能に対する懸念として、極端な場合には事務局が独善的に意志決定を行ってしまう可能性があり、事務局の活動をチェックし、必要に応じ勧告する機能の必要性が認識された。これを担保する機能として、ステアリング・コミッティを設置することとした。

総会によって選任された委員長が組織するステアリング・コミッティ(委員は正会員から委員 長が選任)が、同じく総会の選任による事務局長が組織する事務局が立案・実行する施策をチェッ クし、必要な場合には勧告をする。具体的な施策を実行する事務局の支援として、正会員から事 務局長がメンバを選任する WG を事務局の下に設置し、具体的な施策について支援を得るもの とする。新スキームの運営体制(内部)を下図に示す。



図表 4-16 新スキームの運営体制案

また、外部のステークホルダ等に対する渉外、関係構築、連携も事務局が担当することから、外部組織との関係も書き込んだ運営体制は下図のようになる。



図表 4-17 新スキームの運営体制案(外部組織との関係を含む)

以上の組織について、規約の形(関連部分のみ)にまとめたものを以下に示す。

新スキーム規約(組織体制に関わる事項のみ)

議長、副議及び監事

- 1. 以下の役員を置く。
 - (1)議長 1名
 - (2)副議長 若干名
 - (3)監事 若干名
- 2. 議長は、総会を主宰し、会務の統轄及び運営にあたる。
- 3. 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4. 監事は、収支決算書の監査を行う。
- 5. 議長、副議長及び監事は、総会において選任する。
- 6. 議長、副議長及び監事の任期は2年とし、当該年度の総会において選任する。ただし、再任 を妨げない。
- 7. 議長、副議長及び監事が任期の途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任任期を引き継ぐものとする。
- 8. 前項規定の手続きは以下のように行う。
 - (1)議長の場合、総会において選任する。
 - (2)副議長及び監事の場合、議長が選任する。

総会

- 1. 総会は、正会員をもって構成する。
- 2. 総会は、議長、副議長及び監事の選任、事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議し、決定する。
- 3. 総会は、毎年1回以上開催する。
- 4. 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の半数の同意で議決するものとする。
- 5. 議長、副議長及び監事は、総会において選任する。
- 6. 総会を欠席する正会員は、議決権を議長に委任することができる。委任状を提出した場合その正会員は出席したものとみなす。

ステアリング・コミッティ

1. ステアリング・コミッティ(以下SC)を置き、次の者をもって構成する。

(1)SC 委員長(以下、委員長)

1名

(2)SC 副委員長(以下、副委員長)

2名

(3)SC 委員(以下、委員)

15 名以内

- 2. 委員長、副委員長は、正会員の内から議長が選任し、委員は正会員の内から委員長が選任する。
- 3. SC は、総会で決定された施策について、事務局による実行を管理すると共に、施策の具体的な実施方法などを立案することを役割とする。
- 4. SC は、委員長が必要と認めた場合に開催する。
- 5. <議長、副議長及び監事>の6項及び7項の規定は、委員長、副委員長及び委員の任期に準用する。
- 6. SC は、構成者の過半数の出席をもって成立し、出席者の三分の二の同意で議決するものとす

る。

- 7. 委員長は、必要と認めた場合、SC にアドホックグループを置くことができる。
- 8. アドホックグループのメンバは、正会員の内から委員長が選任する。

事務局

1. 事務局を置き、次の者をもって構成する。

(1)事務局長 1名

(2)事務局員 若干名

- (3)事務局サポートスタッフ 若干名
- 2. 事務局長は、議長が選任し、事務局員等は事務局長が選任する。
- 3. 総会で決定された施策を実行する。そのために下記を行う。
 - (1)必要に応じて技術ワーキンググループ(以下、技術 WG) を設置し、施策の実行の技術的な検討を行う。検討課題に応じて、複数の技術 WG を設置することができる。
 - (2)必要に応じて企画ワーキンググループ(以下、企画 WG)を設置し、施策の実行における事業的な側面や普及のための企画検討を行う。検討課題に応じて、複数の技術 WG を設置することができる。
 - (3)運営に係る諸規定類の整備及びその他必要とされる事項の処理。
- 4. <議長、副議長及び監事>の6項及び7項の規定は、事務局長、事務局員の任期に準用する。
- 5. 事務局の施策実行における判断は、技術 WG、企画 WG の意見をふまえて、事務局内で協議の上、事務局長が行う。

技術 WG

- 1. 事務局の判断により、施策の実行の技術的な検討を行うために技術 WG を置くことができる。
- 2. 技術 WG は、主査1名をおき、必要に応じて副主査を置くことができる。
- 3. 技術 WG 主査は、正会員の内から事務局長が選任する。
- 4. 技術 WG 副主査及び技術 WG 委員は、技術 WG 主査の意見をふまえて、正会員の内からが 事務局長が選任する。
- 5. 技術 WG は、事務局長又は技術 WG 主査が必要と認めた場合に開催する。
- 6. <議長、副議長及び監事>の 6 項の規定は、技術 WG 主査、副主査及び技術 WG 委員の任期 に 淮田する
- 7. 技術 WG は、構成者の過半数の出席をもって成立し、出席者の三分の二の同意で議決するものとする。

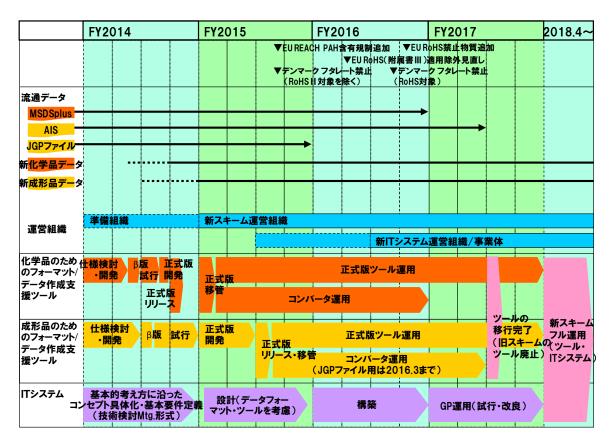
企画 WG

- 1. 事務局の判断により、施策の実行における事業的な側面や普及のための企画検討を行うため に企画 WG を置くことができる。
- 2. 企画 WG は、主査1名をおき、必要に応じて副主査を置くことができる。
- 3. 企画 WG 主査は、正会員の内から事務局長が選任する。
- 4. 企画 WG 副主査及び企画 WG 委員は、企画 WG 主査の意見をふまえて、正会員の内から事務局長が選任する。
- 5. 企画 WG は、事務局長又は企画 WG 主査が必要と認めた場合に開催する。
- 6. <議長、副議長及び監事>の 6 項の規定は、企画 WG 主査、副主査及び企画 WG 委員の任期 に進用する。
- 7. 企画 WG は、構成者の過半数の出席をもって成立し、出席者の三分の二の同意で議決するも

のとする。

4.2.4. 新スキームへの移行ステップ・スケジュールに関する検討結果

新スキームへの移行ステップ・スケジュールについては、昨年度の研究会において、下図のような案が示された。

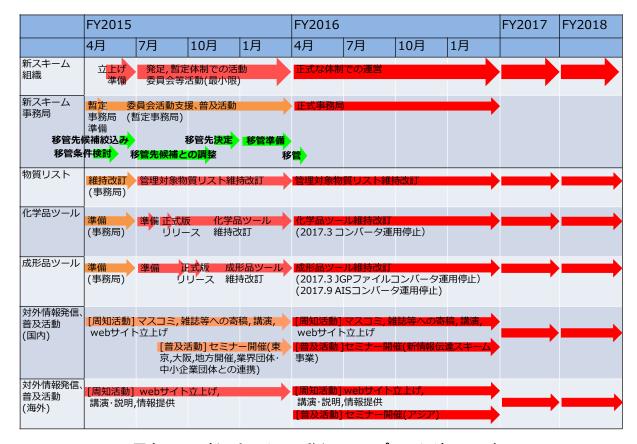


図表 4-18 アジア研究会における新スキームへの移行ステップ・スケジュール案

本年度の業務では、IEC62474 に準拠したデータフォーマットを定め、物質リストを試作し、化学品および成形品のデータ作成支援ツールの β 版を作成し、試行を実施した。昨年度作成のスケジュールでは、化学品のデータ作成支援ツールの開発が先行する計画をなっているが、ツールの仕様を検討した結果、同時並行での開発が効率的と判断されたことから、ほぼ成形品と横並びのスケジュールで開発、試行が行われた。仕様的には、構造を有する成分情報とそれに基づいてエリアとして設定される遵法判断情報の作成機能等を有する成形品のデータ作成支援ツールに対して、一様の成分情報のみのデータとなる化学品のデータ作成支援ツールはシンプルな構造で、完成度も実用段階レベルのものとなっており、実質的な遅れはほぼないといえる。

2015年度は、上期にデータ作成支援ツールの検証をもう一度行った上で、正規版を開発する。 同時に、物質リストも正規版のリリースに合わせて、最新の法規制に合わせた正規の物質リスト を用意し、以後年2回の改訂で最新の法規制に対応する。データ作成支援ツールに関連する下 期の活動は、普及である。

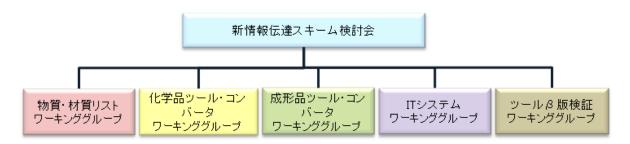
2015年度に実現することができなかったのは、正式な運営組織へのデータ作成支援ツール等の移管である。これについては、2015年度は暫定の運営組織を立ち上げ、データ作成支援ツールの正規版の開発や普及を担当し、2016年4月に正式な運営組織に成果を移管することとした。以上の検討結果をまとめた、新スキームへの移行ステップ・スケジュールは下図の通りである。



図表 4-19 新スキームへの移行ステップ・スケジュール案

5. ワーキンググループの開催

2章~5章で行った検討は、新情報伝達スキーム検討会と下記に示すワーキンググループを通じて行った。



図表 5-1 新情報伝達スキームの検討体制

検討会とワーキンググループの役割分担は以下の通りである。

- ✓ 基本的な方針の決定は検討会で行う(必要な場合)。
- ✓ ワーキンググループでは技術的な検討や詳細の検討を行い、検討結果の承認は検討会で行う。
- ✓ ワーキンググループで議論がまとまらない場合は、検討会で決定する。

検討会および各ワーキンググループの開催履歴を図表 5-2~図表 5-7 に示す。また検討会の委員一覧を図表 5-8 に示す。ワーキングループのメンバはここでは省略する。

	日	議題
第1回 (成形品ツール WG・化学品ツー ル WG 拡大会)	平成26年6月13日(金)	(1)今年度の検討体制、全体計画(2) 新スキームデータ作成支援ツール・コンバータ開発計画(3)その他 ・ISO 化にむけての動き ・新スキームのネーミング ・次回以降の開催日
第2回 (成形品ツール WG・化学品ツー ル WG 拡大会)	平成26年7月3日(木)	(1)データ作成支援ツール・コンバータに関する4つの議案について (2)データ作成支援ツール・コンバータ要件定義について (3)その他 ・Aidan 氏との会合について ・物質・材質リスト WG の状況について ・運用ルールについて
第3回	平成26年8月5日(火)	(1)全体の進捗報告 (2)データ作成支援ツール・コンバータの進捗状況報告 (3)物質リストについて (4)運用ルールについて (5)その他

図表 5-2 新情報伝達スキーム検討会開催概要

0	日	議題
第4回	平成26年8月28日(木)	(1)データ作成支援ツール・コンバータの進捗報告および外部設計確認 (2)物質リストについて (3)運用ルールについて (4)新スキームの名称について (5)その他
第5回	平成26年9月26日(金)	(1)全体進捗について (2)物質リストについて (3)運用ルールについて (4)運営体制について (5)その他
第6回	平成26年10月31日(金)	(1)情報公開内容について ・物質リスト(HPでのパブコメ対象) ・新スキームデータ作成支援ツール・コンバータ概要説明(HPでの公開資料) ・新スキーム概要(IEC62474 ワークショップ用資料) (2)運用体制について (3)運営ルールについて (4)IT システムについて (5)「β版試行」及び「ツールβ版検証WG」について (6)その他 ・その他の進捗状況 ・新スキームの名称について ・「グリーン調達基準調査」(JEMAI 受託事業)について
第7回	平成26年11月26日(水)	 (1) 全体進捗とツール開発状況 (2) 化学品ツールβ版について(デモ) (3) 「β版試行」及び「ツールβ版検証WG」について (4) 運用体制について (5) 運営ルールについて (6) IT システムについて (7) その他 IEC ワークショップの結果 ・成形品ツールについてのご相談事項
第8回	平成26年12月24日(水)	 (1) 全体進捗とツール開発進捗報告 (2) 成形品ツールβ版について(デモ) (3) 運用体制について (4) 運営ルールについて (5) 意見募集結果について (6) IEC 対応について (7) 「製品含有化学物質における調達基準の実態調査」中間報告 (8) その他 ・IT システムについて
第9回	平成27年2月9日(月)	 (1)全体進捗とツール開発、β 版評価進捗状況報告 (2) JAMP として検討した課題について (3)運用体制について (4) IT システムについて (5) IPC との調整状況と IEC MT62474の状況報告 (7)「製品含有化学物質における調達基準の実態調査」中間報告 (8)物質リストWG検討報告 (9)その他 ・新スキーム名称について ほか

	日	議題	
第10回	平成27年3月19日(木)	(1) ツール開発、ツールβ版評価結果報告(2) 運用体制について(3) IT システムについて(4) 中小企業支援の在り方について(6) 来年度の予定	

図表 5-3 新情報伝達スキーム 化学品ツール・コンバータ WG 開催概要

	B	議題			
第1回 (第1回検討会 と合同開催)	平成26年6月13日(金)	(第1回 新情報伝達スキーム検討会参照)			
第2回	平成26年6月17日(火)	(1)新ツールの基本的な考え方の認識合わせ (2)業務上課題の再確認と対応検討 (3)個別課題の説明と検討の依頼			
第3回	平成26年6月27日(金)	(1)要件定義書レビュー(化学品部分) (2)質疑応答			
第4回 (第2回検討会 と合同開催)	平成26年7月3日(木)	(第2回 新情報伝達スキーム検討会参照)			
第5回	平成26年7月30日(水)	(1)現在作業状況と今後の進め方の共有 (2)ツール操作・画面遷移確認 (3)新スキーム出力仕様の確認 (4)残課題と対応内容の確認 (5)質疑応答			
第6回	平成26年8月20日(水)	(1) 基本情報画面の確認 ・画面全体レビュー ・帳票レイアウトレビュー ・マスタ関連レビュー (2) 成分情報画面の確認 ・画面全体レビュー ・マスタ関連レビュー (3) 各処理仕様の確認 ・新スキーム入出力仕様レビュー ・コンバート機能レビュー(MSDSPlus) (4) その他 ・残課題確認 ・今後の進め方確認			
第7回	平成26年9月9日(水)	(1)進捗及び今後の進め方の共有(2)前回 WG ご指摘事項の対応説明(3)α版評価(11月)内容の検討(4)質疑応答、その他			
第8回	平成26年10月21日(火)	(1)構築フェーズの作業状況のご報告(2)課題検討(3) α 版評価の進め方(案) について			
第9回	平成26年11月4日(火)	(1) 構築フェーズ開発進捗 、機能実装状況、α版評価の進め方 (2) 操作説明(インストール方法、基本的操作手順、エラーチェック内容等) (3) その他			

	日	議題		
第 10 回	平成26年11月25日(火)	(1)構築フェーズ開発進捗 、機能実装状況(2)課題の検討(3) β 版評価について(お知らせ)		
第 11 回 (第 14 回成形品 ツール・コンバー タ WG と合同開 催)	平成27年3月13日(金)	(第 14 回成形品ツール・コンバータWG参照)		

図表 5-4 新情報伝達スキーム 成形品ツール・コンバータ WG 開催概要

	日	議題			
第1回 (第1回検討会 と合同開催)	平成26年6月13日(金)	(第1回 新情報伝達スキーム検討会参照)			
第 2 回	平成26年6月19日(木)	 (1)ツール開発方針の確認 (2)課題検討① ・成分→規制情報変換について (3)課題検討② ・①以外の課題について (4)成形品ツール機能一覧等のご説明 			
第3回	平成26年6月27日(金)	(1)要件定義書レビュー (2)質疑応答 ・6/26までに頂いたご質問へのご回答 ・検討会への審議依頼事項の認識合わせ ・今後の予定			
第4回 (第2回検討会と 合同開催)	平成26年7月3日(木)	(第2回 新情報伝達スキーム検討会参照)			
第5回	平成26年7月10日(木)	(1)現在作業状況と今後の進め方の共有 (2)要件定義フェーズ残課題と対応の共有 (3)画面に必要な情報項目の検討 (4)WGメンバへの検討ご依頼事項			
第 6 回	平成26年7月23日(水)	 (1)ツール操作・画面遷移 (2)新スキーム出力仕様 (3)承認(署名欄)仕様 (4)成分→規制変換仕様の実現範囲 (5)外部リスト化対象情報(案) (6)課題一覧(残課題と対応内容確認) 			
第7回	平成26年8月7日(木)	(1)成分情報画面の確認 (2)規制情報画面の確認 (3)コンバート機能の確認(JGPSSI,AIS) (4)複合化機能の確認 (5)残課題の確認			
第8回	平成26年8月20日(水)	(1)成分情報画面の確認 ・前回ご指摘事項レビュー ・マスタ関連レビュー (2)規制情報画面の確認			

	日	議題			
		 ・前回ご指摘事項レビュー ・マスタ関連レビュー (3)各処理仕様の確認 ・成分→規制変換機能レビュー ・複合化機能レビュー ・入出力一覧レビュー (4)その他 ・残課題確認 ・今後の進め方確認 			
第9回	平成26年9月16日(火)	(1)進捗及び今後の進め方の共有(2)前回 WG からの変更点のご説明(3)α版評価(11月)内容の検討(4)質疑応答、その他			
第 10 回	平成26年10月21日(火)	(1)構築フェーズの作業状況のご報告(2)課題検討(3)α版評価の進め方(案)について			
第 11 回	平成26年11月4日(火)	(1) 構築フェーズ開発進捗 、機能実装状況、α版評価の進め方(2) 操作説明(インストール方法、基本的操作手順、エラーチェック内容等)(3) 成分⇒規制変換の説明(4) 仕様変更検討(5) その他			
第 12 回	平成26年11月25日(火)	(1)構築フェーズ開発進捗、機能実装状況(2)課題の検討(3) β 版評価について(お知らせ)			
第 13 回	平成26年12月22日(月)	 (1)作業進捗の報告 (2)課題対応について ①12/22 リリース機能の抜粋紹介 ②ご指摘課題の確認 (3)今後の進め方について ① β 版試行の予定 ②3 月までの対応課題の確認 			
第 14 回(第 11 回 化学品ツール・コ ンバータ WG と 合同開催)	平成27年3月13日(金)	データ作成支援ツールの追加開発項目の確認			

図表 5-5 新情報伝達スキーム物質・材質リスト WG 開催概要

	日	議題
第1回物質・材質リストWG	平成26年7月1日(火)	(1) 新情報伝達スキームにおける物質リストの対象範囲 ・法規制・業界基準の選定、選定基準 ・化合物等の CAS 展開 など (2) 物質リスト収載物質に関する情報伝達の閾値 (3) 物質リストの維持管理 ・更新頻度、時期 ・維持方法、コスト など (4) その他

	В	議題
第 2 回物質・材 質リスト WG	平成26年7月 10 日(木)	(1) 新情報伝達スキームにおける物質リストの対象範囲(つづき) ・法規制・業界基準の選定、選定基準 ・化合物等の CAS 展開 など (2) 物質リスト収載物質に関する情報伝達の閾値 (3) 物質リストの公開方法、維持管理 ・物質リスト情報の提供方法・公開方法・公開範囲 ・更新頻度、時期 ・維持方法、コスト など (4) その他
第 3 回物質・材 質リスト WG	平成 26 年 8 月 4 日(月)	(1) 新情報伝達スキームにおける物質リストの対象範囲(つづき) ・法規制・業界基準の選定、選定基準 ・化合物等の CAS 展開 など (2) 物質リスト収載物質に関する情報伝達の閾値 (3) IEC62474DB 中の塩素系/臭素系難燃剤の扱い (4) 物質リストの公開方法、維持管理 ・物質リスト情報の提供方法・公開方法・公開範囲 ・更新頻度、時期 ・維持方法、コスト など (5) その他
第 4 回物質・材 質リスト WG	平成 26 年 8 月 26 日(火)	(1) 新情報伝達スキームにおける物質リストの対象範囲(つづき) ・化合物等の CAS 展開 など (2) 物質リスト収載物質に関する情報伝達の閾値 (3) IEC62474DB 中の塩素系/臭素系難燃剤の扱い (4) 物質リストの公開方法、維持管理 ・物質リスト情報の提供方法・公開方法・公開範囲 ・更新頻度、時期 ・維持方法、コスト試算 など (5) その他
第 5 回物質・材 質リスト WG	平成 26 年 9 月 24 日(水)	(1) 物質リストの構成の確認(参照リスト(法規制等の物質情報の転記)、検索リスト(ツールにおける物質検索用)) (2) 情報伝達の閾値: 化学品、成形品 (3) 物質リストのバージョンの付番ルール (4) 検索リストにおける CAS 番号のない物質の取扱い(ID 付与) (5) 成分情報から遵法判断情報作成のための金属換算係数 (6) 検索リストにおけるブレークダウンのルール
第 6 回物質・材 質リスト WG	平成 26 年 10 月 20 日(月)	 (1) パブコメ(第1回、管理対象物質リスト)資料の確認 (2) 管理対象物質リストの維持・改訂のルール(改訂の時期・頻度など) (3) 管理対象物質検索用リストにおけるブレークダウン(CAS 展開)のルール (4) 管理対象基準の変更のルール (5) 管理対象物質リストの管理体制 (6) その他
第 7 回物質・材 質リスト WG	平成 27 年 2 月 2 日(月)	 (1) パブコメ(管理対象物質)に対する意見・提案について (2) 管理対象物質リストの維持・改訂のルール(改訂の時期・頻度など) (3) 管理対象物質検索用リストにおけるブレークダウン(CAS 展開)のルール (4) 管理対象基準の変更のルール (5) 管理対象物質リストの管理体制 (6) その他

図表 5-6 新情報伝達スキーム I Tシステム WG 開催概要

	日	議題	
第1回 IT システ ム WG	平成26年9月4日(木)	(1)昨年度の振り返り (参考資料1,参考資料2) (2)今年度検討の基本方針と論点整理 (資料1,資料2) (3)その他(資料3)	
第2回 IT システ ム WG	平成 26 年 9 月 24 日(水	(1) 今年度の基本方針とITシステムの必要性に関する検討(2) 今後の論点整理(3) その他	
第3回 IT システム WG	平成26年10月17日(金)	(1)IT システム開発にあたっての合意シナリオと論点整理について (2)検討会への資料提出方針と今後のスケジュール (3)その他	
第4回 IT システム WG	平成26年10月24日(金)	(1)IT システム開発にあたっての合意シナリオと論点整理について (2)検討会への提出資料について (3)今後のスケジュール (4)その他	
第5回 IT システム WG	平成26年11月20日(木)	(1)前回検討会のご報告 (2)IT システムの機能の洗い出し (3)各機能の効果に関する評価方法について (4)その他	
第6回 IT システム WG	平成 26 年 12 月 15 日(月)	(1) 前回検討会のご報告(2) どのような IT システムが必要か(3) 運用に関するビジネスモデルの洗い出し(4) 今後のスケジュール及び検討会での報告事項	
第7回 IT システ ム WG	平成27年1月23日(金)	(1)前回検討会のご報告 (2)IT システムの機能について ・JAMP-IT に関する課題の再確認 ・IT システムに関する機能の洗い出し ・機能の評価方法及び絞り込み ・IT システムの実装イメージ (3)ビジネスモデル、ステップアッププラン等について(資料2)(4)今後のスケジュール	
第8回 IT システ ム WG	平成27年2月3日(火)	(1)中小企業向けアンケート案について (2)IT システムの機能について (3)ビジネスモデル、ステップアッププラン等について (4)検討会に提示する内容について (5)今後のスケジュール	
第9回 IT システム WG	平成27年2月24日(火)	(1)前回検討会のご報告 (2)IT システムの機能及びアンケート中間報告について (3)IT システムのビジネスモデル等について (4)今後の検討方針、スケジュールについて	
第10回 IT シス テム WG	平成27年3月12日(木)	(1)IT システムの機能、収支運用、組織等について (2)親検討会への提出資料について	

図表 5-7 新情報伝達スキーム ツール β 版検証 WG 開催概要

	В	議題
第 1 回ツール β 版検証 WG	平成26年11月4日(火)	(1)ツール β 版試行の全体像とWG の位置づけについて (2) $\lceil \beta$ 版検証」作業について

	日	議題		
第 2 回ツール β 版検証 WG	平成26年11月18日(火)	(1)ご指摘事項とその対応について(2)「β版検証」の具体的作業について(3)「β版検証」作業のご意見回収について(4)「β版検証」作業の役割分担の考え方について		
第3回ツールβ 版検証 WG	平成26年12月19日(金)	(1)ご指摘事項とその対応について(2)成形品ツールβ版検証における確認事項について(3)成形品ツールβ版検証の作業手順について(4)成形品ツールの利用ルールについて(5)新スキームに関する意識調査(アンケート)について		
第4回ツールβ 版検証 WG	平成27年2月25日(水)	(1) β 版検証進捗状況の報告(2) 今後の検証について(3) β 版検証結果について(中間報告)		
第 5 回ツール β 版検証 WG	平成27年3月13日(金)	(1) β 版検証に関する報告(2)ツールに関する課題の整理・対応について(3)ドキュメント類に関する課題の整理・対応について(4)検証に関するアンケートについて(5)ツール β 版検証およびツール開発に関する今後の予定について		

図表 5-8 新情報伝達スキーム検討会 委員

(◎委員長、○副委員長,50音順,敬称略)

名前	所属		
赤真 正人	DIC 株式会社 レスポンシブルケア部 法規担当部長		
及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長		
鍵野 実	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
川上 哲司〇	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
児島 史利	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
庄野 文章	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事		
竹本 彰広	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
徳重 諭	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長		
中井 泰史	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
則武 祐二	JAMP 新スキーム対応検討会 AHG		
古田 清人◎	キヤノン株式会社 環境統括センター 所長 (国内 VT62474)		
山田 春規	ソニー株式会社 品質/環境センター 化学物質管理課シニア環境マネジャー (国内 VT62474)		

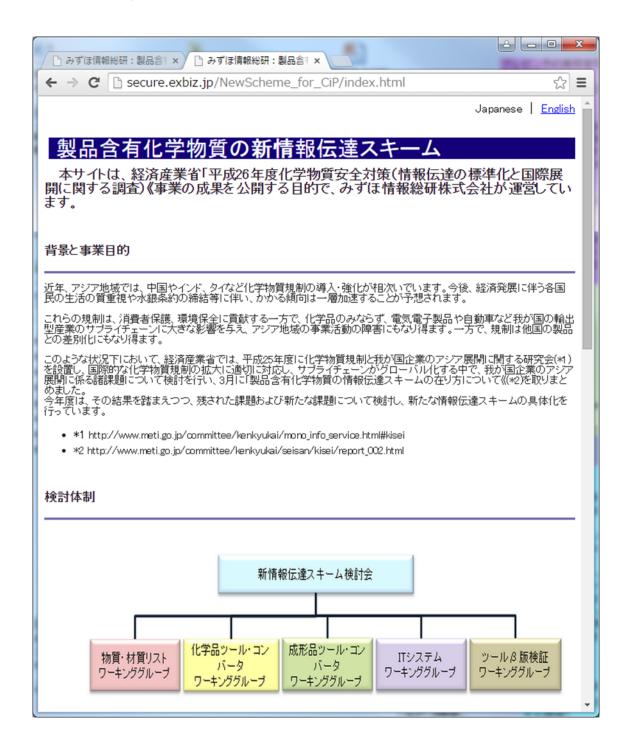
別添資料1:意見募集のための Web ページ

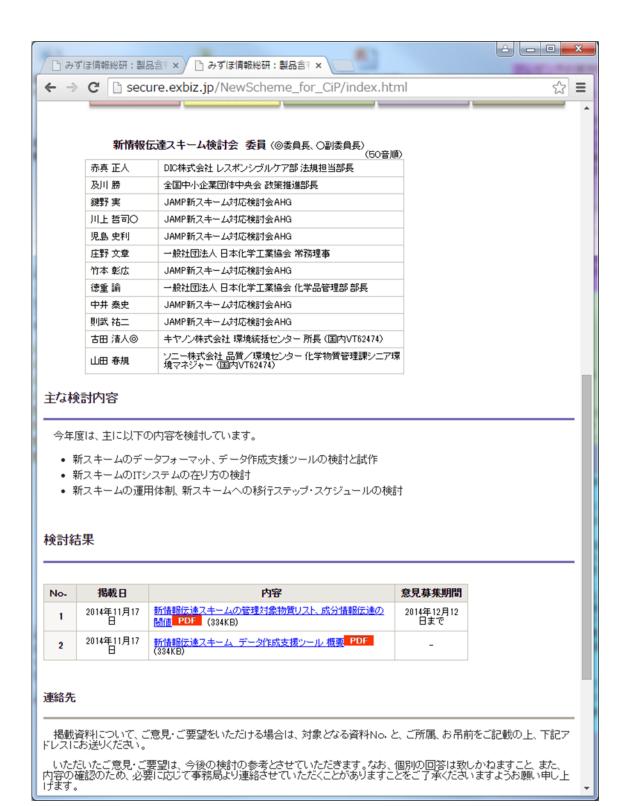
別添資料2:データ作成支援ツールおよび新情報伝達スキームに関するアンケート

別添資料3:ITシステムに関する中小企業向けアンケート

別添資料4:ITシステムに関する中小企業向けアンケート結果

別添1:意見募集のための Web ページ





データ作成支援ツールβ版検証

データ作成支援ツールおよび新情報伝達スキームに関するアンケート

新情報伝達スキーム検討会事務局 みずほ情報総研株式会社

- アンケートのご提出は、<u>以下の宛先に、平成27年2月27日までにお願い致します。</u>
- ご不明な点等につきましても、お手数ですが下記の宛先にご照会ください。

みずほ情報総研株式会社 新情報伝達スキーム検討会事務局

(担当:野上(のがみ)、菅谷(すがや)、芦ヶ原(よしがはら))

E-mail: sherpa-b-support@mizuho-ir.co.jp

ご回答にあたり、お名前、ご連絡先をお聞かせください。

※いただいたご回答内容につきましては、よりよいツールにするために統計処理の上活用させていただきます。御社名が特定されることはございません。また、個人情報は、個人情報保護法及び弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り、厳重に管理し、β版検証期間終了後に廃棄いたします。

お名前		一个市级开	E-mail	
ご所属		こ連絡先	TEL	

問1:ご所属先の属性についてあてはまるものを、(a)サプライチェーン(どのような分野向けの製品を扱っているか)、(b)サプライチェーンにおける位置、(c)貴社の従業員数をそれぞれから選択してください(それぞれ主なもの1つに〇をつけてください)

(a)サプライチェーン
①:電気電子機器
②:自動車部品・自動車
③:機械
④:アパレル
⑤: 玩具
⑥:建材、住宅
⑦:そのほか

(b)	サプライチェーンにおける位置
	①:化学物質製造
	\downarrow
	②:混合物製造(最終製品含む)
	↓
	③:成形品製造(化学品を購入)
	↓
	④:成形品の組立
	\downarrow
	⑤:最終組立製品の製造
	⑥:商社
	⑦: その他

(c)会社の従業員数
①5 人以下
②6 人~20 人
③21 人~50 人
④51 人~300 人
⑤301人~1000人
⑥1001 人~5000 人
⑦5001 人以上

- 問 2: 新情報伝達スキームのデータ作成支援ツール (化学品)β版 についてお聞きします。 化学品ツールを試用していない方は問 3 にお進みください。
- 2.1 化学品ツールβ版の操作感はいかがですか。以下から1つ選んで○を付けてください。

A:特に問題なく使えそうである。
B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使えそうである。
C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである。
D:難しくて、実務で使えそうにない。

2.2 2.1 で C または D を選択した方にお聞きします。どのような点が使いにくかったり、苦労しそうですか。

2.3 化学品ツールβ版のマニュアル類はいかがですか。難易度を1つ選んで○を付けてください。

	難易度(1 つに○)				「ややわかりにくい」「わかりにくい」を選択した
マニュアル	わかりやすい	まあまあ わかり やすい	ヤや わかり にくい	わかり にくい	場合、特にわかりにくい点等、ご記入ください。 ※個別の課題は別途フォーマットでいただいていますので、全体的な観点でご指摘ください。
操作マニュアル					
入力ルール					
利用マニュアル					

- 問 3: 新情報伝達スキームのデータ作成支援ツール (成形品) β版 についてお聞きします。成形品ツールを試用していない方は問 4 にお進みください。
- 3.1 成形品ツールβ版の操作感はいかがですか。以下から1つ選んで○を付けてください。

	A:特に問題なく使えそうである。
	B:簡単ではないが、慣れれば困難なく使えそうである。
	C:慣れるのに相当の時間を要し、使うのに苦労しそうである。
	D:難しくて、実務で使えそうにない。

3.2 3.1 で C または D を選択した方にお聞きします。どのような点が使いにくかったり、苦労しそうですか。

3.3 成形品ツールβ版のマニュアル類はいかがですか。難易度を1つ選んで○を付けてください。

	難易度(1 つに○)				「ややわかりにくい」「わかりにくい」を選択した
マニュアル	わかり やすい	まあまあ わかり やすい	やや わかり にくい	わかり にくい	場合、特にわかりにくい点等、ご記入ください。 ※個別の課題は別途フォーマットでいただいていますので、全体的な観点でご指摘ください。
操作マニュアル					
入力ルール					
利用マニュアル					

- 問4: 貴社の製品含有化学物質の情報授受の状況についてお聞きします。 ※問4について、会社全体の状況把握が難しい場合には事業部などの単位でのご回答で結構です。
- 4.1 貴社の製品含有化学物質の情報授受の件数はどの程度ですか。
 - (1)顧客ユーザから依頼されて回答したり、顧客ユーザに提供する件数

のべ<mark>件/月 程度</mark>

(2)サプライヤに依頼する件数

のべ 件/月 程度

*1 度に複数製品の授受、1 製品について月に複数回の授受がある場合は、のべ数をカウントしてください。

4.2 4.1 (2) で(サプライヤに依頼する件数が)1 件/月以上と回答した方にお聞きします。サプライヤに 依頼する際の書式はどのようなものですか。4.1(2)の件数の内訳(%)を選択肢から選択肢、解答欄にご記 入ください。なお、ここでは「独自書式」とは、AIS, MSDSplus, JGPSSI, JAMA/JAPIA シート以外の ものとします。

選択肢

- ①AIS ②MSDSplus ③JGPSSI ④JAMA/JAPIA シート
- ⑤①~④以外の紙や電子ファイル(独自書式)
- ⑥貴社 web システムへの直接入力 ⑦貴社以外の web システムへの直接入力
- ※①~⑤はメールの添付ファイルでの授受や FAX、web サイトへのアップロードを含みます。

(回答例1)

必ず AIS と不使用証明書をセットで依頼している場合

書式パターン	依頼の割合(%) (4.1(2)の件数の内訳)
①と⑤をセット(で依頼)	100
合計	100(%)

(回答例 2)

製品ごとに依頼する書式が異なる場合

書式パターン	依頼の割合(%) (4.1(2)の件数の内訳)
1)	60
①と③をセット(で依頼)	20
①と⑤をセット(で依頼)	10
7	10
合計	100(%)

(回答欄)

+ D10 - >	依頼の割合(%)
書式パターン	(4.1(2)の件数の内訳)
合計	100(%)

4.3 4.2 でサプライヤに「⑤ ①~④以外の紙や電子ファイル(独自書式)」を要求していると回答した方にお聞きします。具体的にはどのような内容ですか。

	/	①②③のいずれかを記入してください。 ①必ず依頼する/②部分的に依頼する/③依頼しない
		該当する理由と方法を1つ選択して○をしてください。
独自書式の種類	頻度	依頼する(左の「頻度」で①または②と回答)の場合、その理由と方法等
A:不使用証明書、非含有 証明、宣誓書		A-1:顧客ユーザから求められているためであり、顧客ユーザの書式をほぼそのまま利用して依頼している。 A-2:顧客ユーザから求められているためであるが、複数の顧客ユーザから依頼される内容を一回でサプライヤに依頼し、管理するために、証明書の内容を自社独自に作成し、自社独自の書式で依頼している。 A-3:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要だから。 A-4:その他(具体的に:
		B-1:顧客ユーザから求められているため。
B:分析結果報告書		B-2:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要だから。 B-3:顧客ユーザから求められてはいないが、規格や認証取得のため必要
		だから。 B-4:その他(具体的に:
		D-4. CO/IB (共体的C.)
		C-1:顧客ユーザから求められているためであり、顧客ユーザの書式をほぼそのまま利用して依頼している。
C:独自の物質リストに対		C-2:顧客ユーザから求められているためであるが、複数の顧客ユーザから依頼される内容を一回でサプライヤに依頼し、管理するために、物質を集約するなどして自社独自の書式で依頼している。
して含有の有無と含有率等を回答する形式の書類		C-3:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上、AISや JGPSSI 等では取得できない(対象外の)物質、情報項目について収集 する必要があるため。
		C-4:顧客ユーザから求められてはいないが、製品の品質管理上必要であり、AIS や JGPSSI 等を使うよりも自社書式の方が使いやすい若しくは自社の社内システムとの親和性がよいから。
		C-5:その他(具体的に:)

4.4	▸ 4.1(2)で(サプライヤに依頼する件数が)1 件/月以上と回答した方にお聞きします。顧客ユーザカ
	ら回答を依頼された物質について、「サプライヤに聞く前に、当該製品に入る可能性があるかどうかを認
	ず検討し、可能性がないと判断できる場合にはサプライヤに依頼しないようにする」など、サプライヤの
	負担軽減のための方策をとっていますか。下記のどちらかに○をしてください。また、「はい」の場合、

はい	(具体的内容を下記にご記入ください)
特に	ことっていない

4.5 4.1 (1) で(顧客ユーザから依頼されて回答したり、顧客ユーザに提供する件数が) 1 件/月以上と回答した方にお聞きします。顧客ユーザから依頼された書式で回答せず、依頼された書式に変更を加えたり、別の書式で回答することはありますか。下記のどちらかに○をしてください。また、「はい」の場合、具体的な内容を簡単にお聞かせください。

	54 3 H Clas 1 1 - 65 H 56 C 1 1 - 6 C 1 1 5
はい	(具体的内容(例:独自書式で依頼されても AIS で回答している/不使用証明書について、「保証」はできかね
るの	で、「意図的添加はしていない」と変更して回答している 等)を下記にご記入ください)
<u></u>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
依賴	された書式を変更することはない。

4.6 含有化学物質についての回答や提供情報の作成にあたり、困難な点はどのようなことですか。該当するものすべてに○を付けてください。

A:機密情報という理由で、サプライヤからの回答がなかなか得られない。	
B:A 以外の理由で、サプライヤからの回答がなかなか得られない。	
具体的な理由(わかる範囲で)[]
C:顧客ユーザから依頼されても、機密情報のため回答できない。	
D:調査対象物質が物質群名や規制名で指定してあり、取り扱っている物質が報告対象かどうかわからない	١,
E:自社の工程で化学変化を伴うが、変化後の成分や製品への残留率等がわかならい。	
F:依頼数が多く、依頼数に対して回答作成に割ける人員体制が不足していて、回答が追いつかない。	
G:何度も同じことを聞かれる(同じ会社(異なる部門)から / 同じ物質について など)。	
H:同じ情報を異なる書式や異なる媒体(異なる書式の紙やファイル・web)で聞かれるため、作業効率が悪	えい。
I:自社製品の情報のデータや過去の回答等をうまく管理できておらず、効率的な回答作成ができていない。)
]:その他[具体的に	

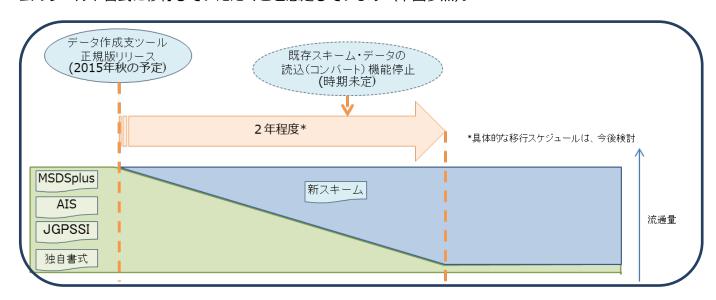
4.7 授受した含有化学物質の情報はどのような方法で管理していますか。該当するもの<u>すべてに</u>○を付けてください。

A:化学物質管理のための情報システム等で IT を十分に活用して管理している。
B:市販のビジネスソフト (表計算ソフト、データベースソフトなど) を活用して管理している。
C:授受したファイルを P C でフォルダに分けて保存するなどして管理している。
D:特に IT やビジネスソフトを活用していない。

問5:新情報伝達スキームについてお伺いします。

新情報伝達スキーム検討会では、データ作成支援ツールの開発以外にも、運用ルールや運用体制の検討を進めており、2017年度から正式な運用体制での運営を開始する予定です。

データ作成支援ツールについては、2015 年秋に正規版をリリースする予定です。その後、2 年程度*の移行期間を設け、各社の社内システムの切り替えタイミング等に合わせて、既存スキームから新情報伝達スキームのツールや書式に移行していただくこと想定しています(下図参照)。



5.1 新情報伝達スキームでの情報伝達を積極的に導入していただけますか。以下から1つ選んで \bigcirc を付けてください。

A:積極的に導入したい。	
B:社内システムの改修のタイミングを考慮しつつ、積極的に導入したい。	
C:しばらく様子を見て、標準的なスキームになりそうだと判断できたら導入したい。	
D:顧客ユーザから新スキームで依頼されるようになれば、導入せざるを得ない。	
E:導入したくない	
理由 []

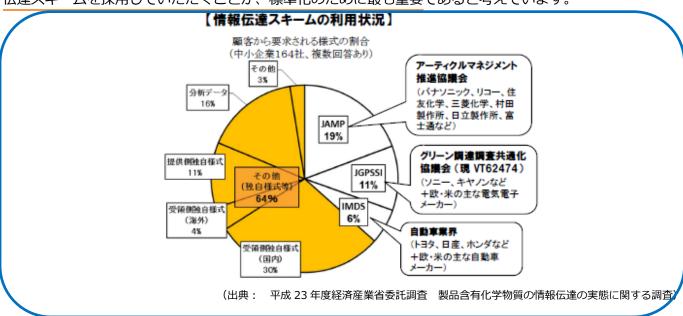
5.2 新情報伝達スキームが普及した場合、貴社全体としては、製品含有化学物質の情報伝達に係る事務作業が軽減されると思いますか。現スキームからの移行期には作業負担をおかけすることと思いますが、ここでは、2,3 年後を想定してお答えください。以下から1つ選んで○を付けてください。

A:かなり軽減すると思う。
B:やや効率化すると思う。
C:あまり効率化されないと思う。
D:効率化されないと思う。

5.3 5.2 で Cまたは Dと回答された方にお聞きします。 なぜそう思われますか。

(2)独自書式について

下図は、情報伝達スキームの利用状況を示しています。何らかの標準化スキームを利用している事業者は30%程度に過ぎません。残りの「その他(独自書式等)」(図中は様式)を使っている64%の事業者に新情報伝達スキームを採用していただくことが、標準化のために最も重要であると考えています。



「その他(独自書式)」を少なくするために、以下のようなことができないかと考えています。

- ③ 独自書式のうち、たとえば「RoHS 不使用証明」については、新情報伝達スキームで IEC62474 エリア を指定した遵法判断情報が代替手段となることが期待されます。新情報伝達スキームの IEC62474 のエ リアを指定した遵法判断情報では、RoHS 対象物質についての閾値を踏まえた含有判定(Y/N)が、「受 領者による法規制あるいは業界基準への適合性の判断根拠となり得る情報を提供する」ことをサプライヤ 内の管理において承認者が承認した形で得られます。
- ④ 自社製品で管理すべき物質の中に、既存スキームの管理対象外の物質があるため、独自の物質リストを作成して、独自書式で調査をしているケースがあります。新情報伝達スキームでは、下表のようにサプライチェーンで合意可能なものとして、ビジネスニーズの高い法規制や業界基準を管理対象基準として設定し

ています。管理対象物質をむやみに 増やすと、負荷が増大するなど回答 が困難になり、情報伝達が途切れる 原因にもなります。したがって、各 社で管理すべき物質の中に、管理対 象外の物質が含まれる可能性があり ます。一方で、同じ情報を別の書式 で回答することは、回答者にとって 非効率的です。そこで、新情報伝達 スキームの管理対象物質については、 新情報伝達スキームの書式で依頼し、 それ以外の物質のみを別書式で依頼 するような方法を採用することで、 サプライヤは少なくとも共通の物質 については既にある回答が流用でき、 全体として、効率的な回答が可能と なることが期待されます。

表:新情報伝達スキームの管理対象基準

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準(並び順は制定年順)
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質) およびANNEX XIV(認可対象物質)
LR07	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

いくことができると思いますか。以下から1つ選んで \bigcirc を付けてください。
思わない場合は、なぜ思わないのかお聞かせください。
A:できると思う。
B:以下の理由により、できそうにない。
理由 [
C:わからない
5.5 上記の②について、貴社で管理の必要な物質は、現時点の新情報伝達スキーム管理対象基準以外にもあり
ますか。
A:特にない(新情報伝達スキームの管理対象基準で十分)。
B: 一部、新情報伝達スキームの管理対象基準では不十分な製品がある。
C:ほとんどの製品で、新情報伝達スキームの管理対象基準では不十分である。
D:わからない。
5.6 上記の②について、少なくとも新情報伝達スキームで管理対象としている物質については、新情報伝達
スキーム(の書式)で依頼することが可能だと思いますか。以下から1つ選んで○を付けてください。
思わない場合は、なぜ思わないのかお聞かせください。
A:できると思う。
B:以下の理由により、できないと思う。
理由 [
C:わからない
5.7 独自書式を減らしていくために、新情報伝達スキームのデータ作成支援ツールに取り入れるべき機能が
あれば、お書きください。
5.8:新情報伝達スキームに関するご意見・ご要望などがあれば、ご記入ください。

5.4 上記の①について、新情報伝達スキームで情報伝達をすることによって、一部の不使用証明をなくして

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

製品含有化学物質管理実践セミナー参加者 各位

平成 27年 2月 経済産業省 化学物質管理課 (調査委託先:みずほ情報総研株式会社)

製品含有化学物質の情報伝達に関するアンケートへの ご協力のお願い

拝啓

平素は、経済産業省の化学物質管理政策にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では製品含有化学物質のサプライチェーンにおける情報伝達に 関して、新しいスキームを検討しています。

つきましては、この度、本調査の基礎資料として、「製品中化学物質の情報伝達に関するアンケート」を実施いたしますので、大変ご多忙中、お手数ではございますが、ご協力頂ければ幸いです。

なお、本アンケートは、みずほ情報総研株式会社に調査を委託して実施致します。ご回答頂いたデータ等は統計処理等を行うため、貴社名を公表することはございません。

末筆ながら、より一層のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

アンケートの内容に関するお問い合わせ先

みずほ情報総研株式会社

環境エネルギー第1部

環境リスクチーム

新情報伝達スキーム ITシステムワーキング事務局

担当:浅野、久保

メールアドレス: BSY-ITWG@mizuho-ir.co.jp

【製品含有化学物質の情報伝達に関するアンケート】

みずほ情報総研株式会社

本アンケートは、経済産業省において検討されている「製品含有化学物質のサプライチェーンにおける情報伝達」に関する調査の一環で実施しており、情報伝達に係る IT システムを構想するにあたり、ユーザーにとって使いやすいシステムの在り方を検討するために必要な情報を集めることを目的としています。質問は全部で18問あります。

本アンケートは製品含有化学物質の情報伝達に関わる業務を担当されている方を対象と しております。可能な限り実務を把握された方に回答いただけるよう、ご協力お願い申し 上げます。

【必須回答】と指定している質問には必ずご回答いただくようお願い申し上げます。その 他の質問でやむを得ず回答できない場合は、空欄のままでも問題ございません。わかる範 囲でご回答願います。

尚、直ちにご回答できない場合、下記 URL にて同内容の web アンケートを実施しておりますので、そちらからご回答頂ければ幸いです。

【WEB アンケート】 https://jp.research.net/s/BSY-ITWG

それでは、何卒宜しくお願い申し上げます。

アンケートの内容に関するお問い合わせ先

みずほ情報総研株式会社

環境エネルギー第1部

環境リスクチーム

新情報伝達スキーム ITシステムワーキング事務局

担当:浅野、久保

メールアドレス: BSY-ITWG@mizuho-ir. co. jp

【業務実態把握のための質問】

質問1 【必須回答】

貴社の業種、従業員数・資本金の組み合わせについて、最も近いものを下記の選択肢の中から一つ選び、回答欄に○をつけてください。

回答欄	選択肢			
	① 製造業で、従業員数300人以下、もしくは資本金3億円以下の企業。			
	② 卸売業(商社含む)で、従業員数 100 人以下、もしくは資本金 1 億円以下の企業。			
	③ 小売業で、従業員数 50 人以下、もしくは資本金 5000 万円以下の企業。			
	④ サービス業で、従業員数 100 人以下、もしくは資本金 5000 万円以下の企業。			
	⑤ 上記①~④以外の業種で、従業員数 300 人以下、もしくは資本金 3 億円以下の			
	企業。			
	⑥ 上記のどれにも該当しない企業。			

質問2【必須回答】

貴社の該当するサプライチェーン(貴社の製品が最終的にどのような製品として世の中に出回るか)として最も実態に近いものを、下記の選択肢の中から<u>最大3つまで</u>選び、回答欄に○をつけてください。

回答欄	サプライチェーン (最終的にどの製品になるか)
	①:電気電子機器
	②:自動車部品・自動車
	③:機械
	④:アパレル
	⑤: 玩具
	⑥:建材、住宅
	⑦:その他(下記に具体的に記載ください)

質問3【必須回答】

貴社のサプライチェーンでの位置づけについて、最も近いものを下記の選択肢の中から <u>一つ選び</u>、回答欄に○をつけてください。

回答欄	サプライチェーンにおける位置		
	①化学物質、素材製造		
	②混合物製造 (調剤など)		
	③成形品製造(部品や部材製造、化学品の購入)		
	④成形品の組立(部品の加工も含む)		
	⑤最終組立製品の製造(顧客向け最終製品 機械や装置含む)		
	⑥商社		
	⑦その他(下記に具体的に記載ください)		

質問4【必須回答】

貴社で取り扱っている製品について、汎用品(あらかじめ仕様が決まっている様な製品) とカスタム品(顧客ごとに仕様が異なる特注製品)のおおよその割合をお尋ねします。 最も近いものを下記の選択肢の中から一つ選び、回答欄に○をつけてください。

回答欄	選択肢	
	D汎用品なし(特注品だけ)	
	②汎用品 50%以下	
	③汎用品 50%以上	
	④すべて汎用品(特注品なし)	

情報伝達における社内での作業を(1)調達先に情報提供を依頼する作業、(2)顧客のために情報を作成・提供する作業、の大きく二つに分けた場合、(1)と(2)のそれぞれで、貴社の1ヶ月間あたりのおおよその作業件数をご記入ください。大まかな数字で結構です。*一度に複数製品の授受、もしくは1製品について月に複数回の授受がある場合は、のべ数をカウントしてください。

(1)調達先に情報提供を依頼する作業



(2)顧客のために情報を作成・提供する作業



(1)調達先に情報提供を依頼する作業件数

のべ____件/月 程度

(2)顧客のために情報を作成・提供する作業件数

のべ____件/月 程度

(1) 貴社における製品含有化学物質の情報伝達の担当者に関して、最も近いものを下記の選択肢の中から<u>一つ選び</u>、回答欄に○をつけてください。

回答欄	選択肢			
	D情報伝達専任の担当者を配置している。			
	②情報伝達の専任の担当者は決めておらず、兼務で実施している。			
	③情報伝達に関与できる人がいない。			
	④情報伝達に関して社内事情は知らない。			

(2)(1)で、	①または②に○をつけた方にお尋ねします。	専任または兼務の担当者の人数を
ご記入。	ください。	

おおよそ	Y
わわよて	八

製品含有化学物に関して、顧客からどのような事項(情報・書式)を依頼されますか。 下記に示す①~⑦のそれぞれに対し、「経験なし」、「たまに経験する」、「よく経験する」、 の三段階から<u>一つ選び</u>、回答欄に〇をつけてください。また、①~⑦以外に顧客から依頼 される事項がございましたら、「&その他」に具体的にご記入ください。

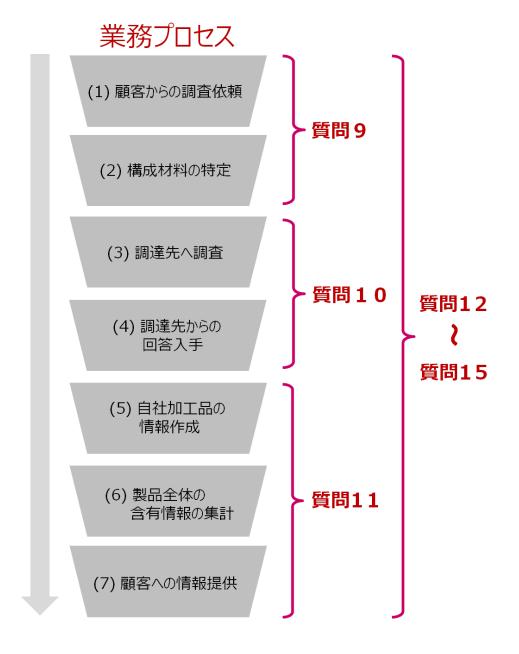
	顧客からの依頼事項		依頼される頻度		
		経験なし	たまに 経験する	よく 経験する	
1	AIS 書式での製品含有化学物質情報の報告。				
2	JGPSSI 書式での製品含有化学物質情報の報告。				
3	JAMA/JAPIA 書式での製品含有化学物質情報の報告				
	または、IMDS への製品含有化学物質情報登録。				
4	顧客独自の書式での製品含有化学物質情報の報告。				
5	製品含有化学物質の分析結果の報告。				
6	非含有証明書(または不使用証明)の提出。				
7	製品含有化学物質の情報の管理に関する取り組みに				
	ついての報告。				
8	その他(下記に具体的に記載ください)				

貴社では製品含有化学物質の情報伝達に関して、既に何らかのツールやシステムを活用していますか?下記選択肢のうち、既に利用しているものを全て選び、回答欄に○をつけてください。選択肢以外のツールやシステムを利用している場合は、「®その他」に具体的にご記入ください。

回答欄	ツールやシステム
	① AIS、JGPSSI の無料のデータ作成ツール。
	② 顧客から提供されるインターネット上のシステム。
	③ システム会社が提供するパッケージシステム。
	④ JAMP-IT システム。
	⑤ 自社で開発したシステム。
	⑥ EXCEL などでの台帳管理。
	⑦ ツールやシステム等は一切使用していない。
	⑧ その他(下記に具体的に記載ください)

【IT システムに関する質問】

現在、情報伝達をよりスムーズに実施できるように、情報伝達に係る IT システムを構想 しております。IT システムは下図のように製品含有化学物質の情報授受における業務プロ セス(1)~(7)の各ステップにおいて発生する課題を解決することを目的としています。



以降の質問9~質問15では、上図で示す各業務プロセスの課題についてお尋ねします。

p7の図で示す業務プロセスのうち、「(1)顧客からの調査依頼」、「(2)構成材料の特定」に関してお尋ねします。

(1) 下記選択肢のうち経験したことのある課題の<u>全てを</u>選び、回答欄に○をつけてください。選択肢の①~⑦以外に経験したことのある課題がございましたら、「⑧その他」に具体的にご記入ください。

回答欄	課題		
	番号	内容	
	1)	依頼された顧客品番から自社品番を特定するのに手間がかかる。	
	2	依頼される自社製品の構成材料や調達先の特定に手間がかかる。	
	3	調達先の対応窓口の特定に手間がかかる。	
	4	調達先が決まらない段階で依頼される。	
	(5)	納入品全てとか、1年に1回再調査など依頼件数が多く手間である。	
	6	生産中止品の依頼は調達先にも依頼できない。	
	7	顧客とのやり取りがメールであり、営業担当者が処理せず後回しにするケー	
		スがある。	
	8	その他 (下記に具体的に記載ください)	

(2)(1)で○をつけた課題のうち、特に深刻であるとお考えの課題を、深刻度の高いものから最大3つ選択し、課題の番号をご記入ください。

第一位	第二位	第三位

p7の図で示す業務プロセスのうち、 $\underline{(3)$ 調達先へ調査」、 $\underline{(4)}$ 調達先からの回答入手」に関してお尋ねします。

(1) 下記選択肢のうち経験したことのある課題の<u>全てを</u>選び、回答欄に○をつけてください。選択肢の①~⑩以外に経験したことのある課題がございましたら、「⑪その他」に具体的にご記入ください。

回答欄		課題	
	番号	内容	
	1	購入量が少ないという理由で、調達先に情報提供を断られるケースがある。	
	2	機密情報であるという理由で、調達先に情報提供を断られるケースがある。	
	3	2次調達先からの情報入手が出来ないという理由で、調達先に情報提供を断ら	
		れるケースがある。	
	4	情報提供の対価を求められるケースがある。	
	(5)	商社や量販店から購入する際は情報を入手できない。	
	6	調達先への依頼や督促に手間がかかる。	
	7	相手によっては、依頼に対する督促がしづらい。	
	8	すべての情報が集まることは無く、情報の補完に困る。	
	9	調達先とのやり取りがメールであり、製品単位にどこまで入手できているのか	
		確認するのが手間である。	
	10	部品点数が多数の製品の場合、それぞれの調達先からの回答状況を把握するの	
		が大変である。	
	11)	その他 (下記に具体的に記載ください)	

(2)(1)で○をつけた課題のうち、特に深刻であるとお考えの課題を、深刻度の高いものから最大3つ選択し、課題の番号をご記入ください。

第一位	第二位	第三位

(3) 調達先へ情報の依頼を出してから回答を得るまでにかかる平均的な時間をご記入ください(おおよその値で結構です)。

おおよそ_____ (日・時間) *どちらかの単位に○をしてください

p7の図で示す業務プロセスのうち、「(5)自社加工品の情報作成」、「(6)製品全体の含有情報の集計」、「(7)顧客への情報提供」に関してお尋ねします。

(1) 下記選択肢のうち経験したことのある課題の<u>全てを</u>選び、回答欄に○をつけてください。選択肢の①~⑥以外に経験したことのある課題がございましたら、「⑦その他」に具体的にご記入ください。

回答欄	課題		
	番号	内容	
	1	自社に化学物質の知見が無く、情報の作成ができない。	
	2	調達先から入手した情報が妥当かどうか判断できない。	
	3	構成部材の製品含有化学物質の情報を製品単位に集計するのに手間がかかる。	
	4	調達先から変更データが来るが、製品単位に変更出来ていない(バージョン管	
		理がきていない)。	
	(5)	顧客からの要求納期に間に合わない。	
	6	他の業務に比べて優先度が下がるため工数・時間を裂けない。	
	7	その他 (下記に具体的に記載ください)	

(2)(1)で○をつけた課題のうち、特に深刻であるとお考えの課題を、深刻度の高いものから最大3つ選択し、課題の番号をご記入ください。

第一位	第二位	第三位

(3) 調達先からの情報が得られることを前提として、得られた情報をもとに貴社の製品の情報を作成し顧客に情報提供するまでにかかる平均的な時間をご記入ください(おおよその値で結構です)。

おおよそ____ (日・時間) *どちらかの単位に〇をしてください

下表には情報伝達システムにおいて搭載しようと構想している新機能の一部を掲載しています。これらの新機能①~⑦に対し、ご興味の度合いを「興味なし」、「やや興味あり」、「とても興味あり」、の中から一つ選び、回答欄に〇をつけてください。また、①~⑦以外に欲しい機能がございましたら、「⑧その他」に具体的にご記入ください。

新機能		興味の度合い			
		興味なし	やや 興味あり	とても 興味あり	
1	汎用部品や材料の検索システム(個別に調達先に聞				
	かなくても良い)。				
2	自社部材構成により、調査情報を製品単位に自動作				
	成するシステム。				
3	メールのような操作性で依頼や回答ができるシステ				
	ム。				
4	製品含有化学物質の情報のひな形を作り、流用して				
	情報が作成できる作成支援システム。				
5	商社において依頼・回答を自動でできるシステム。				
6	製品含有化学物質の情報の変更管理ができるシステ				
	ム。				
7	社内の担当部門との情報共有ができるシステム。				
8	その他(下記に具体的に記載ください)			•	

質問 $9\sim1$ 1 で選択した課題を解決することができるとすれば、それに対してどのくらいの対価が妥当だと思いますか。個人的なご意見で結構ですので、一年間の対価として最も近い金額を下記の選択肢の中から一つ選び、回答欄に \bigcirc をつけてください。

回答欄		質問9~11で選択した課題の一年間の対価
	1	0円
	2	1万円
	3	5万円
	4	10万円
	(5)	20万円
	6	50万円
	7	100万円以上

質問14

下表には IT システムを導入するにあたり、導入の判断に影響をおよぼす要因を掲載しています。①~⑤のそれぞれの要因に対し、IT システム導入判断への影響の度合いを「影響なし」、「やや影響あり」、「とても影響あり」の中から一つ選び、回答欄に〇をつけてください。また、①~⑤以外に影響する要因がございましたら、「⑥その他」に具体的にご記入ください。

要因		影響度		
		影響なし	やや 影響あり	とても 影響あり
1	魅力的な IT システムの機能自体			
2	自社の社長の意思や従業員からの要望			
3	親会社や主要な顧客ユーザーからの要望			
4	経済産業省や中小企業庁等の行政からの助言			
(5)	中小企業関連組合等の団体からの要望			
6	その他(下記に具体的に記載ください)			

製品含有化学物質の情報伝達に関して、日頃困っていることやご意見などがございましたら、ご自由にご記入ください。

【ご回答者様に関する質問】

質問16【必須回答】

ご自身の役職について、選択肢の中から最も近いものを 1 つ選び、回答欄に○を付けてください。

回答欄	選択肢
	① 上級管理職 (課長以上)
	② 中間管理職(現場リーダーから係長まで)
	③ その他社員

質問17【必須回答】

ご所属について、選択肢の中から最も近いものを1つ選び、回答欄に○をつけてください。

選択肢
① 営業部門
② 技術部門
③ 総務部門
④ 法務部門
⑤ その他 (下記に具体的に記載ください)

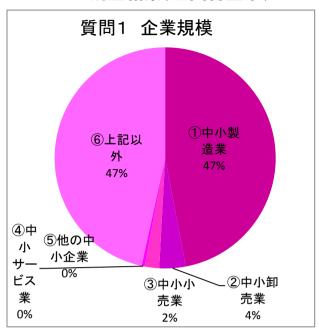
質問18

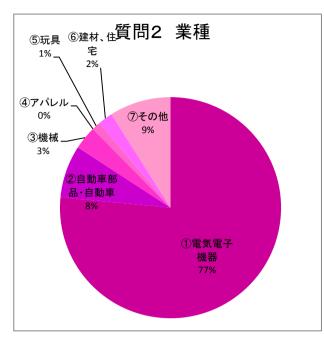
差し支えなければ、貴社の会社名をご記入ください。

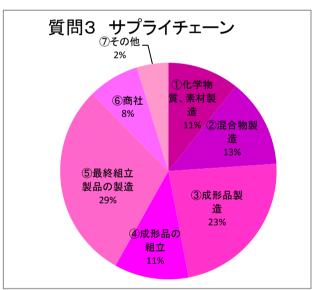
以上で終了です。

ご協力有難うございました。

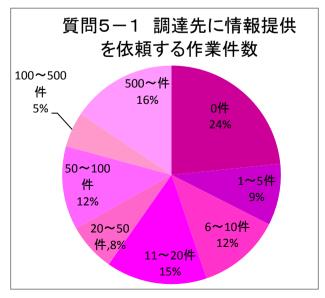
1.アンケート調査結果(全回答企業)

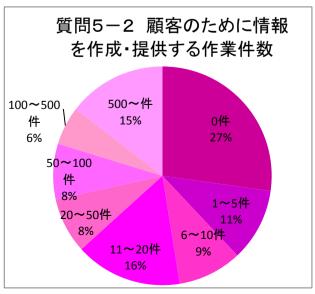


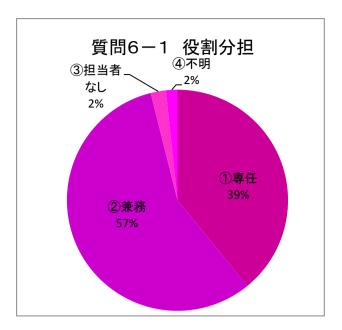


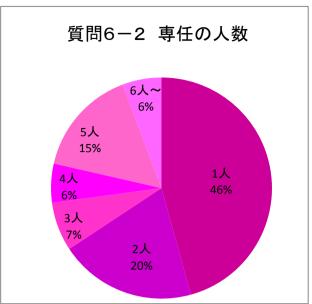


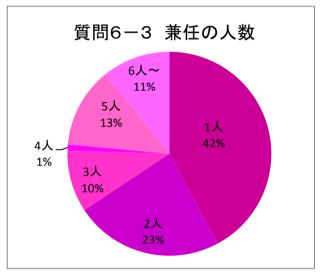


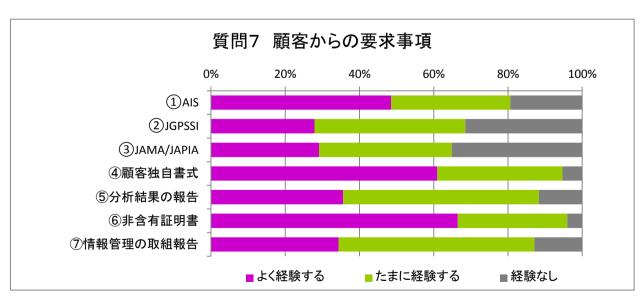


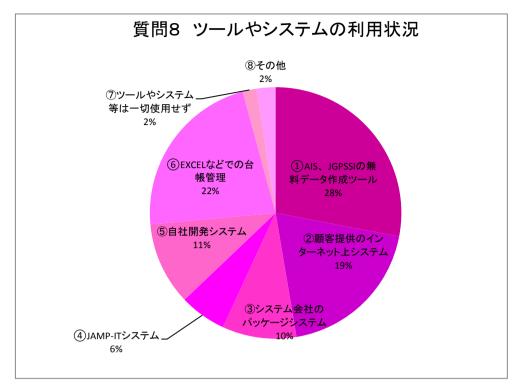


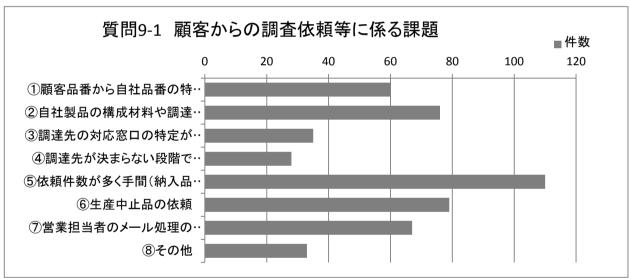


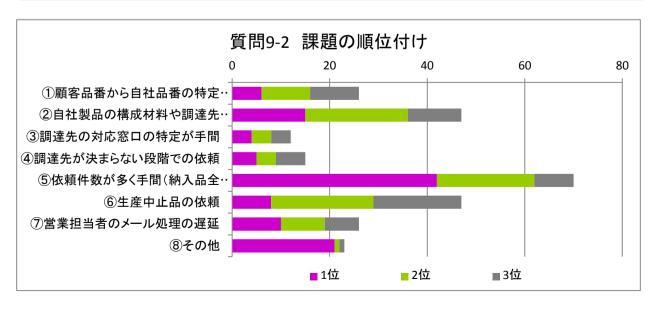


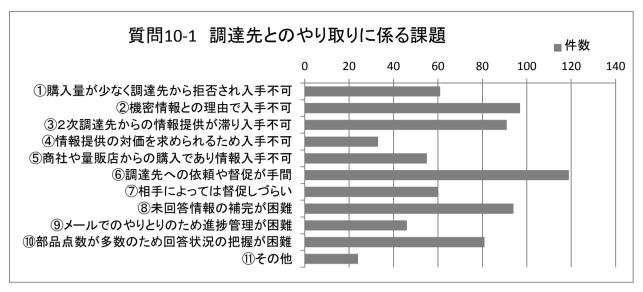


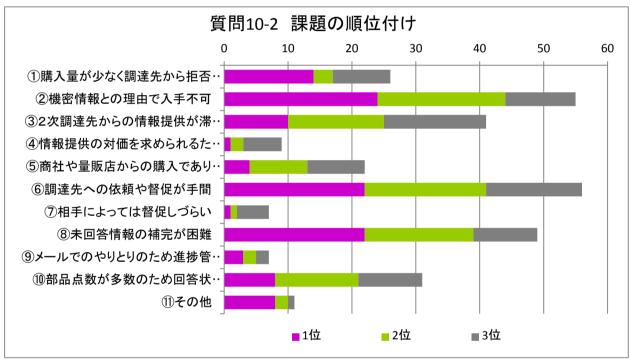


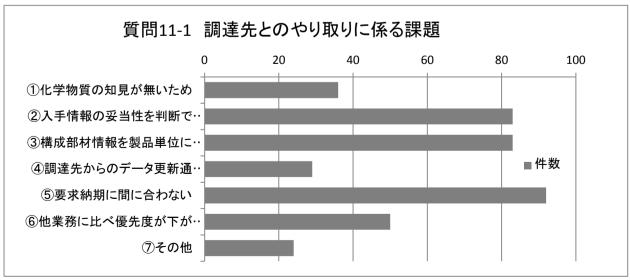


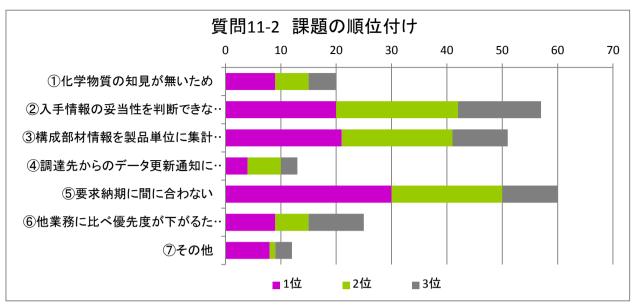


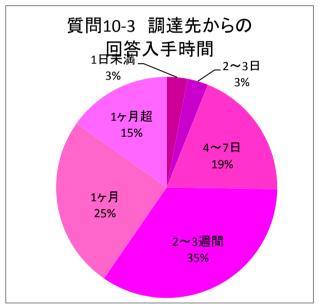


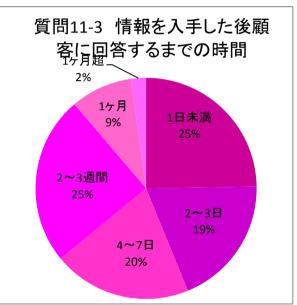


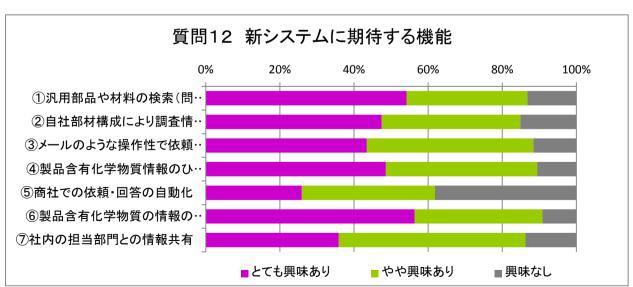


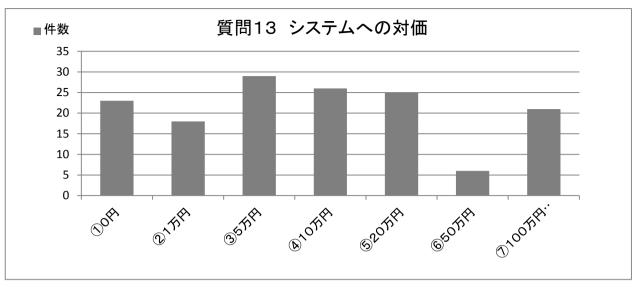


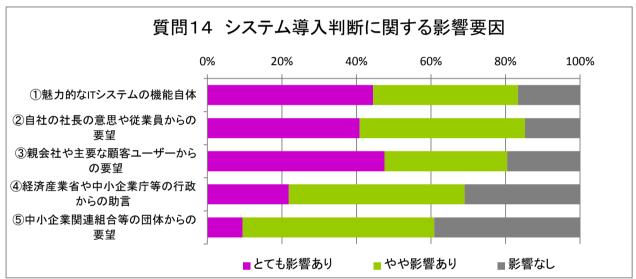


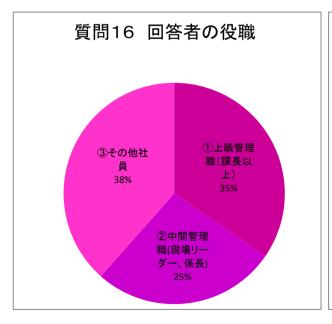


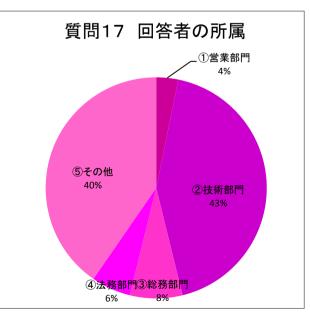












2.アンケート調査結果(中小企業)

